

倉敷の歴史

第25号

2015年3月

論 文

渾大防益三郎と漂流民音吉の動静

—野崎武吉郎との連携による二世帰国作戦— ……太田 健一 (1)

明治初期倉敷地域の民間信仰・習俗取締をめぐる一様相について

—林孚一関連史料に見る「淫祠邪教」・修験の取締を中心に— ……笹田 健一 (18)

明治末における犬養毅の選挙地盤

—第一一回総選挙をとおして— ……久野 洋 (35)

犬養毅と難波清人、安原太郎—犬養毅の支持基盤を探る— ……前田 昌義 (49)

ノ ー ト

近世倉敷と郡大工 ……間壁 忠彦 (65)

倉敷市域における武術流派戸田流の系譜とその特徴 ……足立 賢二 (75)

聞き書き倉敷の歴史

記者の目から見た経済成長期の倉敷市と高橋勇雄市長 ……吉澤 利忠 (85)

史料紹介

林孚一の履歴と功績について

—林家の新出の史料の分析を通して— ……土岐 隆信 (97)

史料群紹介

倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書 ……山本 太郎 (107)

アラカルト

板倉勝静の持参金 ……小野 敏也 (119)

展示会記録

平成二十六年度資料展示会 倉敷ゆかりの人々の手紙 …… (122)

報 告

平成25年度歴史資料講座 …… (131)

平成26年度古文書解説講座 …… (132)

新刊紹介 投稿要領 歴史資料整備室日誌 …… (133)

明治初期倉敷地域の民間信仰・習俗取締をめぐる

一 様相について

― 林孚一関連史料に見る「淫祠邪教」・修験の取締を中心に ―

笹 田 健 一

はじめに

明治十一年（一八七八）、当時、窪屋郡長であった林孚一（以下、林と略す場合あり）は、同年十月三日付『備作新聞』百四十号掲載の投書において、これまでの窪屋郡での民間信仰・習俗取締を振り返り、「我備中窪屋郡中ハ不開化ニシテ、旧来ノ陋習斷ザル事、泉ノ湧ガ如シ^{〔1〕}」と、そのありさまを嘆いていた。地域行政の指導者として開化政策を推進してきた林が、そのような評価をするに至った倉敷地域（旧窪屋郡域を中心に）での民間信仰・習俗の取締とは一体どのようなものだったのか、その一端を明らかにすることが小稿の目的である。

この林の投書は、明治初年から明治十一年に至る、主として一八七〇年代のこの地域の開化政策の一環として

行われた民間信仰・習俗の取締の過程を、一通り概観できる内容となっており、何より取締を主導した当事者の一人である林の手により書かれたものである^{〔2〕}。

そこで小稿では、この林の投書を軸として関連する林家資料を中心に、当時の新聞資料やその他刊本史料等を検討することで、「淫祠邪教」とされた民間信仰・習俗のありさまとその取締状況を時系列的に明らかにし、さらに、そうした取締が次第に行き詰まりをみせていく様相を、修験活動の取締や対応の問題を取り上げ明らかにして行きたい。

一 明治初年～明治六年の取締状況

まず、「^{〔3〕}維新ノ初倉敷置県」時期の酒津村「金陽物大明神」取締について見て行きたい。

この酒津村「金陽物大明神」は、「金精大明神」等とも呼ばれ、性信仰の対象として当時栄えていた。⁽⁴⁾表1にもあるとおり、明治初年の様相について林の投書によれば、「男根ヲ主神トシテ公然淫祠ヲ祭⁽⁵⁾リ、「遠近ノ参詣晴天ノ日ハ千人ニ下ラズ」という盛況ぶりであり、「大願成就ノ日ハ伏見製ノ男根ヲ奉納シ、或ハ春画ヲ以テ額ニ掲グ」というありさまであった。そして、それを聞いた倉敷県大参事島田泰夫は、「直ニ村吏ニ命ジ、即日華表ヲ除ケ猥褻ノ物ヲ毀チテ発セシム」と、迅速かつ嚴重に取締を行ったのであった。⁽⁵⁾

この酒津村での取締については、明治六年（一八七三）一月二十四日付『大阪新聞』七十六号掲載の備中からの投書にも取り上げられている。すなわち、「金勢大明神ト号シ陰莖ヲ神体ニ祭タル淫祠アリ、遠近ノ男女参詣スル者日々絶ル事ナシ、其傍ニハ瓦製ノ陰莖ナトヲ商フテ渡世スル者アリ、嚴命ニ由テ速ニ廃セラレタリ」とあり、林の投書とほぼ同じ内容である。そしてさらに続けて、この酒津村での取締を「美事ト云ベシ」と評していた。⁽⁶⁾

では、なぜ「美事」と評したのか。それは、酒津村での取締と、その後の取締状況とを対比させてのもののだっ

た。続けて備中からの投書を見て行こう。

まず、「小田郡大谷村ニ金神大明神ト号シ怪シキ祈祷者アリ、又所々ニ分派アリテ多クノ人民ヲ惑ハシ、許多ノ財貨ヲ貪リ頗ル富ヲ致スト云⁽⁷⁾」と、金光教の活動を「淫祠邪教」として批判、さらに、賀陽郡門前村や窪屋郡生坂村の「稻荷ヲ祭リ神憑ナトスル呪⁽⁸⁾」を例に挙げ、「方俗之ヲノリクラト云、是等ノ徒多クノ人ヲ惑シ財ヲ集ル事少ナカラス、是等ノ徒ハ未タ何ノ処分モ無之、願⁽⁹⁾ニ新県創建ノ折柄公務繁多ニシテ、是等ノ事マテニハ行届カザルカ吞舟ノ魚網ヲ漏ル、ノ難ナキ事能ハス」と、新県（深津県、後の小田県）設置で公務多忙の時期とはいえ、こうした「ノリクラ」の活動を放置し、取締を実施しない当局の対応を批判したのであった。

そして、最後に甚だしい例として浅口郡阿賀崎村の商家を挙げ、「本業ヲ廃シ、店先ニ神前ヲカザリ軒端ニ幕ヲ張り、神憑ナトシテ謝物ヲ貪ル一種ノ野売徒アリ、可憎々々⁽¹⁰⁾」と、商家までもが「淫祠邪教」に手を染める事態に憎しみさえ抱いていたのである。

このように備中からの投書は、活発な「ノリクラ」などの「淫祠邪教」的活動のありさまを問題として伝えて

いるが、その備中からの投書が『大阪新聞』に掲載された明治六年一月とは、教部省により「梓巫市子並憑祈禱狐下ケ杯ト相唱玉占口寄等之所業」⁽¹²⁾が禁止された時期であり、この時期を含む明治五・六年頃から開化主義に基づき民間信仰や習俗への抑圧が一般化して行つたと安丸良夫氏が言われている。⁽¹³⁾

この備中からの投書は、そうした時期的状況にどの程度の影響を受けて書かれたのか不明だが、明治五・六年頃の時期は、民間信仰・習俗を「淫祠邪教」として問題視する風潮が強まり、その取締が強く求められる時期であつた。しかし、にも拘らず当時の備中、特に倉敷と周辺地域では、当局による取締・対応は十分なされておらず、まさに「吞舟ノ魚網ヲ漏ル、」ありさまであつたのである。

すなわち、酒津村での取締を「美事」と評したのは、その後明治六年に至るまで取締が極めて不十分であつたためであり、そのため酒津村での取締は、当時見習うべき取締と位置づけられていたと言える。また、それから五年後の明治十一年に書かれた林の投書でも、酒津村での取締は、先に見たとおり明治初年の倉敷地域での最

初の取締事例として取り上げられており、その後の取締の先駆的事例として位置づけられていたと言えるだろう。

二 明治七年～明治十一年の取締状況

1 明治七年秋の取締状況

倉敷地域での開化政策に伴う民間信仰・習俗の取締が本格的に行われるのは、林の投書によれば明治七年（一八七四）の秋からである。それは、表1にもあるとおり小田県権令矢野光儀の「都テ管内ノ美事ヲ挙ゲ、御政⁽¹⁴⁾度ニ抵触シ、或ハ他県ノ誹謗ヲ受ル程ノ怪訝ノ業ヲ為ス有ラバ、速ニ改、方今ノ御政道ヲ人民ニ知ラシムベシト」命令によるものであり、その取締対象は特定の民間信仰・習俗に限らず、幅広いものであつた。⁽¹⁵⁾

また、こうした取締をめぐる動きについては、時を同じくして出された明治七年十月二十五日の小田県布達によつても窺うことができる。すなわち、明治六年一月に出された「梓巫・市子・憑祈禱」等の所業禁止の教部省布達が徹底されていないとして、こうした禁止された所業を行う者を「見聞ニ於テハ、聊カ無用捨取押ヘ速ニ可

届出候」というものであり、「決シテ無謂妖言ニ惑ハサ
レス、銘々行状ヲ相慎ミ、家業大切ニ相働キ候様、区戸
長ニ於テ能々相諭シ、末々マテ無遺漏可触示モノ也」と
いうものであった。⁽¹⁵⁾つまり、この時期小田県は、「淫祠
邪教」的民間信仰・習俗の取締に本格的に取り組む姿勢
を、この布達によって示したのであった。

林の投書にある小田県権令の命令と、この小田県布達
とはどのような関係にあるのか、史料的には確認してお
らず不明ではあるが、明治六年一月の『大阪新聞』紙上
における備中での不十分な取締への批判から、また、同
年同月教部省布達の「梓巫・市子・憑祈禱」等の禁止か
ら一年以上経て、明治七年秋ようやく小田県は、権令の
命令や布達などにより、本格的に取締を行おうとしてい
たと言えよう。⁽¹⁶⁾

では、こうした命令や布達を受け始まった取締の状況
とはどのようなものであったのだろうか。引き続き林の
投書によれば、それは小田県権令の命令により、「各々
村吏ニ商テ、違式註違ニ懸ル者ヲ始メ、淫祠ノリクラノ
類ヲ探偵スルニ、其熱心ナル者拾二名直ニ説諭シテ廃セ
シム」というものであった。⁽¹⁷⁾

このように、それぞれ「村吏」を動員し、「違式註違」
に触れる者や「淫祠ノリクラ」など、小田県権令の命令
に応じるかたちで幅広く取締を行ったのであり、そして、
この取締を皮切りに倉敷地域での取締は、本格的に展開
して行くこととなる。

ところで、遅くともこの頃には、林孚一は小田県第
十五大区区长に就任しており、その職務権限の一つに「風
俗を修整」⁽¹⁸⁾することあることから、林は倉敷地域の
行政指導者として、この取締に携わったことは間違いな
いだろう。そして以後も、林は区长や郡長として倉敷地
域での取締を主導して行くのである。

2 その後の取締状況

ここからは、明治七年秋の取締後本格的に展開する倉
敷地域の取締について、林の投書とそれにより作成した
表1により、事例の特徴を数点指摘・確認して行きたい。

まず、浅原村道通⁽²⁰⁾の例であるが、「備作新聞紙上浅原
村道通云々ノ投書」とあり、新聞投書の内容については
確認できなかったが、当時新聞という媒体が取締を行う
上で情報源の一つになっていたことが分かる。また、取
締尋問に対して黒住派教導職浅野間義忠なる人物が「毎

月一度此所ニ出張シテ説教」をしていると回答し、それを深く責めなかったことについて、これは、おそらく国に布教活動が認められている教導職による説教であつたことから、これ以上追及しなかったのだと考えられよう。後述することとなるが、こうした教導職の存在が、倉敷地域の取締政策にとつて問題となつて行くのである。

次に、明治十年（一八七七）の加須山村観音と笹沖村尺八岩の例を続けて見る。両例とも信仰の流行が企てられる様子が窺える例であり、特に笹沖村尺八岩の例は、信仰の場が発生し、栄え賑わい、やがて取締によつて廃止されるという民間の流行信仰の一連の顛末が窺えるものとなつている。さらに加えて尺八岩の例は、「速ニ焼払」という林の投書に窺える事例でも厳しい取締となつている。

この尺八岩の信仰の取締によつて、「一応郡中汚穢ノ者ヲ洗滌」と、この地域の取締は一区切りがついたのであつたが、隣村児島郡浦田村で妙見の古祠が再興され、信仰が盛んとなる様子に触発された「彼ノ尺八岩ノ発起人」は、「余燼再ビ燃ヘ」活動を再開したのであつた。⁽²¹⁾この動きは戸長・祠官によつて直ちに止められたのだが、

尺八岩の例は、特定の人物が再び信仰の流行を企てる様子や、隣村の動きが波及する様子も窺えるものとなつて

いる。
最後にもう一つ、有城村のある人物（以下、人物Aと略す）の事例を取り上げる。それは明治十一年二月二十二日付、第八区務所区長林孚一より岡山県令高崎五六宛の「奥書難仕ニ付伺書」⁽²²⁾という史料にあり、その伺書とは、実際に県令宛に提出されたか不明だが、人物Aが戸長役場に提出した「入門届」の扱いについて伺いを立てたものである。人物Aの動きをその伺書で見てもよう。

（前略）有城村農夫ニ而、年齡凡五旬妻子有ル身分ニシテ家業ヲ不営、素ヨリ賤陋成ル生質故、動モスレハ巫覡乞丐僧ニ紛敷所業ヲ為シ、己カ宅地ニ淫祠ヲ置、黠狡ナル者ト慣合、愚民ヲ誘引シテ定価ノ祈禱ヲ為シ、種々種々妄誕怪語ヲ以テ人民ヲ蠱惑シ候ニ付、屢戸長ヨリ申諭候末、警察署ヘ照会仕、巡查ニ而被差止候次第モ有之候所、亦々仏法ニ変化シ果シテ観音・薬師等ノ名ヲ借、糊口之種ニ可致奸策ト愚測仕候、民間之此等之弊風廃マサレハ人々智識ヲ開キ候期有之間敷ト歎息仕候（後略）

このように、人物Aは、そもそも一般の妻子ある農夫だったのであり、それが家業もせず、民間宗教者として「淫祠邪教」とされる信仰に手を染めていたのであった。しかも、度重なる戸長の説諭の末に警察署巡査に差し止められるなど、幾度も取締を受けながら活動を続けてきたのであった。

ところで、人物Aが提出した「入門届」とは何なのだろうか。史料を確認できていないため内容は不明だが、「仏法ニ変化シ」とあることから、仏門に入る何らかの届であると思われる。当時僧侶になるには教導職試験以上の資格が必要だったため、この「入門」の程度は不明だが、少なくとも宗教者としての活動を続けていくための動きであることは間違いないだろう。

対して林は、「観音・薬師等ノ名ヲ借、糊口之種ニ可致奸策」と、人物Aの「入門届」提出の動きを非難、そして、「民間之此等之弊風廃マサレハ人々智識ヲ開キ候期有之間敷」と林は嘆き、彼らがこうした「奸計邪説」を行えないと「覚悟絶念」する「御教諭」を県令に望むばかりであったのである。⁽²⁴⁾

3 「淫祠廃止につき意見書」の検討

これまで取締事例を数例見てきたが、こうした取締の対象となる民間信仰の流行を林の視点から端的に捉え、また、こうした取締が行き詰まって行く状況が窺える史料「淫祠廃止につき意見書」⁽²⁵⁾があるので見てみよう。

この史料は年月日が不明だが、取締事例の経験のある程度踏まえたと思われる内容から、取締事例の多い明治十年か十一年頃ではないかと推測する。また、宛名の記載はないが、内容から「淫祠」信仰流行を未然に防ぐよう、ある「社中」に依頼するものであったことが分かる。そのことからおそらく史料は、講社等の信仰集団か何らかの宗教組織に宛てた意見書の控だろうと思われる。では見てみよう。

(前略) 下等社会ニ至テハ好テ淫祠ヲ信仰シ、不被謂難事ヲ願フ者有リ、故ニ狡黠之惡漢其拳ニ乗シ、稲荷・道通・石鉄・金神・薬師・観音・地藏・大師、種々神仏之名義ヲ假、靈験ヲ流言シ愚民ヲ煽動シテ、遂ニ社祠ヲ設ケ信者ヲ募テ講ヲ結フ、爰〔此場〕ニ至テハ容易ニ難毀、依テ益人智ハ不開シテ、却而蒙昧愚癡之世界トナル、実ニ歎息之至ニ候(後略)

このように林は、「淫祠」とされる民間信仰の流行を、

「下等社会」におけるこうした信仰を好み「不被謂難事ヲ願フ」人々と、それに乗じて「種々神仏之名義ヲ^(ママ)仮、靈驗ヲ流言シ愚民ヲ煽動」する「狡黠之惡漢」である民間宗教者との関係の問題として、構造的に捉えていたのである。

こうした構造的問題を有する「淫祠」とされる民間信仰の流行について、これまで取り上げた取締事例では、民間宗教者への説諭、または強制により活動を止めさせていたのであるが、この史料では、それとは異なる状況が窺える。つまり、こうした信仰の流行により「遂ニ社祠ヲ設ケ信者ヲ募テ講ヲ結フ」事態となれば、「容易ニ難毀」という取締が困難な状況が起きていたのである。

この史料によれば、取締困難の原因を講社結成としているが、では、なぜ講社結成によつて取締が困難となるのか。様々な理由が考えられるが、一つ考えられるのは、当時国が定めた「教会大意」の規定により、それを満たせば講社を公認できていたことから、その公認により取締が困難となったという理由である。⁽²⁶⁾しかし、この史料は公認によるものとは明確に言及しておらず、少なくとも、当時の講社結成の実態を踏まえない限り、この史料

のみでは特定し得ない。更なる検討が必要であろう。

とは言え、先に取り上げた有城村の「入門届」提出の動きや、この史料での講社結成の様子を見ると、明治十年か十一年頃には、民間信仰取締の本格的な展開のなかで、その取締に行き詰まる側面も窺え、そこには、おそらく当時の国の宗教・教化政策や制度との関わりが影響していたであろうことが推測されるのである。

次に、こうした民間信仰の取締が行き詰まっていた状況が、国の宗教・教化政策や制度との関係とともに、より明確に窺うことのできる修験活動の取締・対応状況について見て行きたい。

三 修験の取締・対応をめぐる問題

1 「悪弊御洗除願」の検討

修験については、明治五年（一八七二）に修験宗廃止令⁽²⁷⁾が出され、天台宗・真言宗へ所属換え、いわゆる「帰入」をすることとなるが、こうした動きを含め、林が、修験者、いわゆる「山伏」の活動を批判した「悪弊御洗除願」⁽²⁸⁾という史料があるので見てみよう。その史料とは、明治十年六月十五日付、窪屋郡区長林孚一より岡山県令高崎

五六宛として書かれたものである。

乞食山伏ヲ被為廢候者、一大美事ニシテ、一般国土之塵垢ヲ洗滌シ、人民之幸福ト存居候所、彼等逐々糊口ニ苦ミ候故歟、近來山伏者婦入ト申ス事立始リ、最初者堂宇存在之者ニ限候所、此節ニ至テハ処有物者勿論、膝ヲ容之地モ無之、或者納屋庇等借住居之者、産業モ無之所ヨリ願出レハ中教院ニ而御採用、且、免許有ル者ハ必教導職試補ト成、然レトモ素々不学ニシテ説教可致伎倆モ無之、破裂衣ニ古袈裟ヲ纏ヒ、東西ニ奔走スル景況、取モ直サス従前之流乞山伏也、金錢ヲ貪、夥敷門人ヲ取立、是ニ雇祈務ト書タル免許狀ヲ渡ス、受ル者者、忽祈禱呪勝手次第、是全ク旧習之袈裟下ト唱候者ニシテ、其所業御法禁之玉占・狐下等之類ニシテ、正面者仏法ニ乍有、或者屋敷内ニ種々之社ヲ設、宅ニ者神殿ヲ飾、神仏混淆御引分之御趣意者不知者之如シ、(中略)素ヨリ昔日之旧態ニシテ其醜愈甚敷、(中略)開明之域ニ至ル之日弥遠ク可相成、願ニ任教導職試補御免許ニ可相成儀ニ候ハ、一応御試験之上、可也法則ヲ弁シ御布告モ程々解候位之者而已御許可有之度、(中略)是

等之輩其志ヲ得ル時者、風俗ヲ乱シ、良民ヲ害シ候間、至急御取糺被下候而何トカ御所分奉願上候也(後略)

林にとつて、「山伏」廃止は賞賛すべきことであつたが、その後「山伏」は「婦入」の動きを始め、やがて中教院への採用や有免許者が教導職試補となる動きに至つた。けれども、もともと不学で説教の技量もなかつたため、たちまち「旧態」どおりの「醜愈甚」だしい修験活動を行うありさまとなり、そのため林は、教導職試補免許の試験導入と適正な合否判断⁽²⁹⁾、及び、「旧態」の修験活動を行う「山伏」の取締を県令にあて求めたのであつた。

ところで、そもそも明治五年の修験宗廃止令とは、林淳氏によれば、国が仏教宗派を七宗に統合するために、修験を宗派として廃止し、天台宗・真言宗へ「婦入」³⁰所属換えるものであり、修験を迷信・「淫祠邪教」、また神仏習合的として排除・問題視し、活動を禁止するものではなかつたとされる。とは言え、開化を推進する地域行政側は、廃止後の修験活動を問題視しており、例えば小田県では、修験宗廃止と「本宗へ婦入」の命令が先

般出され、「天台・真言ノ宗規可相守ノ処、神仏混淆加持呪咀^(註)」等の行為により民衆を惑わすなどした場合は処罰する一方、授産を周旋し帰俗を促す布達を出していたのである。⁽³¹⁾つまり、修験は宗派として廃止されたものの活動まで禁止されたわけではなかったため、修験活動が神仏混淆・「淫祠邪教」的活動となった場合の対応が地域行政側で問題とされていたのである。⁽³²⁾そして、林もこの布達と同様の問題に直面したのであるが、林の場合、「山伏」の「帰入」に加え、「山伏」の中教院採用や教導職試験免許という事態が、「山伏」の神仏混淆・「淫祠邪教」的活動を引き起こすこととなったため、「山伏」の処分はもちろん、教導職試験免許の適正化をも県令に求めていたのである。

本来、中教院や教導職試験は、敬神愛国等の三条の教則に基づく国民教化を行うために国が設けた機関や資格の一つであるが、⁽³³⁾例えば教導職の活動実態についてこれまでの研究でも、教導職に就任した僧侶や民間宗教者が国民教化の説教よりも迷信じみた仏説や加持祈祷等の活動を活発化させ、各地で様々なトラブルが起きていたことが指摘されており、⁽³⁴⁾この史料の「山伏」の活動もそう

したトラブルの一つと言えよう。

2 「悪弊御洗除之儀伺書」の検討

続いて「悪弊御洗除之儀伺書⁽³⁵⁾」という史料を見る。この史料は、先に見た「悪弊御洗除願」が県に提出されたものの何ら指示がなかったため、窪屋郡区長の林が明治十年八月二十二日付で岡山県令宛に再度対応を伺ったものである。

本年六月十五日、悪弊御洗除願ト目安ニ題シ差出候山伏帰入云々之一条、以今御指令無之如何相成候哉、眼前不条理之所業有之候ヘトモ、彼等中教院之許可有ルヲ以、却而跋扈致、神仏混淆者素ヨリ祈祷・呪ニ事寄、愚蒙ヲ誘導シ人心ヲ蠱惑^(感)致徐々ト配札ヲ為スニ至ルモ捨置候ヘハ、従前之乞丐ニ復シ可申、然ルヲ尚之カ為、嘴ヲ入難キ次第ニテハ、甚困却仕候、乍然、此儘ニ致置候而不苦儀ニ候ハ、其段無御捨置御指揮被下度候也（後略）

このように林は、「中教院之許可」が「眼前不条理」な活動をする「山伏」の取締を困難にしていると、この伺書で明確に指摘しており、一方で、このまま取締をしなくてよいなら、その場合も指示をしてほしいと県に求

めようとしていた。すなわち、当時の国の宗教・教化政策や制度が、地域においては修験の神仏混淆・「淫祠邪教」の活動を活発化させるという矛盾した状況下、何ら県から指示もなく、林は修験活動取締の断念をも考えるまでに至っていたのである。

さて、そうしたなか、窪屋郡内の有力寺院が、隣接する賀陽郡内で修験活動を開始、その影響が窪屋郡内に波及することに林は懸念を抱くことになる。次にその動きを見て行こう。

3 豪溪修験行場をめぐる問題

景勝地として名高い賀陽郡榎谷村（現総社市榎谷）の豪溪は、明治の初めに修験行場として開かれ、活動が活発になって行った。⁽³⁶⁾ そうした状況に林の露わな警戒感が窺える史料がある。それは、実際に提出されたかは不明であるが、明治十一年七月付、第八区務所詰区長の林が岡山県令高崎五六に宛てた「上申」⁽³⁷⁾という史料である。

「上申」が書かれた発端は、窪屋郡内有力寺院の一つである真言宗御室派（備中）国分寺の住職三宝師増哲による出願への対応であった。その出願の内容は史料を確認できず不明だが、「上申」に、「差止め候事モ難致」と

あることから、増哲の出願の動きは取締が難しいものであったことが窺える。そのため林は「上申」で増哲の豪溪での修験活動を批判し、県令にあて対応を求めたのであった。その豪溪での修験活動と林の増哲への批判とは、次のようなものであった。

（前略）備中ニ而者第一等之奇観トモ可申郷瀧ヲ俗了シ、其天柱石ノ頂上ニ金仏ヲ安置シ行場ト唱、最危嶮之絶壁ニ鉄之鏈条等ヲ縋シ、愚民ヲ煽動シテ猿猴之態ヲ学ハシメ無益之事ニ懸命ノ行ヲ為致候、（中略）然レトモ尽ク頑愚之者而已ナラス、或者疾病、或ハ災害ニ罹リ、又者薄命ニシテ生活之道無ク方向ヲ失セシ者等、奇怪之手段ニ心酔シ、彼是囂集シテ風靡之勢ヲ成シ候者ト相見候、（中略）是等ノ教訓者教導職之任（職掌）ト存候ヘトモ、已ニ三宝師増哲ナル者ハ大寺ノ住職ニシテ其身訓導ニ年在、根本之主意ヲ取違、枝葉之个条ニ而已虚飾ヲ書列、之ヲ訓導ノ職掌ト心得居候程之事故、所詮道理ハ相分リ申ス間敷ト臆（愚）測仕候（後略）

林は、豪溪での修験活動の実態をどの程度把握していたのか不明だが、「頑愚之者」のみならず、疾病、ある

いは罹災し、又は「薄命」であつて「生活之道無ク方向ヲ失セシ者」までもが修験に「心酔」していると、勢いを増す豪溪行場での活動状況を捉えていた。そして林は、本来そうした人々を「教訓」すべき職掌の教導職にあり、しかも「大寺ノ住職」（国分寺住職）でもある増哲によつて、この「無益」な修験活動が展開されていることに、「根本之主意ヲ取違」えているとして増哲を痛烈に批判したのであった。

こうした上で林は、増哲と豪溪行場を実質的に開いた弟子の前田増信への説諭を県令にあて求め、それが無理なら結社の禁止、「蠱惑之勢」を止めるよう要望、増哲と増信による豪溪での修験活動の勢いが第八区（雀屋郡）に及び、「野蠻之風勃興」の事態となることを強く警戒していたのであった。⁽³⁸⁾

このように林によつて批判された豪溪の修験活動だが、増信により各地に布教、豪溪に登拝する講社（天柱講）がつくられ信仰の裾野を広げて行つた。⁽³⁹⁾ こうして活発化する豪溪での修験活動について、開始当時の状況を国分寺住職増哲側の動きから少し見てみよう。

表2は、国分寺文書から窺える開始当時の豪溪での修

験活動をめぐる状況を中心に、時系列に簡単にまとめたものである。ここから数点確認してみたい。

まず、豪溪の修験行場天柱山は、明治九年（一八七六）に増哲により開山され、短期間のうちに多くの参詣者が訪れる状況となつていたことが窺える。また、石鎚神社勧請と神体新金像設置の神仏混淆の動きを尋問された件については、増哲はその動きを知らないとしており真偽は不明だが、やはり豪溪での修験活動は、神仏混淆的側面を疑われる活動であつたのであり、行政側か宗派側か不明だが、それをチェックする機能は働いていたことが確認できる。

とは言え、豪溪での修験活動は、全体としては行政上の手続きを踏み、規律をもつて行われていたと思われる。例えば、「天柱山祭奠護摩修業并説教説目」では、毎年「祭奠」前には県に願書を提出し許可を得て執行すること、「祭奠ハ敬神ノ一」であるので、参詣者は「信妙ニ説教聴聞拜礼」することなどを定め、又は、「説教所建築請歎書」では、「密家ノ徒」の立場から三条の教則を講説し、「民心ヲ化育シ、皇化ヲ暉スル」と記すなど、⁽⁴⁰⁾ 実態はともかく、公的手続きを踏み合法的宗教活動として、国の宗

教・教化政策に沿う形で活動を展開しようとしていたことが窺える。

このように豪溪での修験活動は、地域の有力寺院が主体的に行った活動であり、合法的かつ組織的な活動であった。そして、そのような活動が活発化し勢いを拡大していく状況とは、もはや一地域の行政的指導者である林が対処し得る範疇を超えた事態であったと言える。

さて、こうした「淫祠邪教」的民間信仰等の取締や対処が一層困難となるなかで、明治十一年十月三日付『備作新聞』百四十号に林の投書は掲載された。その投書の最後で林は、「頑民ノ情態」は窪屋郡だけのことだろうかと、「各郡区戸長並ニ愛国ノ諸君」の一層の尽力を希望し、追書で、「近来甚ダ不審敷ハ教導職ナリ」として、「旧山伏・髪結・魚売・奕徒等」が「旦那寺ヲ頼ミ、又ハ、黒住先生ニ依頼シテ弟子トナリ」、やがて教導職を自称するありさまを指摘し、⁽⁴³⁾ここでも教導職制の適正化を求めている。

林が民間信仰・習俗取締に行き詰まり修験活動や教導職制度を批判した明治十年前後の時期とは、明治八年（二八七五）に大教院での神仏合併布教を止め、教部省が

「信教の自由保障の口達」を発し、明治十年には教部省も廃止されるなど、国の宗教・教化政策や制度が政教分離や信教の自由に向けて大きく転換していた時期であった。⁽⁴⁴⁾

修験活動における中教院や教導職の問題など、小稿で検討したように、この地域の民間信仰・習俗の取締を困難な状況にした一因に国の宗教・教化政策や制度があったことは間違いない。しかし、こうした国の宗教・教化政策や制度の一連の変化が、この地域の民間信仰・習俗取締にどのような影響を及ぼしていたのか、特に、林が対応を求めている岡山県の動きについて、県が国の動きを受けて県内の宗教・教化政策や民間信仰・習俗の取締政策をどのような方針で行っていたのか、小稿では検討できなかったけれども、この時期、一つの岐路にあったと思われる林の民間信仰・習俗取締のあり方を考える上でも、今後検討を深めて行くべき課題の一つであろう。⁽⁴⁵⁾

おわりに

以上、林孚一関連史料を中心に、明治初年から明治十一年までの、一八七〇年代倉敷地域の開化政策に伴う

民間信仰・習俗取締について検討し、その一端を明らかにしてきた。

倉敷県時代の酒津村での取締は、倉敷地域での取締の先駆けとなるものであり、明治六年の新聞紙上では、その後の不十分な取締状況が批判され、取締が本格化したのは明治七年秋からであった。本格化した取締の事例からは、民衆の根強い信仰を背景に、信仰の流行を企てる民間宗教者の活発で強かな活動のありさまが窺えた。そして、明治十年・十一年頃には、次第に取締は行き詰まりを見せて行き、特に、修験活動の取締や対応に行き詰まりが顕著に窺われた。そもそも、修験は活動まで禁止されていなかったが、その神仏混淆の性格や「淫祠邪教」的活動から取締や対応が求められていた。しかし、修験活動は、中教院や教導職などの国の宗教・教化政策や制度との関係や、地域有力寺院による本格的活動によって、一層合法的・組織的な活動となり、ますます取締や対応は困難になって行っただけであった。

さて、小稿は取締経緯の粗描に終わり、十分な検討ができず多くの課題を残すこととなった。例えば、明治十一年十月十四日付『備作新聞』百四十二号の雑報記事

では、先と同じく『備作新聞』掲載の林の投書に呼応して、石川五右衛門辞世の歌を引用し、絶えることなく続く倉敷での「ノリクラ」の類による活発な活動のありさまを伝えていた。⁽⁴⁶⁾このように全く衰えることのない「淫祠邪教」的民間信仰・習俗に対して、この地域での取締や対応は、その後どのようなようになって行っただけであらうか、こうした問題も含め、全ては今後の検討課題である。

註

- (1) 「投書」『備作新聞』百四十号 明治十一年十月三日付（岡山県立図書館所蔵）。また、「淫祠廃止につき意見書」旧備中国窪屋郡倉敷村林家資料（以下、林家資料と略）3―58（倉敷市歴史資料整備室所蔵）は、この林の投書の草稿と考えられる。なお、史料引用は原則として、旧漢字は常用漢字とし、句読点等は適宜付し、筆者注記は○で示した。また、史料にある訂正抹消文字は、左行間に史料で使用されている同じ記号の○で示し、訂正文字がある場合は、抹消文字の直後に□で記した。
- 一方、刊本史料は、いずれもそのまま表記どおりに引用した。
- (2) 林の回顧により書かれたこの投書の内容の信憑性については、林はこの地域の有力者として取締情報を知り得たと思われることと、そして、内容の大部分は、林が区長や郡長として取締を行う当事者であった明治七年以降であることから、小稿で検討するうえでは問題ないものと考えている。

- (3) 註(1)に同じ。

- (4) 『新修倉敷市史』 8 自然・風土・民俗（山陽新聞社、一九九六年）五五四・五五五頁。『岡山県性信仰集成』（岡山民俗学会、一九六四年）四七頁。『都窪郡誌全』復刻（名著出版、一九七一年）七〇〇・七〇一頁。
- (5) 註（1）に同じ。
- (6) 『備中ヨリ郵便ヲ以テ投書』『大阪新聞』七十六号 明治六年一月二十四日付（『日本初期新聞全集』45、ぺりかん社、一九九四年、二七一頁）。
- (7) 註（6）に同じ。
- (8) 『岡山県史』第十卷 近代Ⅰ（岡山県、一九八六年）三九〇頁。
- (9) 註（6）に同じ。
- (10) 「ノリクラ」とは、神霊の憑依者の呼称である（『岡山民俗事典』岡山民俗学会編、日本文教出版、一九七五年、二六五頁）。
- (11) 註（6）に同じ。
- (12) 『法令全書』明治六年一月十五日 教部省達第二号 内閣官報局。
- (13) 安丸良夫『神々の明治維新』（岩波新書、一九七九年）一七四～一七九頁。
- (14) 註（1）に同じ。
- (15) 『岡山県史料四（小田県史・上）』岡山県記録資料叢書（岡山県立記録資料館、二〇〇九年）九三頁。
- (16) 小稿では検討できなかったが、小田県の民間信仰・習俗や風俗を取り締まる布達には明治七年に限らず出されており、それら布達を含めた取締実態の検討については、今後の課題である。
- (17) 註（1）に同じ。
- (18) 『新修倉敷市史』によれば、小田県は明治六年一月二十日に大区に区長を置くこととしたが、人選の難航により同七年七月十日によりやく氏名を公表している（『新修倉敷市史』5 近代上、山陽新聞社、二〇〇二年、九五頁）。また、林孚一の履歴書には、明治七年七月十一日に区長を拝命したとある（『林孚一履歴書』林家資料3―15―14（倉敷市歴史資料整備室所蔵））。
- (19) 『岡山県郡治誌』上巻（岡山県、一九三八年）一六一頁。
- (20) 道通とは、人に憑いたり、祟ったりする蛇の信仰、備前・備中南部で信仰される（『岡山県史』第十五卷 民俗Ⅰ、岡山県、一九八三年、五九三・五九四頁）。
- (21) 以上、取締事例史料引用は註（1）に同じ。
- (22) 「奥書難仕二付伺書」林家資料3―85（倉敷市歴史資料整備室所蔵）。
- (23) 明治九年十二月十六日の太政官布告に「僧尼ト公認スル者ハ諸宗教導職試補以上ニ限ル」とある（『法令全書』明治九年十二月十六日 太政官布告第百五十六号）。
- (24) 註（22）に同じ。
- (25) 「淫祠廃止につき意見書」林家資料3―83（倉敷市歴史資料整備室所蔵）。
- (26) 『法令全書』明治六年八月二十四日 教部省番外。前掲、安丸良夫『神々の明治維新』一九二頁。
- (27) 『法令全書』明治五年九月十五日 太政官布告第二百七十三号 布告。
- (28) 「悪弊御洗除願」林家資料3―86（倉敷市歴史資料整備室所蔵）。
- (29) 教導職試補を含め、教導職の選任はどのようになされていたのであろうか。そうした点を含め、岡山県内の教導職に関して検討した研究は、管見の限り不明である。小稿との関連から今後の検討が俟たれる。

(30) 林淳「明治五年修験宗廃止令をめぐる一考察―天台・真言への帰入問題―」(『禪研究所紀要』三十号、愛知学院大学禪研究所、二〇〇二年)。

(31) 前掲『岡山県史料四(小田県史・上)』七四頁。

(32) 小田県史のこの布達と林の問題意識については、時期も異なり、直接の関連は不明である。しかし、少なくとも両方には、修験の神仏混淆・「淫祠邪教」的活動に対する共通の問題認識が窺える。

(33) 前掲、安丸良夫『神々の明治維新』一八二―一八四頁。

(34) 例えば、前掲、安丸良夫『神々の明治維新』一八七・一八八頁、同「近代転換期における宗教と国家」(『日本近代思想大系5宗教と国家』岩波書店、一九八八年、五三二頁)。また、最近では、荻野夏木「俗信と『文明開化』明治初年代から一〇年代にかけて」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第174集、国立歴史民俗博物館、二〇一二年、二一四―二一七頁)がある。

(35) 「悪弊御洗除之儀伺書」林家資料3―73(倉敷市歴史資料整備室所蔵)。なお、この史料は何書の控と思われるが、実際に県に提出されたかは不明である。

(36) 『総社市史』民俗編(総社市、一九八五年)四九八・四九九頁。

(37) 「上申」林家資料3―141(倉敷市歴史資料整備室所蔵)。

(38) 註(37)に同じ。

(39) 註(36)に同じ。また、『井原市史』では、同市木之子地区の天柱講を紹介している(『井原市史』Ⅵ民俗編、井原市、二〇〇一年、八〇四・八〇五頁)。

(40) 『総社市史』近代現代史料編(総社市、一九九四年)八四七・八五一頁所収。なお、『総社市史』所収の「国分寺文書」は、国分寺住職増哲による記録を抜粋したものであり、国分寺増哲

側の動きについての詳細な検討が今後の課題となる。

(41) 前掲『総社市史』近代現代史料編、八四八頁。

(42) 前掲『総社市史』近代現代史料編、八四九頁。

(43) 註(1)に同じ。

(44) 前掲、安丸良夫『神々の明治維新』二〇八・二〇九頁、前掲、同「近代転換期における宗教と国家」(『日本近代思想大系5宗教と国家』五五〇頁)、前掲、荻野夏木「俗信と『文明開化』明治初年代から一〇年代にかけて」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第174集、二一七頁)など参照。

(45) 少なくとも、国の宗教・教化政策の動向や県内各地域の民間信仰取締状況を把握できる立場にあったと考えられる岡山県の方針が解明できれば、当時の林ら地域行政指導者の取締活動がどのような位置にあったのか明らかにできると思われる。

(46) 「雑報」『備作新聞』百四十二号、明治十一年十月十四日付(岡山県立図書館所蔵)。

〔付記〕史料閲覧にあたっては、倉敷市歴史資料整備室、岡山県立図書館郷土資料部門の方々に大変お世話になりました。末筆ながら厚く御礼申し上げます。

(とくだ) けんいち 総社市役所職員)

表 1 『備作新聞』 林孝一の投書に見る民間信仰・習俗取締事例内容時系列表

年	場 所	発端・経緯・展開・状況	取締り対策
1868(明治1)～ 1871(明治4) 倉敷県時代	酒津村 青江山	倉敷県設置期、金陽物大明神と言う淫祠あり、晴天日は遠近参詣千人を下らない盛況、大願成就の日には伏見製の男根を奉納、春画を額に掲げる。	大参事島田泰夫、直ちに村吏に命じて、即日「華表」を除去、猥褻の物を毀して廃させる。
1874(明治7)秋	小田県内 (窪屋郡域)	権令矢野光儀の命令(すべて管内の美事を挙げ、御制度に抵触し、或は他県の誹謗を受ける程の怪訝の業をなすものがあれば、速やかに改め方今の御政道を人民に知らしむ)により、各々村吏に相談して、違式註違に懸る者や淫祠・ノリクラの類を探偵した。	その熱心な者12名を直ちに説諭して止めさせた。
	浅原村	備作新聞に浅原村道通云々の投書あり、即刻尋問したところ、黒住派の教導職浅野間義忠が来て、「右はある者の妻なる者である。旧岡山藩領の頃から勧請して祈祷していたが明治7年に廃止された。現在は小厨子があって人々が気ままに参詣するのみ、そのため拙者(浅野間)に依頼があったので毎月一度ここに出張して説教をしている」と回答	深くは責めなかった。
1877(明治10)	加須山村	観音の流行を企てる者がいた。	直ちに廃させる。
	有城村	有城村の者、小倉整鬱の門下となり蠱毒を流す。	止めさせた。
	笹沖村	尺八岩といって注連を引き、線香を燻らすのが伝わると、飴屋・饅頭・甘酒売が続々現れ、仮小屋を営むまでになった。	祠官・村吏に相談して速やかに焼き払った。
	笹沖村 (児島郡 浦田村)	一応郡中の淫祠邪教を取り除いたところだったが、隣村浦田村で2・30年前に一度流行して差し止められた妙見の古祠を、ある者が糊口手段が尽きたため再興し、頻りに信者を募り社を結び、参道や通夜堂ができるなど活発な動きとなった。そして、その動きに触発され、尺八岩の発起人が「児島も窪屋も等しく岡山県下である、隣村の浦田村に許されて笹沖村で禁止される理由はない」と、再び線香を燻らす。	直ちに戸長・祠官で止めさせた。
	賀陽郡 槇谷村 豪溪	奇観なる豪溪天柱石の頂上に仏像を安置し、危嶮の絶壁に鉄の鏈条を掛け、貴重の人民二つとなき命を懸けてこれに登下するのは、全く猿猴の業であり、その実何の益があるのか、捧腹に耐えない。すでに窪屋に来るものは断然防いでいるが、余波はしだいに一帯に及び、目下講中と号して白衣を着て、鐺を鳴らし軽業の稽古に勉励する者は日増しに夥しく、その勢いは防ぎ難い。	
	岡山	岡山に居住する天代とかいう者、これも行者の類であり、14・5歳の女子を大勢引き連れて、信者の得意を巡回することがある。その宿泊する家は必ず餅を搗いて従者・講中に食べさせる。いかにも大切に育てるべき女子をこのような奇怪の者に進んで預け置くという醜態は、蛮夷の国でも稀である。	

注) 内容は出典史料による。一部要約した。

(出典)

「投書」『備作新聞』百四十号 明治11年10月3日付 (岡山県立図書館所蔵)

表2 豪溪修験活動時系列表

年	月	日	国分寺文書に見る動き	林家一関係資料に見る動き	備考
1876 (明治9)	8	18	国分寺住職増哲、天柱山を開くー⑤		
"	9	10	字豪ノ内所々の仏体、豪嶽峰岳摩利支天勧請場所へ合併を岡山県令あて願出(→承諾)ー①・③・⑥		
"	9	28	宗義周旋掛より教専事務増哲宛、植谷村豪嶽山峰への石鎚神社勧請并に神体新金像設置を上申し却下された件について、神仏混淆禁止に触れるとして事情を尋ねるー②		
"	9	29	増哲から事務掛宛、石鎚神社勧請と新金像設置の疑いについて事情回答(概要:仏体合併承認をうけ9月18日合併勧請のため現地に赴き、その際、国分寺安置の蔵王菩薩も勧請し毎年諸人に参拝させることにしたことを届出なかったことをお詫びします。つまり、本月に10日を山に勧請拝させ、その後国分寺に持帰り安置しています。よって、石鎚神社と新像鑄立等の件は増哲は決して知りません。そもそも支配所には不都合な仏体等は安置していません。)-③		
"	12		天柱山祭奠護摩修業并説教説目を定め、大導師国分寺住職増哲等から山元并諸方世話人へ承諾の署名・調印をもとめるー④		
			開山後、「国家人民、(中略)老男老女・善男善女ノ差別ナク、天柱ノ麓迄詣スル者数多アリ」という状況ー⑤		
1877 (明治10)			説教所建築願を「拙院」(国分寺)願主で済ませるー⑥		
"	旧3	1～10	説教護摩修業を行うー⑥		
"	旧5	1～5日間	説教護摩修業を行うー⑥		
"	6	15		悪弊御洗除願(山伏教導職試補就任防止)として県令高崎五六あて目安(陳情)を提出(林3-86)	豪溪修験活動との関係は不明
"	8	22		前回6.15に提出した悪弊御洗除願(山伏等取締)に対して何の指令もないとして、再度県令あて伺書を記す(林3-73)	豪溪修験活動との関係は不明
1878 (明治11)	7			宝師増哲が豪溪天柱石上に金仏を安置し行場を唱えて愚民を煽動した件につき増哲・増信召出説諭要望の県令あて上申を記す(林3-141)	

注) 月日は史料記載の月日をそのまま掲載。

(典拠)

国分寺文書

- ① 仏体合併御届：〔国分寺住職諸事書留〕(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収
- ② 豪嶽山仏体合併二付御尋：〔国分寺住職諸事書留〕(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収
- ③ 御尋二付御答書：〔国分寺住職諸事書留〕(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収
- ④ 天柱山祭奠護摩修業并説教説目：〔国分寺住職諸事書留〕(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収
- ⑤ 説教所建築請款書：国分寺諸記録(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収
- ⑥ 御願：国分寺諸記録(抜粋)『総社市史』 近代現代史料編所収

林家資料

- (林3-73) 悪弊御洗除之儀伺書
- (林3-86) 悪弊御洗除願
- (林3-141) 上申

明治末における犬養毅の選挙地盤

―第一一回総選挙をとおして―

久野 洋

はじめに

周知のように、犬養毅は近代日本を代表する政党政治家の一人である。彼は、第一回総選挙から連続一九回当選を果たすように、強固な支持基盤に支えられていた。

本稿では、明治四五年（一九一二）五月一五日に実施された第一一回総選挙時における犬養毅の選挙活動の実態を分析することを通して、明治末における犬養の選挙地盤の特徴を明らかにする。

戦前日本の政治社会の特質を考える上で、選挙過程の研究は不可欠である。しかし、選挙過程を分析するにあたり、新聞や雑誌などの二次史料を使用するのとどまるものは多い。また犬養毅のような、明治―昭和戦前期の長い期間を通じて活躍した政党政治家の政治基盤につ

いて、日記や書簡などの一次史料も駆使して、具体的かつ系統的に変化の過程を追った研究はほぼ存在しないと云ってよい。

犬養の選挙地盤に関して、先駆的な検討を行った重要な先行研究に、ジョセフ・リー・サットンと小山博也⁽¹⁾のものがある。しかし、両者の研究は学ぶべき論点も少なくないが、概括的な指摘にとどまっている。犬養自身の政治的活動・政策構想との関係、その時々の政治社会のあり方や岡山県政全体の動向との関連、犬養を支持した人々の具体的な志向と行動など、検討されるべき課題は多い。

近年、犬養毅を支えた地元有力者の残した一次史料を使用⁽²⁾して、犬養と支援者との関係を具体的に明らかにしようとする研究が徐々に出てきているが、彼の選挙地盤

の具体像から「普遍的な視点」⁽⁴⁾を導くためには、いまだ地道な史料発掘と分析作業が必要であると考ええる。そうした作業を積み重ねることが、近代日本政治史像を豊富化するのもちろん、近代日本社会の特質をより深く理解することにつながるのである。

本稿の分析に際しては、『山陽新報』の記事のみならず、犬養毅の実兄當弘が残したと考えられる『四十五年選挙録』⁽⁵⁾、『四十五年選挙日記』⁽⁶⁾を使用する。この日記は、記述量はそれほど多くなく備忘録程度のものであるが、犬養毅を支持した層や集票活動の実態を知ることのできる貴重な史料である。

一 岡山県政界と第二一回総選挙

まず明治後期の岡山県政界の政治図を簡単に確認しておく。総選挙前年の明治四四年（一九一一）九月に実施された県会議員改選の結果は、国民党三〇人・政友会四人であり、岡山県は国民党勢力の極めて強い地域であった。当時、政友会は藩閥官僚勢力を代表する桂太郎と妥協・提携した桂園体制のもと、衆議院で単独過半数を占め全国的に勢力を拡大していた。こうした全国的な動向とは

異なり、岡山県においては、中央政界では野党である国民党が絶対的優位を確立していく。その過程や要因について、いま詳しく論じる余裕はないが、ここでは『山陽新報』の論説を紹介しておく。すなわち一つには、「国民党中錚々の名ある」犬養毅と坂本金弥⁽⁸⁾の郷里であること、もう一つには、明治四二年に発覚した政界汚職事件である日糖事件において、岡山県選出の政友会代議士の横井時雄と川島亀夫が摘発され、県民の政友会に対する悪感情が強まったこと、があった⁽⁹⁾。とりわけ前者については、元代議士の野間五造が「岡山県の進歩派（国民党派）も犬養、阪本両氏二十年來の尽力で今日の盛大を致して居る」⁽¹⁰⁾と述べているように、中央の国民党の中心でもある犬養毅と坂本金弥のもつ県内での名声と影響力は大きかった。

さて、明治四五年五月一五日の第二一回総選挙は、いわゆる大選挙区制度のもとで実施された。選挙区は市部と郡部に分けられ、前者は人口三万人以上の都市で独立選挙区、その他の後者は全県一区である。岡山県の場合、岡山市が市部選挙区で定数一名、その他の郡部が定数八名であった。有権者の納税資格は直接国税一〇円以上、

投票は単記無記名制である。

この大選挙区制のもとでは、政党の県支部が候補者選定や地盤割で深く関与し、選挙戦に際しての政党の役割が増大することになったとされる。⁽¹¹⁾岡山県でも国民党・政友会双方の県支部の統率のもとで選挙運動が展開した。ただし、県支部の動き出しよりも早く、各候補者は四五年一月下旬頃から県内各地で活動を開始しており、なかには中央の政党本部に立候補したい旨を申し出て働きかけを行う者もいた。とりわけ、政友会の勢力が相対的に強く、両党の競争が激しくなることが予想される県北では、独自の候補者予選の動きが早かった。⁽¹²⁾県支部ではそうした動きも勘案した上で候補者選定を行ったのである。

公認候補の確定においては、政友会の方がスムーズに決まった。当該期、政党県支部は県下の郡を数郡に分割し、それぞれを自党候補者に地盤として割り当てること一般的であった。政友会岡山県支部では四月一日に幹部が集まり、美作Ⅱ小出五郎、備中Ⅱ戸田江三郎、備前Ⅱ福井三郎、市部Ⅱ石黒涵一郎、と地盤割を確定し、これを党中央本部に照会している。⁽¹³⁾

一方、「国民党岡山支部の候補選定は非常の難産であった」⁽¹⁴⁾。犬養毅は、前年秋の辛亥革命勃発以来、中国問題めぐって内外を奔走しており、二月から三月末まで中国に渡っていた。そのため、岡山に帰ってくるのは四月に入ってからであり、県支部役員会に出席したのは四月一日であった。この席で犬養は、中国をめぐる日本政府の外交政策を非難し、「今回改選は藩閥対国民党の天下分目大事の戦にして我岡山県国民党の立脚地として最留意すべき秋なれば諸君は候補者の人物如何を顧み選良を誤らざらんことを要す」と演説し、選挙への意気込みを示している。⁽¹⁵⁾

国民党はここでもようやく組織としての選挙運動に入っただけであり、この日の役員会では、犬養の演説に続いて候補者選定協議が行われた。公認候補として、犬養毅と坂本金弥、美作地方で一月頃から選挙活動に入り地元での調整も終わっていた山谷虎三と豊福泰造の四名はすぐに決定したが、その他の選定は難航した。まず残りの候補を二名とするか三名とするかが定まらず、さらには守屋此助、西村丹治郎、入江武一郎の現代議士のほかに、野間五造、藤原元太郎も名乗りをあげた。結局この日の

会合では決着せず、一六・一七日も協議を続けたが、残りの公認候補者数を三名とすることが決まったのみで、候補者決定には至らず、最終的に犬養毅と坂本金弥に決定を一任することとなった。一日の最後の会合では、犬養と坂本の要請で、両者のほかに美作から山崎民次郎、備前から万代嘉平治、備中から犬飼源太郎も加わり、合計五名の話し合いによって決めることとなり、その結果、岡山市からは候補者を立てず、備前＝坂本金弥・入江武一郎、備中＝犬養毅・守屋此助・西村丹治郎、美作＝豊福泰造・山谷虎三、と決定した。ただし、野間五造が公認から外れたことに関しては、本人はもちろん、党役員の中にも「不平不満」を有する者がおり、そのため党として「秩序ある運動は実際覚束なく、一層混戦を来すならん」と報じられている。また右の決定に不満を覚えた、有力幹部の一人である松田武一郎が、周囲の説得を振り切って支部幹事を辞任する事態も起きている⁽¹⁶⁾。

さらに、この県支部の決定後にも、各地で若干の混乱が生じている。例えば、坂本金弥の地盤に割り当てられた児島郡では、四月二二日に郡内有力者と各町村長、有志者たちが集まり会合がもたれた。ここでは郡内一致し

て坂本金弥を推薦すべきことが諮られたが、この地域には豊福泰造の親戚もおり、また犬養を熱烈に支持する者がいることもあって「議論百出」し、「結局粒江、藤戸、興除の三ヶ村は断然犬養毅氏を選挙するに決し、その他の町村は坂本氏に投票すること、し投票見込数を予算したるに八百九十票を得、散会したるが此会議に與からざる町村もあり、同郡の形勢如何に変転するや不明なり」と報じられている⁽¹⁷⁾。

こうした混乱は、擁立した候補者全員が当選するためには、国民党の予想獲得票数よりも多くの票数が必要であり、票を取り合つての共倒れという事態もありうる、という各候補者の危機感からも招来したと思われる。したがって、いったんは公認候補となった入江武一郎が候補を断念する旨を申し出ている。新聞記者の取材に対して、入江武一郎の「参謀長」である万代嘉平治も「入江氏の候補断念は其理由不明なり」と答えているが、それに続き否定的な文脈ながら、「入江氏退引と同時に他派の候補者入込み蚕食すべく為に各候補者とも平均得票数を高め⁽¹⁸⁾」る事実を述べている。入江武一郎もこの後、国民党の応援にまわっていることから、党内での調整が

あったことが推測される。

こうして最終的に国民党側の選挙区割は、表1のように確定した。犬養の「領分」は、明治二三―三五年の小選挙区制時代の旧三区である都窪郡と、犬養の生家のある庭瀬町を含む旧賀陽郡、坂本金弥への投票を強く拒否した児島郡内三か村である。これらは明治二〇年代から、犬養への支持が定着してきた地域である。次章では、犬養の地盤の動向を具体的に見ていく。

表 1 県下有権者数と国民党候補者地盤割

	郡市名	有権者数(人)	候補者地盤
備前	岡山市	2,161	
	御津郡	3,349	
	赤磐郡	2,634	坂本金弥
	和気郡	1,337	
	邑久郡	2,599	
	上道郡	3,273	
備中	児島郡	2,663	下記三か村以外：坂本金弥 興除村・藤戸村・粒江村：犬養毅
	都窪郡	3,155	犬養毅
	浅口郡	2,956	
	小田郡	2,751	守屋此助
	後月郡	1,157	
	吉備郡	3,120	旧賀陽郡：犬養毅 旧下道郡：西村丹治郎
	上房郡	1,665	
	川上郡	1,666	西村丹治郎
	阿哲郡	1,689	
	真庭郡	2,093	
美作	苦田郡	2,718	
	勝田郡	2,347	山谷虎三・豊福泰造
	英田郡	1,286	
	久米郡	2,400	
	合計	47,019	

(注)「県下各郡領分分ケ」(前掲『四十五年選挙日記』)、
『山陽新報』明治45年5月1日「有権者と当選数」より
作成。

二 犬養毅の選挙地盤

明治期における犬養の選挙地盤の中心にいたのは犬養當弘と犬飼源太郎である。犬養當弘は、毅の実兄で犬養本家を継ぎ、明治維新时期に庄屋や戸長を歴任、明治二一年(一八八八)に賀陽郡日近村長、明治三十三年に吉備郡会議員および郡会議長も務め、その後庭瀬町長に就任、明治四五年当時は庭瀬町会議員であった。¹⁹⁾ 當弘は明治初年の弟毅の上京をはじめ、衆議院議員立候補の相談や選挙戦の金策などの支援を担っていた。²⁰⁾ とりわけ第一回総選挙から犬養毅の「選挙戦の総帥」として選挙区全体を取り仕切り、政府による激しい選挙干渉で知られる第二回総選挙の時にも、選挙本部を犬養生家に置いた上で陣頭指揮を執った。²¹⁾ 犬飼源太郎は、明治三〇年代頃からの選挙「参謀長」である。彼は犬養毅も通った三余塾を開いた犬飼松窓の孫で、県会議員さらには県会議長を務め、大正三年(一九一四)から衆議院議員となり犬養の片腕となつて活躍した人物である。²³⁾

さて、右の二人を中心とする犬養陣営が本格的な選挙活動を開始したのは、国民党の選挙区割の確定した四月

中旬頃であつた。彼らはまず有権者名簿から備中地方の有権者数を調べることから始めている。「選挙名簿」を一〇〇〇部用意し、備中地方を割り当てられた犬養・守屋・西村の「三代議士」に三三三部ずつ配り、有権者の情報を共有している。⁽²⁴⁾ こうした情報をもとに、候補者同士での票の貸借など、戦略上の調整を行ったと思われる。また當弘は、都窪郡・旧賀陽郡・児島郡内三か村の有権者数について五五一五人と把握している。⁽²⁵⁾ 前回総選挙における当選者の最低得票数が三一六票であることから、当選するためには、三〇〇〇票は必要不可欠であり、三五〇〇票あれば確実とされた。⁽²⁶⁾ つまり、犬養に限っていえば、自己の地盤において有権者の六割の票を獲得することが最低限の目標であつた。

こうした基礎情報を確認した上で、選挙活動のための組織体制が整えられていく。犬養陣営では、地盤区域を三〜五町村ほどに分ち、選挙支部となる事務所を設置した上で、そこで中心となつて働く人物を任命している。『四十五年選挙日記』には次のようなメモがある。

一、賀陽西部ハ 西部トハ日美・富山・大和ヲ云フ

池田村長 水子哲一郎

運動者 榎谷 平田島吉

旧賀陽郡西部の日美村・富山村・大和村については、同郡の池田村長水子哲一郎と、「運動者」すなわち実働隊としての同村会議員平田島吉⁽²⁷⁾が、選挙運動の中心であつた。もう一例示すと、選挙戦終盤になつて妹尾町の浄園院に設置された支部事務所の管轄区域は、妹尾町・興除村・大福村の三町村であり、中心人物として妹尾町会議員の和田祐治がいることを示すメモもある。

注目されるのは、犬養の遊説に際して、各町村長が集まり演説地の調整や手配を行っていることである。『四十五年選挙日記』に次のような記事がある。

四月二十五日、吉備郡町村長集会、左ノ地ニ穀政談
演舌ヲ求ム

総社 宍粟 日美 阿曾 足守 福谷 真金
高松 庭瀬・撫川 箭川 山田

また、吉備郡高松村での演説会では村長の平松長之助が開会の辞を述べていたり、吉備郡大高村では「同村各部落委員」が犬養の演説を要請していることが確認できる。⁽²⁸⁾ 犬養は町村長、時には部落代表者の支援・要請のもつて、五月六日から投票日前日の一四日まで、毎日二〜

三回政談演説会をこなしていったのである。⁽³⁰⁾

このように選挙組織は、選挙本部―選挙支部（三ヶ五町村の範囲を管轄）―町村―部落というように形成され、本部の犬養當弘・犬飼源太郎を頂点に、各段階を取り仕切るような人物が存在していたのである。そうした人物は、主として町村長や町村会議員といった地方政治家であり、彼らが選挙活動の主たる担い手であった。こうした体制のもとで得票計算や戸別訪問、遊説の支援、政友会勢力の切り崩しといったことが行われたのである。

とりわけ『四十五年選挙日記』の内容で興味深いのは、選挙本部から要所に人を派遣して情勢を偵察していることである。日記には「真野」と「日下老」がしばしば登場する。この両者がいかなる人物なのかは判然としないが、こうした人物が各地に派遣され、情報が本部に届けられた。例えば、以下のような五月十一日の記述がある。

十一日晚、日下老氏之云⁽³¹⁾

大高村ハヨシ

萬寿ハ回復ス

中洲 漸次トヨキ方也

菅生ハ或一部ハ難ク其他の村落ハヨキ方也

一、劍持弥惣^(次)二ノ注文

三田西端 守屋槌蔵

東端 平松延太郎

右ノ二軒へ明日真の氏訪問ノ約ノ処、同氏明日廻ル程難計ニ付当方有志者必ス行ケトノ

「日下老氏」が都窪郡の四か村の情報を届けており、それによると、各村とも良好な状況であるが、菅生村の一部には不安が残り、同村の村会議員劍持弥惣⁽³¹⁾次の要請もあつて、大字三田の守屋槌蔵と平松延太郎のもとへ、犬養當弘の方から「真の氏」に代わる「有志者」を派遣するように手配されている。村単位の情報が本部に届けられ、情勢が不安な地域へはテコ入れが行われているのであり、票固めに余念がなかったことがうかがえる。

一方、政友会側の動向に関して言えば、小出五郎⁽³²⁾が積極的に犬養の地盤の切り崩しを展開した。『山陽新報』によると、五月に入るまで都窪郡の情勢は至つて平穏であつたが、五月三日に小出五郎が倉敷町で政談演説会を開催しており聴衆八〇〇名を集めている。⁽³³⁾倉敷町の大地主で県内政友会の幹部大橋平右衛門も、小出推薦の葉書

を郡内有権者に配るなど、犬養に積極的に対抗する動きを見せ始めた。こうした小出側の動きに関する情報は、犬養陣営にも入ってきた。次のように、犬養當弘のもとへ丸山正雄や犬養薫（犬養毅の甥、のち庭瀬町長）から情報が届けられている。⁽³⁴⁾

丸山正雄、倉敷が帰り曰、

中庄村二歩の小郷藤四郎、小出之周旋ニ打掛り、既ニ二歩村ハ総テ小出ト取極居トノヲ

十三日夜、薫岡山が帰り曰ク、

小出派、井出毛三之手ニテ茶ヤ町銀行三千円借受タ

リ

福島ニテハ同派ノ策ハ棄権二円、投票五円

ここでは、小郷藤四郎が小出の周旋によって政友会側になつたため、二歩地域は全て小出に投票することになったとある。小郷藤四郎は中庄村会議員で撫川銀行取締役である。⁽³⁵⁾ また小出派は、県内政友会の長老格で元代議士の井出毛三の力も借りて、茶屋町銀行から三〇〇〇円を借り受けており、万寿村福島では投票棄権二円、小出への投票五円という買収行為に出ているといふ。

こうした小出五郎の動きに対して、犬養側でも無視することができずに、急遽、茶屋町・早島町・妹尾町に選挙事務所を増設している。⁽³⁶⁾ 犬飼源太郎や内田弥太郎（庄村長、のち県会議員）は各村の村長ら有力者を訪問し、小出派や大橋平右衛門の買収や説得工作に応じさせないよう努めている。⁽³⁷⁾

また小出は犬養の地盤だけでなく、西村丹治郎の地盤にも侵出してきた。これを受けて西村は、犬養に割り当てられていた旧賀陽郡の四〇〇票を割譲してくれるように交渉を行い、それは成立したようである。⁽³⁸⁾

このように選挙戦終盤になつて小出の切り崩しにあり、犬養毅は若干の不安を感じたのであろう。次のような書簡を木山精一・巖太郎父子に書き送っている。⁽³⁹⁾

拝啓益御清福奉賀候、已に御聞及にも候半此度亦候補として出戦致候処同志協議の上極めて狭隘の地域を割当られ激戦の境遇と相成候に付ては不相変非常之御尽力を煩はす事に可相成、毎々御面倒と奉存候得共可然御配慮被下度特に御依頼申上候、帰県以来諸所の演説に引廻され毎日二三ヶ所巡回致居候、それ故御無音に打過候、御海恕可被下、草々不一

五月七日

犬養 毅

木山精一様

同 巖 太 郎 様

梧 右

犬養は、倉敷紡績の役員である木山精一とその息子巖太郎といった倉敷町の政治的・経済的な最有力者層にも支援を依頼しているのである。

五月一五日の投票結果は表2の通りである。犬養は、小出の切り崩しにあつて都窪郡で若干の票を失い、また西村丹治郎に吉備郡（旧賀陽郡）の一部を割譲したものの、予定通り都窪郡、吉備郡、児島郡の一部で安定した票を得、第二位の得票数で当選した。犬養當弘と犬飼源太郎を中心とする選挙組織は十分に機能したと言えるだろう。県内全体を見ても、国民党は地域割に成功し、立てた公認候補は全員当選した。西村も旧賀陽郡から譲り受けた票によって当選を果たしている。国民党岡山県支部は組織としては機能しており、公認候補選定や地盤割決定の際に見られた不満や動揺は、この時点では抑えられ、大きな問題としては顕在化していないと見てよい。

表2 第11回総選挙各候補者得票数（郡部・定数8）

候補者	所属	備前(6郡)		備中(8郡)			美作(5郡)		合計
		児島郡		都窪郡	吉備郡				
豊福泰造	国民	1,331	409	29	7	15	2,943		4,303
犬養毅	国民	508	340	3,488	2,072	1,383	15		4,011
守屋此助	国民	11	8	3,994	7	0	0		4,005
山谷虎三	国民	509	0	739	28	198	2,617		3,865
福井三郎	政友	2,120	8	29	3	11	1,661		3,810
小出五郎	政友	142	31	1,366	464	156	2,276		3,784
西村丹治郎	国民	315	6	2,705	1	554	3		3,023
坂本金弥	国民	2,793	654	21	10	0	0		2,814
戸田江三郎	政友	637	445	1,695	11	55	50		2,382
竹内正志	中央	1,998	133	279	50	16	10		2,287
野間五造	准国民	1,735	193	474	0	54	3		2,212
鶴海角次	無所属	1,846	3	29	4	2	0		1,875
政党別得票数	国民	7,202	1,610	11,450	2,125	2,204	5,581		24,233
	政友	2,899	484	3,090	478	222	3,987		9,976
	その他	3,844	136	308	54	18	10		4,162

(注1)『山陽新報』明治45年5月17日、同18日より作成。

(注2) 国民＝立憲国民党、政友＝立憲政友会、中央＝中央倶楽部。

(注3) 野間五造について、所属は国民党だが、同党県支部による公認候補の選定から外れており、党組織を使つての選挙活動は行っていない。

ところで、犬養毅は再当选するとすぐに上京するが、東京から地元支援者へ当選礼状を送っている。原則として、礼状については犬養當弘たちの方で印刷して有権者に配っているが、選挙戦でとりわけ重視された人物には、犬養毅が直接送ったようである。その送り先を一覧にした表3からは、大原孫三郎ら倉敷紡績関係者をはじめとする資産家や、町村長および郡・町村議員が犬養を支持していたことが読み取れる。また『四十五年選挙録』には、表3にまとめた人名書き上げの後に、礼状について「賀陽郡へハ各町村長へ出しタリ」とも

表3 犬養毅が当選後に東京から礼状を送った宛先

名前	住所	備考
大原孫三郎	倉敷町	倉敷紡績社長、倉敷銀行頭取
林醇平	倉敷町	倉敷紡績取締役、倉敷倉庫取締役、倉敷銀行頭取、倉敷町会議員、元郡会議員
林源十郎	倉敷町	倉敷紡績監査役、倉敷銀行監査役、薬種商、倉敷町会議員
小山慎平	倉敷町	倉敷商業銀行専務取締役、元倉敷町長、倉敷町会議員
大橋良平	倉敷町	倉敷紡績取締役、倉敷倉庫取締役、倉敷銀行頭取、倉敷町会議員
木山精一	倉敷町	倉敷紡績取締役、倉敷倉庫社長、岡山県農工銀行頭取
木山巖太郎	倉敷町	岡山県畳表同業組合長、倉敷町会議員、郡会議員、県会議員
木村和吉	倉敷町	倉敷紡績監査役、倉敷町会議員、郡会議員
岡田義平	倉敷町	倉敷呉服商組合長、倉敷町会議員、郡会議員
都志太郎	中洲村	倉敷銀行監査役、倉敷倉庫監査役、中洲村会議員
梶谷芳之丞	中洲村	
三島十郎	不明	
神々三平	常磐村	常磐村長
河田忠治	常磐村	
守安克己	山手村	山手村長
横田養一	常磐村	郡会議員、県会議員、のち常磐村長
難波廉一郎	撫川町	撫川町長、元郡会議員
内田泰造	庄村	庭瀬銀行頭取、元庄村長
剣持弥惣次	菅生村	菅生村会議員、元郡会議員
小野隆太郎	大高村	元大高村長、元郡会議員
大内毅一郎	大高村	大高村長、郡会議員
溝手保太郎	早島町	中備銀行頭取、早島紡績取締役
和田祐治	妹尾町	妹尾町会議員、のち妹尾町長
佐藤栄八(父子)	茶屋町	茶屋町銀行取締役、備産織物社長、郡会議員

(注1) 前掲『四十五年選挙録』、倉敷市総務課歴史資料整備室所蔵『倉敷町会議事録』明治45年度、商業興信所編『日本全国諸会社役員録』第20回（商業興信所、1912年）、中田卯三郎編『明治四十四年十月調 岡山県衆議院議員選挙名簿 備中国之部』（1912年）、梶谷鉄傷『倉敷興信録』（中国評論社、1919年）、都窪郡教育会編『都窪郡誌』（都窪郡教育会、1923年）等より作成。

(注2) 木村和吉、岡田義平、難波廉一郎、溝手保太郎については、『四十五年選挙録』にはそれぞれ「木村和一」「岡田儀平」「難波廉一」「溝手安太郎」と記されていたが、他の史料も踏まえて、上表のように訂正した。

あり、ここからも町村長の存在が重視されていることがうかがえる。

むすびにかえて―まとめと大正期への展望―

明治末、犬養毅の選挙地盤では、陣頭指揮を取っていた犬養當弘と犬飼源太郎をはじめ、倉敷紡績関係者や町村長および郡レベルの名望家といった、明治二〇年代に犬養の支持基盤を形成した層が重要な位置を占めていた。とりわけ、活動の軸となっていたのは町村長や町村会議員といった地方政治家である。『四十五年選挙日記』においても、彼らが登場する場面は多い。犬養の選挙地盤においては、依然として地方名望家が指導層として確固とした存在感をもっており、明治期に形成された名望家秩序が根付いていたのである。

ただし日露戦後、政治参加拡大に伴って地域政治構造も次第に変容し、非有権者層の影響力も無視できないようになりつつあったこと⁽⁴¹⁾を考えると、犬養の支持基盤がより下の層まで拡大していることも想定できる。こうした点の検証は、さらなる史料発掘が必要であり今後の課題となるが、筆者は、そうした傾向がより明確に表れ、

犬養の選挙地盤を見る上で一つの画期と位置づけられるのは、大正期であると考ええる。本稿が扱った時期でもそうした動きへの萌芽は見られ、最後にこの点について述べ、大正期への展望を示しておきたい。

総選挙の九ヶ月後の大正二年（一九一三）二月、坂本金弥が桂新党⁽⁴²⁾立憲同志会に加わり、岡山県政界に動揺が広がる。県内の国民党内で犬養と共に双璧をなしていた坂本が離反し、四五年の総選挙時に抑えられていた、党内および地域社会における対立や矛盾が顕在化するのである。ここにおいて犬養・国民党は、動揺を抑え支持基盤を保持する必要性に迫られるのである。

ではそれは、どのようにして成し遂げられたのか。それを考える上で、明治末の時点において注目されるのは、犬養・国民党勢力が、名望家秩序の改造を進める勢力と結びつきつつあったことである。一般に、第一次大戦から一九二〇年代にかけての時期に、地主・有産者によって自治から疎外されていた小作農民や青年が、自己主張の声をあげはじめ、明治期に形成された名望家秩序は変貌していく⁽⁴³⁾。岡山県の場合、こうした傾向は明治四五年（一九一二）の時点でも看取できる。県北では「美作立憲

青年会」といった青年党類似団体が設立されており、彼らは金権政治を批判し、政界腐敗分子の撲滅と「理想選挙」を掲げていた。こうした青年たちは県北の国民党勢力と結びついて選挙運動を行っていたのである⁴³。

右のような動きは、犬養毅の選挙活動のあり方とも共鳴しうるものであった。昭和期になって、その約四〇年間の選挙について、剣持弥惣次が「清浄潔白」⁴⁵と回想し、犬養自身も「毎次一千元以内で事済みたる良風美俗」⁴⁶と誇っているように、犬養らは金権選挙に対して批判的姿勢をとり、またそれを表明していた。『四十五年選挙日記』にも次のような記事がある。

備前辛川之現状大意左ニ

坂本一票ニ五円 野間五円 戸田弐円 竹内弐円

如此銅臭紛々実ニ驚人候

犬養當弘の筆致は買収行為に対して極めて批判的であり、加えて、坂本金弥との距離もうかがえる。

また犬養毅という政治家個人に即して言えば、彼が一貫して藩閥・官僚批判を基調とする民党的理念を唱え続けたことも重要である。とりわけ明治末頃からは、旧態依然の官僚政治を打破して真の立憲政治を実現するため

には青年層の積極的な政治参加が必要であることを述べており、第一次護憲運動後にはそうした期待をより強く表明し、かつ青年層を取り込むような動きを見せる。

このように犬養毅の選挙地盤は、大正デモクラシー期の新状況や犬養の政治的動向とも関連しながら自己再編されていくのであり、この点の具体的検討については他日を期したいと思う。

註

(1) Joseph Lee Sutton, *A Political Biography of Inukai Tsuyoshi* (SL: University of Michigan (1984).

(2) 小山博也「政党政治家の思考様式—犬養毅の場合—」(篠原一・三谷太一郎編『近代日本の政治指導—政治家研究—』第二巻、東京大学出版会、一九六五年)。

(3) 時任英人「犬養毅と大原孫三郎」(『倉敷の歴史』一五、二〇〇五年)、前田昌義「昭和二年五月二十三日付古谷博宛犬養毅書簡をめぐって」(『岡山地方史研究』一〇九、二〇〇六年)、前田昌義「林醇平宛犬養毅書簡をめぐって」(『倉敷の歴史』一七、二〇〇七年)、前田昌義「犬養毅と安原太郎—犬養毅の支持基盤を探る—」(『倉敷の歴史』二二、二〇一二年)、前田昌義「安原太郎日記について」(『倉敷の歴史』二三、二〇一三年)、拙稿「明治中期における進歩党系勢力の地域的基盤—犬養毅の選挙地盤を中心に—」(『日本史研究』六二、二〇一四年)など。

- (4) 楠精一郎「日本政治史における選挙研究」(『選挙研究』一四・一九九九年) 三六頁。
- (5) 岡山県立記録資料館所蔵「賀陽郡川入村犬養家資料」二四一。
- (6) 同右二四二。
- (7) 『山陽新報』明治四十四年九月二八・二九日、岡山県編『岡山県政史』明治・大正編・昭和前期編(日本文教出版、一九六七年)一〇三・一〇五頁。以下、『山陽新報』を引用する場合、例えば、明治四十四年九月二八日の記事を、『山陽』四四・九・二八というように略記する。また史料引用文中の□内の文言は筆者が補足したものである。
- (8) 元治二年(一八六五)生。明治二十九年県会議員、三十一年衆議院議員(当選七回)。明治二十五年中国民報を創刊、鉾山の経営で成功を収め中国地方屈指の鉾山業者となり豊富な資金を政治活動と中国民報の経営に注ぐ。大正二年に犬養と袂を分かち立憲同志会に加わる(岡山県歴史人物事典編纂委員会編『岡山県歴史人物事典』山陽新聞社、一九九四年)。
- (9) 『山陽』四四・六・一九「岡山県の政友会」。
- (10) 『山陽』四五・四・二〇「候補者曰く集(其三)」。
- (11) 季武嘉也「大選挙区制度下の総選挙と地域政治社会」(『創価大学人文論集』四、一九九二年)、村瀬信一「明治期における政党と選挙」(『日本歴史』五四四、一九九三年)。
- (12) 『山陽』四五・一・二〇「美作同志会」、同四五・一・三一「代議士候補談」。
- (13) 『山陽』四五・四・一三「政友会支部公認候補者」。
- (14) 『山陽』四五・四・二二。
- (15) 『山陽』四五・四・一七「国民党役員会 候補者推薦協議」。
- (16) 『山陽』四五・四・二〇「国民党候補決定」、同「野間氏の立脚地」、同「松田氏幹事辞任」。
- (17) 『山陽』四五・四・二五「児島郡予選会」、同四五・四・二六「児島郡の形勢」、同四五・四・二七「児島郡有志会」。
- (18) 『山陽』四五・四・二八「入江氏候補断念」。
- (19) 「犬養當弘履歴」(前掲「賀陽郡川入村犬養家資料」一二九八)、永山卯三郎編『吉備郡史』下巻(岡山県吉備郡教育会、一九三八年)四二六三頁。
- (20) 岡山県郷土文化財団編『新編犬養木堂書簡集』(岡山県郷土文化財団、一九九二年)二五〇頁。
- (21) 丸山正雄「選挙大干渉当時の木堂先生」(『木堂雑誌』昭和八年五月号)一三・一四頁。
- (22) 丸山正雄「木堂先生の選挙戦を顧みて」(『木堂雑誌』昭和十一年一月号)一四頁。
- (23) 前掲『岡山県歴史人物事典』。
- (24) 前掲『四十五年選挙日記』、前掲『四十五年選挙録』。
- (25) 前掲『四十五年選挙日記』。
- (26) 『山陽』四五・五・一「有権者と当選数」。
- (27) 前掲『吉備郡史』下巻、四二七〇頁。
- (28) 『山陽』四五・五・一〇「国民党演説会」。
- (29) 『山陽』四五・五・七「都窪郡形勢」。
- (30) 前掲『四十五年選挙日記』。なお犬養が選挙民に対して具体的に何を訴えたかは定かでないが、前年の県会議員改選に際しての演説や、辛亥革命後における犬養の言動を考慮したとき、激変する中国情勢に対して外交的失敗を繰り返す藩閥・官僚政府批判や、藩閥と結びつく政友会への批判など、明治期を通して貫いてきた国民党理念を中心に据えたものであったと思われる(『山陽』四四・九・八「国民党演説会」、同四五・四・二〇「犬養

氏演説)。

- (31) 明治二五年の干渉選挙以来の犬養の支援者であり、長年菅生村会議員を務め、学務委員や衛生委員などの公職を歴任(岡本芳衛編『都窪郡案内誌』都窪郡案内誌編輯委員会、一九二四年、一二二頁、犬養健『国会選挙事始』私家版、一九三四年)。
- (32) 明治七年生。真庭郡美川村の庄屋の家。閉谷齋、明治法律学校で学び、二九年に弁護士試験に合格。日本弁護士協会評議員を務めるなど法曹界で活躍し、中央政界でも広く交友関係をもった(岡山県人『第二号、一九二二年、九一―一二頁)。
- (33) 『山陽』四五・五・七「都窪郡形勢」。
- (34) 前掲『四十五年選挙日記』。
- (35) 中村常三郎編『中庄村誌』(私家版、一九三二年) 一二九頁。
- (36) 『山陽』四五・五・九「小出氏と都窪郡」。
- (37) 例えば、前掲『四十五年選挙日記』には、犬飼源太郎と内田弥太郎が八尾寅吉という人物を「説諭」する記事や、「日下老君」と「真野君」が、三須村で大橋平右衛門の依頼を受けている小池其治郎への説得に動き、他の村内有力者の協力を取り付けたことで、小池は大橋の依頼を断ったという記事がある。
- (38) 『山陽』四五・五・一〇「西村氏地区拡張」。
- (39) 明治四五年五月七日木山精一・巖太郎宛犬養毅書簡(木山巖太郎編『木堂先生と私』私家版、一九三三年)。
- (40) 前掲拙稿「明治中期における進歩党系勢力の地域的基盤」。
- (41) 季武嘉也「明治後期・大正期の「地域中央結合集団」としての政党」(有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』吉川弘文館、一九九三年)、同『選挙違反の歴史』(吉川弘文館、二〇〇七年) 一一―一三頁。ただし季武氏も、地方名望家秩序が機能低下し、非有権者層が決定的に影響を及ぼすようになるのは第一

次大戦期頃とされる。

- (42) 中央における立憲同志会の成立とその政治史上の意義については、さしあたり、櫻井良樹『大正政治史の出版―立憲同志会の成立とその周辺―』(山川出版社、一九九七年)。
- (43) 大門正克「名望家秩序の変貌―転形期における農村社会―」(安田浩他編『シリーズ日本近現代史3 現代社会への転形』岩波書店、一九九三年)。
- (44) 『山陽』四五・一・九「美作立憲青年会演説」、同四五・四・二三「立憲青年会総会」。
- (45) 前掲『国会選挙事始』一二二頁。
- (46) 昭和七年二月五日安原太郎宛犬養毅書簡(鷲尾義直編『犬養木堂書簡集』人文閣、一九四〇年、五九四頁)。この実態については、前掲前田「犬養毅と安原太郎」。
- (47) 犬養毅「官僚政治打破」(『山陽』四五・一・一)、「犬養毅氏曰く」(橋本撤馬『青年政党論』世界之日本社、一九二二年)。
- 〔付記〕 史料調査に際しては、岡山県立記録資料館、倉敷市総務課歴史資料整備室の方々に大変お世話になりました。記して感謝いたします。
- 本稿は二〇一四年度科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による成果の一部である。

(ひさの よう 大阪大学大学院)

犬養毅と難波清人、安原太郎

―犬養毅の支持基盤を探る―

前田 昌義

はじめに

岡山県選出の国會議員で総理大臣にまでなった犬養毅であるが、選挙地盤である地元の人々との交流を取り上げた研究は限られる。⁽¹⁾そこで、本稿では、犬養毅と側近の国會議員である難波清人との関係、以前本誌で紹介した犬養毅の選挙区である倉敷市の犬養毅支持者の安原太郎⁽²⁾と難波清人との関係を、残された書簡をもとに検討していきたい。そして、そのことで犬養毅と地元の人々との交流をより明らかにしたいと考える。

一 難波清人と犬養毅

難波清人は、一八八八年（明治二十二）に岡山市平井に生まれ、現在の青山学院大学・明治大学で学ぶ。そ

の後、中外商業新報（現日本経済新聞）に入り、記者、經濟部長となる。衆議院岡山第八区（美作東部）で革新俱樂部から当選していた土居通憲が辞職したのに伴う再選挙で一九二六年（大正十五）に政友会から出て当選し、一九二八年（昭和三）まで衆議院議員となる。その後、一九三〇年、一九三二年の選挙でも中選挙区制となった岡山第一区（岡山県の東半分）から当選し、一九三六年まで衆議院議員であった。犬養毅の秘蔵っ子で、「犬養のそば、常に難波あり」といわれたという。一九三六年には鉄道疑獄事件に巻き込まれ収賄で起訴され、のちに無罪となる。一九四〇年一〇月十一日死去している。⁽³⁾

この難波清人への犬養毅書簡等は、犬養本堂記念館に六十六点残されている。表1が、その一覧である。この中で最も古いものは1の一九二〇年の礼状で、その後の

一九二二年の書簡は碁に関するものであり、趣味の碁から二人のつきあいが深まっていったことが考えられる。

その後一九二六年以降の書簡は、政治関係のことが多くなる。それには、19や23のような中央政界での活動に関するものと、22などのような選挙地盤の岡山県の政界に関するものとがある。この岡山県の政界に関するものには、49のような選挙に関する指示と22のような犬養毅支持者からの書簡に答えるものがある。こうした犬養毅支持者からの書簡に答えるものからは、犬養毅傘下の国会議員である難波清人と犬養毅支持者の地方有力者たちとの関係が窺われる。

この犬養木堂記念館所蔵の難波清人宛犬養毅書簡から、犬養毅と難波清人の関係をもう少し詳しく見てみよう。

(一) 難波清人と犬養毅の交流のはじまり

難波清人は、一九一四年（大正三）頃に古島一雄の紹介で犬養毅の門を叩く⁴。そして、先に見たように、碁を通じて関係が深まったのではないかと考えられる。

8は、一九二六年衆議院議員岡山県第八区の再選挙に

難波清人が出て当選した時のもの。次章で見る大正十五年二月十八日付安原太郎宛難波清人書簡にあるように、難波清人の出馬が急に決まり、犬養毅の支持者らが支援した。犬養毅自身も応援にかけつけ、難波清人の当選となった。当選後、犬養毅は難波清人に次の8の選挙礼状を出すように指示する書簡を出している。

難波清人宛犬養毅書簡（大正十五年三月十三日）

【封筒表】 市外大森八景坂二二九六 難波清人殿

（消印）「大正」十五年三月十三日

【封筒裏】 東京四谷南町八十八 犬養毅

別紙ハ田口梁兵より申来りし盡力者の人名也、是ハ一々礼状を認め発送せり、英田の山田君蔵より申来りし同村の盡力者数人にも礼状を出したれど其人名の書付を紛失せり、区外より盡力したる人々にも礼状を出し置きたり

○君より有権者全部へ礼状を出されたし（印刷の）、或ハ閉会後報告としてでもよろし

田口梁兵は、苫田郡香々美南村（現鏡野町）の村会議員

や郡会議員、村長、県会議員などを務めた地方政治家・実業家で、昭和初期には政友会の苦田郡選出の県会議員であつた。⁽⁵⁾ 山田君蔵は、英田郡江見町（現美作市）の医師で、村会議員や英田郡医師会長を務めた人物。⁽⁶⁾ この田口梁兵や山田君蔵が中核となつて選挙運動し、難波清人の当選が実現した。そして、田口と山田は、自分の周囲の選挙運動をしてくれた人々を犬養毅に報告し、犬養毅はそうした人々の何人かに直接礼状を出している。

（二）犬養毅傘下の国会議員としての難波清人と犬養毅

その後、国会議員となつた難波清人は、犬養毅の側近となる。この難波清人に対して、犬養毅はさまざまな書簡を送っている。18のような趣味の甚の書簡もあるが、政治関係のものが多く、政治関係の書簡を分類すると、A政界雑事、B政友会候補者に関するもの、C大原孫三郎に関するもの、D選挙地盤の岡山県の政治状況に関するものに分けられる。

A 政界雑事

10、16、17のような就職や採用の斡旋依頼という雑事

に関する書簡がある。犬養毅ほどの政治家になつても、やはりこうした口利きの依頼があり、それを側近の難波清人に依頼している。

B 政友会候補者に関するもの

19は、福岡の政友会候補者である宮川一貫に関するものである。宮川一貫に関する書簡は『犬養木堂書簡集』にも収録されており、⁽⁷⁾ それらの書簡では、宮川一貫は親しいものでないが、「敵を制し得る見込ある者」は応援するとしている。19では、宮川一貫のことを旧知の頭山満に頼んでおこうと犬養毅は書いている。⁽⁸⁾

C 大原孫三郎に関するもの

23、58は大原のことが出てくる。大原は、犬養毅の選挙地盤である倉敷町の有力者、大原孫三郎である。大原孫三郎は、倉敷紡績株式会社の経営者として知られるが、岡山県の第一合同銀行の頭取、滋賀県の近江銀行の取締役でもあつた。一九二七年（昭和二）の金融恐慌では、近江銀行が休業し、第一合同銀行も取り付け騒ぎにあつた。⁽⁹⁾ 23、58は、この取り付け騒ぎなどの大原孫三郎の

動きに犬養毅が注目していたことを物語る書簡である。

犬養毅と大原孫三郎は、犬養毅が国民党を率いていた時期、大原孫三郎が政友会に接近して対立関係となる。その後、一九二五年犬養毅は次に率いた革新倶楽部を政友会に合併させて政友会に入るが、犬養毅と大原孫三郎の関係は微妙であったと考えられる。⁽¹⁰⁾ そのことが、23、58からも窺われる。なお、58は内容から一九二七年のものと考えられ、第一合同銀行の取り付け騒ぎが収まったことを述べていると考えられる。23は、近江銀行の整理に關係して、井上準之助日銀総裁と大原孫三郎との關係に注意を促しているものであろう。大原孫三郎は、近江銀行の取締役であったことから責任を問われていた。

D 選挙地盤の岡山県の政治状況に関するもの

22、25、27、29、31、47、49などが、選挙地盤の岡山県の政治状況に関するもの、特に側近である難波清人の選挙地盤関係のものである。

一九二七年九月に岡山県会議員は改選であり、22、25はその関係である。22は難波清人の選挙地盤である英田郡土居村（現美作市）の春名武雄の公認問題である。25は

選挙後の岡山県会の紛擾についてである。

一九二五年に合併した革新倶楽部と政友会だが、敵対関係にあったもの同士、なかなか関係は難しかった。一九二七年の県議会議員選挙では、英田郡では政友会から伊東嘉雄と春名武雄と二人が出て、伊東嘉雄が当選している。⁽¹¹⁾ 22にあるように、春名武雄は旧革新倶楽部系であり、政友会の公認を巡って伊東嘉雄と対立したものである。この春名武雄は、英田郡土居村の村会議員や英田郡の郡会議員を務め、国民党以来の犬養毅支持者である。⁽¹²⁾ 県会議員選挙後も、選挙で政友会が大勝利を得たが、県会議長を旧革新倶楽部系にするか旧政友会系にするかでもめる。⁽¹³⁾ この解決に難波清人が尽力したことを岡山県選出の政友会国会議員の岡田忠彦から聞いたとしているのが25である。

その後も、岡山県の政友会では、旧革新倶楽部系と旧政友会系との対立は続く。一九三〇年には支部長選挙を巡って対立する。40はこの支部長選挙で、反犬養毅で知られる旧政友会系の玉野知義側⁽¹⁴⁾に難波清人がたつたとされていることを確認するものである。

国會議員選挙では、県会議員などの地方議員が重要な

役割を果たす。よって、こうした県会議員選挙の動向や県会議員の掌握が重要であったと考えられる。

25、27は、血気盛んな難波清人が、国会で「柔道四段の腕前をふるった」という事件があり、そのことが書かれている。27では、前掲の山田君蔵が次のように、難波清人の事件の選挙への影響について述べている。

難波清人宛犬養毅書簡（昭和三年一月二十二日）、

犬養毅宛山田君蔵書簡（昭和三年一月二十日）

【封筒表】 市外大森八景坂（新井宿二二八六）

難波清人殿

（消印）「昭和」三年一月二十二日

【封筒裏】 東京四谷南町八十八 犬養毅

是ハ山田君蔵の返書也、暴行失格問題ハ広く宣伝せられしが如し 木翁

謹啓 昨日ハ御宝書賜り難有奉敬拝候、閣下ニハ時候御障被為在候趣、何分厳寒之候ニ候得バ特ニ御大切ニ被遊一日モ速ニ元氣御回復神懸祈上候、偕而ハ此度之御下命ニ違背不致候得共、普選之為人心之統一往年ニ比し一層困難ニ有之候、加之難波氏事件將

来ノ帰着如何ヲ区民ハ憂慮致し居甚ダ不利益ニ御座候得共、弁護御同情ハ致し極力御尽力申上候間御放神被成下度謹而御答申上候

一月二十日

早々敬具

君蔵

末端乍失礼御奥様ニ宜敷御鶴声願上候

犬養先生

侍史

選挙に向けて難波清人をよろしくと犬養毅が山田君蔵に書き送ったと思われる。それに対して山田君蔵は、難波清人の事件を心配し、できる限り尽力すると犬養毅に返書を送っている。犬養毅は、その山田君蔵からの書簡に事件のことは広まっているので注意するようにメモして、難波清人に送っている。

一九二八年二月は、衆議院議員選挙があった。難波清人が再選挙に出たときには小選挙区制であったが、この一九二八年から岡山県を東西に岡山第一区、岡山第二区と分け定員各五人の中選挙区制となる。この選挙で犬養

毅は、難波清人に次の31の書簡を送っている。

難波清人宛犬養毅書簡（昭和三年二月七日）

【封筒表】 岡山市上石井三好野花壇 難波清人殿

親展

（消印）「昭和」三年二月七日

【封筒裏】 東京四谷南町八十八 犬養毅

敬啓 君と岡田君ハ丈夫^{（丈夫）}なるべし（油断ハ出来ざ

れど）、横山も先つよろしかるべし、第二区でハ内

田が退きたる以上ハ星島もよろしかるべし（但し楽

観屋の本人にハ此言ハ秘密）、一番の安全ハ高草也、

小生慢性的ニ化したると一にハ長らく暖房ニ屏息し

この空氣が習慣となりか、^{（脱か）}ちよと外氣ニ触るれハ直

ニ風邪ニ罹り此分でハ迎も帰県出来ざるべし（土氣

ニ関するが故ニ秘）、因て前代議の御連中御繰合の

上区内北部ニ二三ヶ所の演説が出来れハ都合よし御

相談可被下 不一

二月七日

毅

難波君

古島ハ先つ大丈夫也、望月より寄付ありし趣

犬養毅は、選挙情勢について、第一区では難波清人、

岡田忠彦、横山泰造、第二区では星島二郎、高草美代蔵

は当選できるだろうと予想し、健康上の理由から自分は

帰県出来そうにないので、第一区の北部を前代議士で遊

説するように指示している。

しかし、男子普通選挙となり、中選挙区制に変わった

ことも影響してか、高草美代蔵も難波清人も落選する。

この選挙では、難波清人の選挙区の苫田郡加茂町（現津

山市）の芦田登一郎、木本衛に29のように犬養毅は難波

清人をよろしく頼むとの書簡を出しておいた。しかし、

難波清人の当選はならなかった。そのことに對する木本

衛の詫び状が次の32の書簡である。犬養毅は、これを難

波清人に転送している。

犬養毅宛木本衛書簡（昭和三年二月二十五日）

【封筒表】 府下荏原郡大森八景坂 難波清人殿

（消印）「昭和」三年二月二十八日

【封筒裏】 犬養毅

謹啓 今回の政戦遂に無惨なる敗戦に終り、吾々の

努力不足の結果先生并に難波君の御面目を失墜し誠に申わけ無之平に御容恕下され度候、当在郷の同志次々相立寄り無念切齒相擁して涙をしほり申候、小生ハ已に先生に師事多年にして国民党以来在野党少数党として時に政戦に破れ申候も之れ政界の塩清戦^(筋力)_(廉)の然らしむる所と甘じ居申候へ共、今回ハ地磐の協定を真面目に実行せし清節を重せし吾難波君を此域に陥れしハ敵に非ずして吾党の先輩なる事ハ政界の最下位野戦の最前哨戦に立ち申し候政卒の難堪処御想察被下度候、小生隣家ハ久山君の叔父地方の豪家祝杯に繼々に万歳の喚声挙り小生ハ敗残の卒同政党にして吾党候補の当選に苦笑を以て向ふ如き皮肉類例亦尠らむかと存じ申候、茲に先生の御委託にそむき微力此結果に立至り申候事深く謝罪仕申候誠に恐入候へ共難波君の東京御住所不承に付き別便同君へ御転送被下度願上候

二月廿五日

木本衛

犬養先生

この時岡山第一区では、政友会は玉野知義、岡田忠彦、横山泰造、久山知之が当選している。久山はこの久山知之であろう。政友会内の地盤協定がちゃんと守られなかったことを木本衛は敗因に挙げている。

木本衛は、苫田郡加茂町（現津山市）の獣医・薬種商で町会議員や青年団長・在郷軍人分会長・農会長などを務め、後の一九三一年には町長となっている。⁽¹⁶⁾ 芦田登一郎は、苫田郡加茂町で町会議員や郡農会議員などを務めている。⁽¹⁷⁾

難波清人は、県北では地元との関係が薄い。そのため、難波清人支持者の中には、難波清人よりも犬養毅を慕って応援しているものもいたと思われる。よって、これらの書簡に見られるように、犬養毅から地域の有力者に難波清人をよろしくと直接送る書簡がある一方、地域の有力者から直接犬養毅へ送られる書簡もあつた。そして、それを受けて犬養毅が難波清人に指示する書簡があつた。

一九三〇年二月は衆議院議員選挙である。これに向けての書簡が、47、49、50である。47は難波清人の地盤の前掲の山田君蔵に協力を依頼した関係の書簡。49、50は

岡山県内の選挙情勢に関するもの。一九二八年の衆議院議員選挙では落選した難波清人だが、この一九三〇年の選挙では当選する。49では、犬養毅は難波清人に作州は田口、小川の力で十分なので上道郡に力を注ぐように指示している。田口は前掲の政友会の苫田郡選出の県会議員の田口梁兵、小川は46の書簡に出てくる久米郡加美村（現美咲町）の小川芳太郎であろう。小川芳太郎は加美村の村会議員や村長、郡会議員などを務め、久米銀行を創立するなどした政治家・実業家。国民党岡山支部評議員、革新倶楽部相談役なども務めた。⁽¹⁸⁾50では犬養毅は、岡山一区の立候補者のうち民政党の清水長郷が優勢で、犬養毅傘下の岡山第一区の難波清人、岡山第二区の星島二郎の苦戦を心配している。なお、50の池上鎮平は、久米郡で村会議員、郡会議員、県会議員などを務めた地方政治家である。このように、犬養毅は傘下の議員等の選挙情勢を分析し、指示を与えている。

一九三一年九月は、岡山県会議員選挙である。それに関する書簡が、55、56、57だと考えられる。立候補予定者の推薦状の石版下つくりに関する55、揮毫を求めに来た人についての調査を依頼した56、岡山の有志者に色紙

を送る関係の57と、選挙に向けての活動と考えられる。特に55は、先の芦田登一郎、次章で見る安原太郎、難波清人のおい⁽²⁰⁾の難波徹と、県会議員選挙に立候補した人々の推薦状の石版下をつくっている。

このように、犬養毅は傘下の国会議員の当選のために、選挙情勢を気にし、選挙の時に頼りになる県会議員等の地域の有力者の動向にも気を配り、細かな指示を出していた。また、選挙では推薦状の石版下をつくっている。

二 難波清人と安原太郎

安原太郎は、犬養毅の選挙区の都窪郡の中庄村長を経て、県会議員になるなど、犬養毅の有力支持者の一人である。この安原太郎宛の難波清人の書簡は、表2のように十一通安原朋雄家⁽²¹⁾に残されている。大半は一九三九年（昭和十四）～一九四〇年のものであり、頻繁な手紙のやりとりから二人の交流の深さが伺われる。この時期にこれだけ頻繁に手紙のやりとりをしているにもかかわらず、他の時期のものが限られているのは、史料の残存状況にもよると考えられる。

この安原朋雄家文書中の安原太郎宛難波清人書簡か

ら、二人の關係を見てみよう。

一九二六年（大正十五）二月十八日付安原太郎宛難波清人書簡は、難波清人が選挙に出た時のものだが、これ以前より難波清人と安原太郎は交流があり、安原太郎は難波清人を応援していることが窺われる。

安原太郎宛難波清人書簡（大正十五年二月十八日）

【封筒表】 岡山県都窪郡中庄村 安原太郎様

（消印）「大正十五年」二月十八日

【封筒裏】 東京市外大森八景坂上 難波清人

十八日

御芳墨拝誦感謝致候、矢張り持つべきハ知己の感有之候、今回ノ事は萬事一即決ノ議にて小生乍ら其ノ急転直下に驚き入り仕候、総て木堂に一任致し居候、木堂先生も小生の為め最後の援声に五六日来岡下さる由なり、此上ともよろしく願上候、一度津山に御出馬被下度、實際友人以外に小生の味方なきも無致方候、十九日出発二十日一時岡山着の予定に候、大兄の文書を持して戦法の方策となし西下致すべく候、他日面晤の上にて

十八日

安原太郎様

難波清人

これは、前章で見た岡山第八区選出の国会議員であつた土居通憲が辞任したことに伴う再選挙に難波清人が立候補した時のものである。難波清人の立候補が急遽決まり、安原太郎に支援を依頼している。難波清人は岡山県出身とはいえ、南部の岡山市平井の出身で、県外に就職していた。犬養毅が何日か応援に来てくれる予定とはいえ、地縁血縁の薄い地域に落下傘候補として行くわけで、岡山県にずっといた安原太郎の支援が頼りであつたことが窺われる。結果は当選であり、前掲の一九二五年三月十三日付難波清人宛犬養毅書簡で、犬養毅は難波清人に選挙礼状の指示をしている。

次の一九三二年五月十七日付安原太郎宛難波清人書簡は、五・一五事件直後のものである。

安原太郎宛難波清人書簡（昭和七年五月十七日）

【封筒表】 岡山県都窪郡中庄村安原太郎君

(消印)「昭和」七年五月十七日

【封筒裏】五月十七日

東京府大森八景坂二二九六

難波 清人

電報有難く候、犬養翁の最後ハ実に光輝あるものにて豪傑の末後^(期)として、これ又天下一品にて候、死を前にして従容道を説き、泰然^(マ)として軍人の一斉射撃に笑を以て応対してゐる、一貫して憲政擁護、暴力直接行動排撃の主旨に出で、ゐる即ち生死一貫憲政擁護である、今回の兇変が市井の無頼漢の行動にあらずしてハツシヨ運動軍人の現役准校の行動であるだけに、意味深長にて候、翁の最後の立派なるに門下の我々ハせめてもの慰安を感じ、尚ほ其の主義を汲みて一層の努力を覚悟致し元氣横溢に御座候、御自愛願上、健君御同情に不堪一所にどこまでも翁の志を継承する決心に御座候 乱筆

五月十七日

難波清人

安原雅兄

難波清人は、事件当日も事件の三十分前まで犬養毅と

話し込んでいたとされるだけあつて、犬養毅亡き後、自分たちががんばらねばという決意を強く示している。なお健君とは、犬養毅の息子の犬養健である。

また、この犬養毅亡き後の書簡がもう一つ残されている。次に見る一九三二年九月三十日付安原太郎宛難波清人書簡である。

安原太郎宛難波清人書簡(昭和七年九月三十日)

【封筒表】岡山県倉敷市外中庄村 安原太郎様

親展

(消印)「昭和」七年九月三十日

【封筒裏】東京市大森区入新井町新井宿 難波清人

九月三十日

過日ハ一寸急用ありて犬養君京都にあり、延山に参詣して大先生の瞑福を祈る御供を致す為め東上、ソレの為に最後に一度御面会の機を失し申候、支部総会ハアレでよろしく候、皆んなコチラの骨折損の如くあれども山上と云ふ無名の無用長物を払ひたる丈け氣持よろしく候、向後ハ山上内田の連絡ありとも支部長としての特権を奪つた為め平等に活躍出来

る譯にて候、庭瀬町よりターさんを東京から呼び返して貰ふ様に秘密に御計ひ被下度候、墓地其他の相談の為に町の方へ早く帰る様に未亡人にも手紙を出して貰ひ度候、コレハ土井君より貴兄に相談する様に健君より頼まれ申候故土井君よりも相談しある事と存じ候へ共急に御運び被下度候、ソレハ犬養庭瀬の本案の主人ターさん内田弥介の意を体して金で売却せられ東京の犬養家に來て犬養健さんの悪言計り吐き又東京で選挙をやり岡山ではやらぬ方がよい。又難波と岡田と喧嘩を犬養健さんか買つて出る必要は無之候ナド毎日く未亡人に讒言をやるので健君と未亡人との間は御承知の通りに面白くないのに日々ソレをやるので一層不可、故に此際庭瀬町より引返し状を出して墓地の件一先相談せり早く帰へられ度候旨未亡人及びターさんへ一筆手紙を出し被下度願上候、内田のやる事ドコマでも悪陰を加へ驚き入候、右御手数数乍ら秘密に願上候

難波清人

安原兄

尚ほ御令息の御病状如何に候や伺上候、兎島より帰

り知事と一パイやり其夜一寸面白き話（事件）ありて翌朝十一時帰東

これは、犬養毅亡き後の「ごたごた」を物語る書簡である。犬養毅亡き後は、岡山県の犬養毅の選挙地盤をだれが継ぐかが焦点となる。本来なら息子の犬養健が継ぐはずであるが、犬養健は東京生まれの東京育ちで、一九三〇年東京第二区で当選している。また、岡山県の犬養毅の選挙地盤には、犬養毅の国家老として、後継者たることを期待されていた内田彌太郎もいる。こうした中で、犬養毅未亡人に犬養家本家の犬養董がいろいろと吹き込むので、犬養董を岡山に呼び戻すようにしようという内容である。犬養健の実母は幼少期に去っており、犬養毅未亡人は義母である。⁽²³⁾ そうしたこともあって、二人の仲は「面白くない」のであろう。

結局、次の一九三六年の選挙では、犬養健は犬養毅の後を継いで岡山第二区から出馬し、安原太郎ら犬養毅を支えていた地元の人々の支援で当選する。

「難波と岡田と喧嘩」とは、岡山県選出の犬養毅系列の衆議院議員であった岡田忠彦と難波清人は、仲が良くなかったことが知られているが、⁽²⁴⁾ それであらう。

その後、難波清人は一九三六年の選挙では落選する。しかし、犬養毅を偲びつつ、再起を窺っていたとされ、その中で、旧知の安原太郎と交流を続けていたことが、窺われるものが、一九三九年～一九四〇年の書簡である。このように、難波清人は衆議院議員選挙に出るに当たり、選挙区は違うが岡山県内の犬養毅支持者である安原太郎を頼りにし、犬養毅亡き後も同志として励まし合っていた。そして、犬養毅亡き後の混乱を収めるべく、二人は協力し、その後も二人の交流は長く続いた。

おわりに

本稿では、残された書簡をもとに、犬養毅と犬養毅側近の国会議員の難波清人との関係、犬養毅の選挙区の犬養毅支持者の安原太郎と難波清人との関係を検討した。犬養毅は、側近の国会議員の難波清人に対して、選挙に関する指示を出したり、選挙区の有力者からの書簡に関する調査を命じたりしている。また、自党の他県の候補者や選挙区の有力者に関する指示や連絡をしている。一方、傘下の国会議員の難波清人の選挙区の有力者たちに対しては、選挙で難波清人をよろしくと依頼する一方、

選挙などに関する連絡を受けて、難波清人に連絡や指示をしている。

難波清人は、こうした犬養毅の指示のもと政界で動いていた。また、選挙では選挙区は違うが岡山県内の犬養毅支持者の安原太郎を頼って活動し、犬養毅亡き後は、安原太郎と連絡を取り合い、死後の混乱を収めるようにしていた。

安原太郎は、犬養毅の選挙区に住む有力者で、昭和初期の選挙では犬養毅の会計責任者を務めていた。この安原太郎は、難波清人が犬養毅系列から衆議院議員選挙に出ると、選挙区は違うが協力し、犬養毅亡き後は混乱を收拾するために協力して尽力していた。

こうして、傘下の国会議員を抱える領袖としての犬養毅、犬養毅の側近の国会議員としての難波清人、選挙地盤である岡山県内の有力者の安原太郎たちという構造が、ここで見た大正末から昭和初期には築かれていた。

こうした政治構造が、いつごろからどのような形に成されてきたかを明らかにすることは、次の課題である。

注

- (1) 拙稿「犬養毅と安原太郎―犬養毅の支持基盤を探る(『倉敷の歴史』第二十二号、倉敷市、二〇一二)で犬養毅に関する研究状況を紹介している。その後、久野洋「明治中期における進歩党系勢力の地域的基盤―犬養毅の選挙地盤を中心に―」(『日本史研究』第六二一号、日本史研究会、二〇一四)が出されている。
 - (2) 前掲拙稿参照。
 - (3) 『岡山県歴史人物事典』(山陽新聞社、一九九四)七三〇・一五五―六頁、政治と人と(上) 戦前・戦中編(山陽新聞社、一九七九)八八―九一頁。
 - (4) 一九三二年に難波清人が書いた「最期の木堂翁」(鷺尾義直『犬養木堂伝(下)』、東洋経済新報社、一九三八、七二六―七二九頁)では、「私が古島先生に導かれて翁の門を叩いてから既に十九ヶ年になる」(七二八頁)とあり、一九一四年頃が交流の最初となる。
 - (5) 前掲『岡山県歴史人物事典』六〇〇頁。蓬郷巖『岡山県議会ものがたり』(日本文教出版株式会社、一九七八)一一一頁。
 - (6) 狩谷重忠編『美作人事興信録 下巻』(同出版部、一九三七)六〇三―六〇四頁。
 - (7) 鷺尾義直編『犬養木堂書簡集』(人文閣、一九四〇)四五―四五三頁にも宮川一貫関係の書簡がある。
 - (8) 頭山滿は、福岡県の国家主義者で孫文の中国革命支援を通じて犬養毅とは旧知の仲である。鷺尾義直『犬養木堂伝(中)』(東洋経済新報社、一九三八)七三五―七四一頁に二人が中国に渡った時のことがある。
 - (9) 『中國銀行五十年史』(同行、一九八三)一三三―一三九頁。
 - (10) 時任英人「犬養毅と大原孫三郎」(『倉敷の歴史』第十五号、倉敷市、二〇〇五)。その後、大原は政友会のライバルの憲政会・民政党系の政治家を後援しているとされる。
 - (11) 前掲『岡山県議会ものがたり』一一二頁。
 - (12) 前掲『政治と人と(上) 戦前・戦中編』一〇五―一〇七頁。
 - (13) 前掲『岡山県議会ものがたり』一一一―一二三頁。
 - (14) 前掲『岡山県歴史人物事典』六三〇頁、前掲『政治と人と(上) 戦前・戦中編』七二―七七頁。
 - (15) 「むかしの代議士」六十(『中国新聞』一九六〇年十二月二十八日)。
 - (16) 狩谷重忠編『美作人事興信録 上巻』(同出版部、一九三七)二二七―二二八頁。
 - (17) 前掲『美作人事興信録 上巻』一二頁。
 - (18) 『岡山県興信録』(岡山興信所、一九二四)一三四頁。
 - (19) 前掲『岡山県歴史人物事典』五六―五七頁。
 - (20) 前掲「むかしの代議士」六十。
 - (21) 安原朋雄家文書種村邦子所蔵分。
 - (22) 前掲『政治と人と(上) 戦前・戦中編』八九頁。
 - (23) 『政治と人と(下) 戦後編②』(山陽新聞社、一九七九)一四頁。
 - (24) 前掲『政治と人と(上) 戦前・戦中編』九一頁。
- 〔後記〕史料の利用では、種村邦子様、犬養木堂記念館にお世話になりました。ありがとうございました。また、史料は適宜常用漢字に改め、読点を付しました。
- (まえだ まさよし 岡山地方史研究会・岡山近代史研究会会員)

表 1 大養木堂記念館所蔵難波清人宛大養毅書簡等

頁番号	宛 名	差出人	年 月 日	内 容
1	難波清人	大養毅	大正9年3月11日	来訪頂いたが不在だった詫び
2	難波清人	大養毅	大正11年9月9日	書紙掲載の基について
3	難波清人	大養毅	大正11年9月16日	閉基に対し深刻の研究とへ非常の御買かぶり
4	難波清人	大養毅	大正11年9月28日	春盤惠贈の礼状
5	難波清人	大養毅	大正14年4月2日	王安石の詩についての問い合わせへの返事
6	難波清人	大養毅	大正14年10月22日	書著『朝鮮の水利事業』惠寄の礼状
7	難波清人	大養毅	大正15年2月15日	別荘の売買について
8	難波清人	大養毅	大正15年3月13日 (消印)	選挙礼状を出す件
9	難波清人	大養毅	大正15年4月5日	基盤の蓋等について
10	難波清人	大養毅	大正15年6月1日 (消印)	就職幹旋の依頼
11	難波清人	大養毅	大正15年6月19日	故原田茂太郎遺族より依頼の件につき面晤を
12	難波清人	大養毅	大正15年6月28日	故原田茂太郎氏邸宅の件分明になり、過日の話は中止
13	難波清人	大養毅	大正15年7月19日	あゆ槽遺惠贈の礼状
14	難波清人	大養毅	大正15年10月1日	楓見の勝い
15	難波清人	大養毅	大正15年10月10日	鉄砲を潤筆五百円とへ高過ぎ
16	難波清人	大養毅	大正15年10月14日	地面の件、採用幹旋の件
17	難波清人	大養毅	大正15年12月22日	棋院対棋正社対戦三対し此度へ岩本对雁金の題・・・、就職幹旋の礼の件
18	難波清人	大養毅	昭和2年1月1日	雁金对岩本の最新聞三載せられど・・・
19	難波清人	大養毅	昭和2年1月16日	宮川一貫の立候補の件承知、岡山に頼んでおこう
20	難波清人	大養毅	昭和2年4月3日	この夏の福岡行きは政治関係なきものにして
21	難波清人	大養毅	昭和2年6月28日	古島が岡山に行つてくれるそうで安心だ
22	難波清人	大養毅	昭和2年6月29日 (消印)	土居村の春名武雄が県議選で自分を公認せずして誰を公認する、今日革新倶楽部系が全滅になるから自分は立候補すると手紙が来た、この事情は何か教えてくれ
23	難波清人	大養毅	昭和2年7月17日	大原対日本銀行関係に付て井上総裁三注意を与へ置く必要あり
24	難波清人	大養毅	昭和2年10月5日	別報英田郡の人より申来り元官云々甚解し難し因て本人三詳報を求被下候
25	難波清人	大養毅	昭和2年11月5日	病氣のことを聞いて驚いた、裁判所出頭がいやで病氣届けを出していたのかと思っていた。県会紛擾は種々尽力のことと岡田より聞いた
26	難波清人	大養毅	昭和2年12月27日 (消印)	弟の富士見にて成育するもの
27	難波清人	大養毅	昭和3年1月22日 (消印)	大養毅宛山田君蔵書簡 (1月20日、見舞い・難波事件の心配) を大養毅から転送。事件のことは宣伝されているので注意して
28	難波清人	大養毅	昭和3年1月25日	小橋氏より来り戸川の方も片付たるや二被存候。別紙は田日の来簡なり(田日の来簡はなし)
29	難波清人	大養毅	昭和3年1月31日 (消印)	作州加茂の先年1年の牛耳を執り居たるものは芦田登一郎、木本衛、右に書状を出し置きたり
30	難波清人	大養毅	昭和3年1月〇日 (消印)	推薦状に住所を書いて下さい
31	難波清人	大養毅	昭和3年2月7日	君と岡田君・横山は大大丈なるべし、第2区へ内田が退きたる以上へ星島もよろしかるべし、一番の安全へ
32	難波清人	大養毅	昭和3年2月28日 (消印)	高皇也、自分(大養)は柿果因難なので前代議士たちで区内北部ニ2・3ヶ所の偵脱が出来れへ都合よし
33	難波清人	大養毅	昭和3年5月19日	2月25日付大養毅宛木本衛書簡(選挙敗北の詫の状)を大養毅が難波清人に転送したものの
34	難波清人	大養毅	昭和3年5月23日	植樹の件 苗木屋の請求

35	難波清人	大養毅	昭和3年6月14日	来客を病気で断ったところに押しかけてきた人がいた
36	難波清人	大養毅	昭和3年7月30日	基盤を持ってきて
37	難波清人	大養毅	昭和3年8月1日	沼間氏の別荘の扁額の件
38	難波清人	大養毅	昭和3年10月29日 (消印)	地所の件
39	難波清人	大養毅	昭和3年11月21日	十六日退院の趣御書状被報拝見致候
40	難波清人	大養毅	昭和3年12月21日	岡山支部長選で玉野・側に立ったとされていることの確認
41	難波清人	大養毅	昭和3年12月24日	岡山支部選挙の件
42	難波清人	毅	昭和4年1月18日	熱海に約一週間滞在して15日に帰京した
43	難波清人	木曾	昭和4年4月2日	揮毫宅にあり
44	難波清人	毅	昭和4年9月17日	今日も入浴、園中を散歩、一週間以内に帰京する見込み
45	難波清人	木曾	昭和4年10月5日	湯河原温泉天野星本館は閑静なところ、絵はがき
46	難波清人	大養毅	昭和4年11月19日	小川芳太郎の返簡別紙の通り(小川芳太郎の返簡は同封されていない)
47	難波清人	木曾	昭和4年11月29日	選挙において兄を援助することを頼み違わしたる山田の返事なり(山田の返事は同封されていない)
48	難波清人	大養毅	昭和4年11月29日	小川の返書を御送付致し候後、別封到着致候、可成作州へ御出懸被成候ハッ好都合也
49	難波清人	大養毅	昭和5年1月12日	作州は田口、小川の力にて十分、上道は心配なので力を注げ。星島は老陰、帰京中のはずなので面会して注意して
50	難波清人	大養毅	昭和5年2月5日	加美村故池上鎮平の一族医師某熱心に民力の趣、板野が民政のため援助したるため清水の形勢がいらいしい、難波と星島は苦戦らしく懸念している
51	難波清人	大養毅	昭和5年10月4日	園芸用はさみ持ち柄りの件
52	難波清人	毅	昭和5年12月4日	御津郡金川町堂生角道英一から沿岸漁民の会をつくるので会名を考えてくれといってきた
53	難波清人	大養毅	昭和6年6月25日	喜寿の宴の礼
54	難波清人	大養毅	昭和6年7月1日 (消印)	別紙按藤の求めは政友雑誌(誌)の類いなるべし、兄より何とかお取りはからい下さい
55	難波清人	大養毅	昭和6年9月6日	難波彼君の推薦状に用いる姓名の石版下、芦田登一郎氏の石版下を送る。福岡等へ赴く予定
56	難波清人	大養毅	昭和6年9月13日	別紙大野村野際相賀なるものより揮毫を求め来た、どんな人か野際あたりの人に聞いてみて
57	難波清人	大養毅	昭和6年9月16日	別紙に述べた式(色)紙に實が必要なれば拙宅へ送られたし。別紙は岡山の有志者に大養の色紙を送ることを依頼する大養毅幼稚園鉄砲事簡(9月14日付)
58	難波清人	大養毅	昭和○年4月22日	大元は健康にも助かりしならん、されど県民は已に其の内容感知する端を啓きたり、豈能久らんヤ(昭和2年か)
59	難波君	毅	昭和○年5月3日	植樹の件
60	難波清人	大養毅	昭和○年5月25日	善後策甚難し困ツタものに候・・・ドコ迄も軍人也、政事ニハ注意を免れず
61	難波清人	日林庄	昭和○年5月28日	十二峰荘の新築昨日上棟完了
62	難波清人	大養毅	昭和○年8月6日	松本君平の小田原の家屋の件
63	難波清人	大養毅	昭和○年○月3日	島の版下の件
64	難波君	大養	年月日未詳	板野友道からの西瓜について
65		大養毅	昭和5年1月	阪下、岡山県第一区候補者として難波清人を推薦
66		大養毅	昭和6年1月8日	「名記」、難波清人の子の命名の由来

(註) ○は消印不明で判読できないところである。

なお、2と3は鷲尾義直編「大養木堂書簡集」(人文閣、1940)368・369頁に収録されている。
また、2・3・19・21・50・59・64は「木堂雜誌」第12巻5月号(同発行所、1935)に収録されており、59は昭和5年とある。

表 2 安原朋雄家文書種村邦子所蔵分中の安原太郎宛難波清人書簡

仮番号	表 題	年 月 日	内 容
85	[安原太郎宛難波清人書簡]	大正15年8月7日	再演出馬、木堂先生も応援に来てくださる予定
84	[安原太郎宛難波清人書簡]	昭和7年5月17日	大養毅の最後と今後の我われについて
66	6 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和7年9月30日	支部のこと、墓地のこと
65	17 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和14年10月4日	訪問時の款待への感謝
65	18 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和14年10月23日	封筒のみ
65	19 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和14年10月31日	伝記完成 報告の件
65	20 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和15年1月18日	近況報告
65	21 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和15年5月15日	平松弁護士とのはなし
65	22 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和15年5月20日	金川より帰った連絡
65	24 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和15年8月7日	令息の病 気見舞い
65	23 [安原太郎宛難波清人書簡]	昭和15年8月25日	白桃惠贈感謝、換事の求刊

註) 仮番号は文書群全体の中での番号である。

近世倉敷と郡大工

間壁忠彦

一 国重文「井上家住宅」の大工

倉敷川畔伝統的建造物群選定地区内で、国指定重要文化財「井上家住宅」(倉敷市本町)の主屋解体修理中に墨書木板が発見された。⁽¹⁾木板には上棟を「享保六(一七二一)年」、大工棟梁を「高畠氏七右衛門家次」と記す。

これによって、従来、建物の様式や木材加工の技法などから推定されていた建築年代と矛盾しない実年代が明らかになったのであるが、大工棟梁の名が判明した点は全く新知見であった。

木板の墨書には棟梁名のほかに、「高畠好右衛門廿二才にて是を仕」とあり、棟梁と同じ高畠姓で名を好右衛門と言ひ、棟梁と関係深そうな廿二才の大工が加わって

いたことも知られた。おそらく棟梁の子息であろう。大工高畠氏の一家が「井上家住宅」の主屋建築に当たったのである。

そこで、大工高畠氏の素姓を知る方法はないかと、『倉敷の棟札集成』⁽²⁾を検索したところ、井上家住宅から西へ一〇〇メートル余りの誓願寺本堂棟札(享保四年上棟)に「井上清兵衛信次」と「高畠七衛門家次」という二名の「大工棟梁の名があつた。井上家住宅の棟梁『高畠七右衛門家次』と誓願寺の『高畠七衛門家次』では『右』字の有無という相異があつても、当時の同様な事例からみて同一人に違いない。建築年代も上棟が中一年をおくのみと近接している。誓願寺の二人の棟梁は共に備前国児島郡郡浦(郡村)住と棟札にある。これで、居住地の記載

がなかった井上家住宅の棟梁は郡村の大工であったと判った。

江戸時代の郡村は、明治時代以後は児島郡甲浦村郡、昭和の市町村合併で岡山市郡、現在は岡山市南区郡である。岡山城下を流れる旭川河口の対岸から少し西の児島湾南岸の村であった。児島湾が淡水湖となつてからは児島湖堤防の付け根に位置する。倉敷からは東へ直線距離で約十五キロメートルの場所である。郡村は、倉敷川水運を利用すれば倉敷の町と直結していた。

二 郡(村)大工

十八世紀終わりに岡山藩士が編纂した『吉備温古秘録』(『吉備群書集成』第七輯)に郡村のことを「当村は大工畳屋多し」としている。享保二十一(一七三六)年の郡村掌善寺観音堂建設の奉加木札には、郡村住人とみられる講中六十余名の中に大工と記す者六名が見え、誓願寺や井上家住宅が建築されたころも郡村の村人の中に大工が多かったことが知られる。

さらに、十九世紀初めの文化年中の記録(岡山藩手鑑)には、郡村は家数三八六、大工七八、船大工二七、畳屋

二七とある。郡村には総社八幡宮の秋祭りの「だんじり」(山車)が東・中・西小路に各一台あり岡山市指定文化財となつているが、そのうち最も古い文化年間の製作とされる西小路の「だんじり」の付属彫刻六個に作者大工名が墨書され、同一人が二個を彫った例があるため五人の大工名が残る。「岡山藩手鑑」のころの郡村大工のことを具体的に示したものであろう。

こうした郡村の大工を『岡山市の近世寺社建築』の考察編⁽⁵⁾では、岡山城下町形成に大きくかわりを持った集住大工集団として注目する。それは、岡山市内で調査した近世寺社建築に見られた若葉文様の彫刻の絵様に着目して、岡山市内の寺社建築にたざさわった大工集団の分類を試み、郡村大工集団のことにも論を進めたものである。城下町とその近隣に居住するのではなく、城下からは旭川を十キロメートルも下った村に集住した集団ではあるが、系譜的には城下町形成の中で成立し、児島湾岸の寺社建築にその技法を留め、城下の町屋建設にも従事したとする。

今回は、井上家住宅の建築時の大工の名が知られ、倉敷の町屋形成にも郡大工のかかわりがあったと判明し

た。しかし、一般的に町家では建築した大工の名などが判ることは稀である。それに対し寺社の場合は棟札などに大工のことが記される例があり、郡大工が寺社建築にたずさわった事例も『倉敷の棟札集成』^②や『岡山市の近世寺社建築』^③などから検索できる。それらの寺社の所在分布略図を図1に示し、管見にのぼった郡大工名と寺社を年次順に列挙する。その際、

① 郡大工との記載がなくても氏名などから推定できた場合には「①」、②倉敷市内のものは○印、岡

山市内のは●印、③棟札などが残るのみで現在には建物がないときは寺社名に（ ）を付し、④棟梁大工でなく小工と記す者には（ ）を付した。

和年号 西暦 大工 寺・社

○寛文八 一六六八 井上宗十郎家次 日吉・春日社

○天和三 一六八三 「安井九兵衛秀次」(乙島・八幡)

○貞享二 一六八五 奥山次郎兵衛 (生坂・水門神社、八幡神社)

●元禄十 一六九七 「奥山孫兵衛繁吉」 郡・円蔵院

●宝永三 一七〇六 七良右衛門 郡・円蔵院

(観音堂)

○宝永五 一七〇八 安井孫左衛門秀周 矢部・宝泉寺本堂

○宝永六 一七〇九 奥山亦三郎義季 (長尾神社)

○享保四 一七一九 高畠七衛門家次 倉敷・誓願寺

井上清兵衛信次

○享保六 一七二一 「高畠七右衛門家次」 倉敷井上家

「(高畠好右衛門)」

○享保一四 一七二九 安井五郎右衛門 (矢柄・聖雲寺)

●享保一六 一七三一 安井孫左衛門秀周 足守・乗典寺

安井平右衛門秀繼

●享保二一 一七三六 善左右衛門、次市 郡・掌善寺

兵衛、八郎左衛門 観音堂建立

兵太夫、市兵衛、講中の大工

善四郎

○元文三 一七三八 井上又四郎 生坂・水門社

○宝暦六 一七五六 小松原伊之助久忠 下津井・祇園社

○宝暦八 一七五八 小松原猪之助 下津井・祇園社

○宝暦一四 一七六四 「安井平兵衛吉明」 倉敷・本栄寺

〔安井小四郎直本〕

〔高畠七右衛門布簾〕

〔高畠伊兵衛胤名〕

○天明八 一七八八 小松原伊之助 早沖・住吉社

●文化十 一八一三 安井弥曾吉 郡・総社八幡

安井仙蔵重正 「だんじり」

安井仙次郎重忠 彫刻の墨書

安井藤蔵

安井林兵衛

三 岡山市内寺社建築の若葉の絵様

a 絵様の型

『岡山市の近世寺社建築』考察編⁽⁵⁾で藤田盟児氏が寺社建築の若葉彫刻の絵様に注目して、岡山城下の大工集団を分類していることは先に記した。その内容は多岐にわたり複雑緻密なものであるが、ここでは、建築についての知識がない筆者が、郡大工の絵様を他と識別するためにたどった過程を要約する。

藤田氏は、若葉の絵様を「三ツ又型若葉」（若葉の先端が二又に分かれ、中央に蕾状の膨らみがあり、全体として三ツ又

になるもの）と「単純2葉型若葉」（若葉が長短2枚で単純な細長い形のもの）とに分類した二種は、藩お抱え大工ないし城下の町方大工に属し、郡大工のものは「削り出し型若葉」（若葉の部分が薄い浮き彫り状になるもの）であり、岡山市内を含む広い活躍範囲を持つ邑久大工⁽⁶⁾はまた別の独自性を持った若葉だとする。

そうした若葉の彫刻は、寺社に参詣したとき、ますぐぐることになる「門」とか、社殿・仏殿の正面に張り出した礼拝する場所である「向拝」の『梁』に彫られていることが多いため、寺社を訪ねれば容易に見ることができ。そこで藤田氏の説くところに従い、「三ツ又型若葉」については、円山曹源寺、東山玉井宮、御成町大福寺、大供石門別神社、門田本町松琴寺瑜加大権現を、「単純2葉型若葉」については、東山玉井宮、大多羅布施神社、西川原大林寺を、「邑久大工の若葉」については、国富普門院、円山曹源寺開山堂へ、足を運び、それぞれの絵様の違いを理解するように努めた。

b 郡村寺院の若葉

残るのは、郡大工の作事とされる「削り出し型若葉」である。郡大工の地元郡村で、先の大工名を列記した中

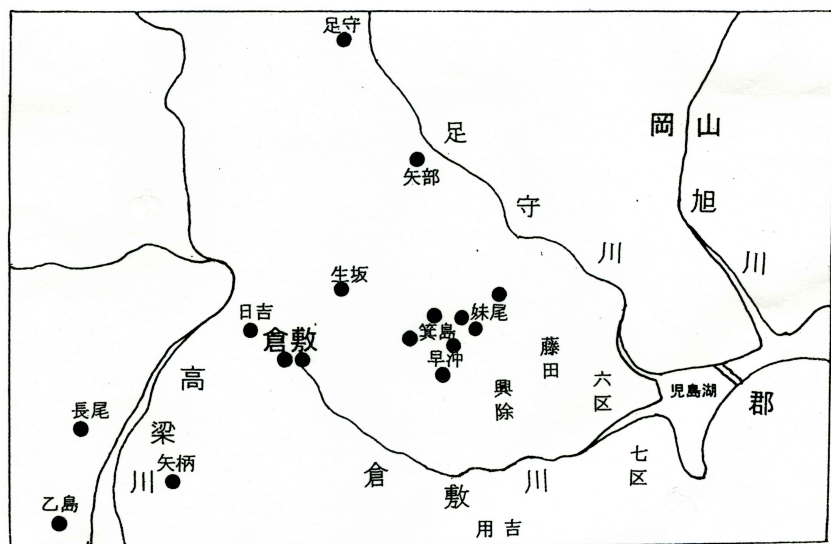


図1 郡大工の寺社分布

にある円藏院、掌善寺のほかに三藏院を加えた三寺で、その実態を確かめた。この三寺の若葉の絵様は、藤田氏の所論の中で郡大工の型を抽出した根拠の主要な部分を占めており、ここで、その絵様の大略を理解した。

四 児島湾西岸から足守の郡大工

a 妹尾とその周辺

江戸時代前半までは、児島湾西岸の地であり、現在は岡山市となる妹尾町（備中国）には、棟札などで建築の大工が判っているわけではないが、郡大工による絵様が見える寺社が多いとされる。それらは、妹尾盛隆寺（大寺）、妹尾栗村神社、大福外野八幡宮、箕島吞海寺、箕島正福寺、箕島神社御崎宮などである。興除・藤田の干拓地ができる前の江戸時代には、郡村から妹尾へは児島湾の海面を西へ九キロメートルという近距離だった。

妹尾町の南西に近接した茶屋町（備中国）は、現在倉敷市となっているが、ここも、妹尾町と同様に児島湾西岸の地であった。この地の早沖住吉神社は、倉敷の『近世寺社の棟札集成』で郡大工小松原伊之助によるとわかっていて、妹尾町の寺社を巡回した機会に、ここを踏

査すると、その若葉は確かに郡大工の絵様であった。これにより、妹尾町と一帯の地で棟札と若葉の絵様の両方が郡大工のものという事例が加わったことになる。

b 足守乗典寺と矢部宝泉寺

備中足守藩木下家の陣屋があった岡山市足守の旧陣屋町の西南端だったあたりの乗典寺では、郡大工安井孫左衛門秀周と同平右衛門秀継の棟札が判っており、藤田氏の指摘通りに「削り出し型若葉」がみえた。乗典寺は享保十六（一七三二）年上棟。その二十三年前の宝永五年、倉敷市矢部宝泉寺の棟札には郡大工安井孫左衛門秀周とある。ここの本堂でも、同種の若葉絵様が観察できた。足守乗典寺の大工の一人と矢部宝泉寺の大工は、同一の郡大工である。宝泉寺と乗典寺の建築年代には、四半世紀・一世代ほどの時間差がある。秀周と秀継は親子だったのであろう。

両寺は、岡山市と倉敷市に分かれているが、矢部は、妹尾と足守の中間あたりに位置し、旧児島湾西岸から北に続く一帯の地域である。現在、二つの市に分かれていても、一連の土地であった。そうして、その地域が郡大工の主な活動地域であったことをたどったのである。



削り出し型若葉，郡三蔵院



単純2葉型若葉，西川原大林寺



邑久大工の若葉，国富普門院



三つ又型若葉，東山玉井宮

図2 岡山城下とその周辺の若葉文様の型

ここまでみてきた若葉の各型の事例から、判りやすい写真を選び、それぞれの絵様の一部を図2に示す。

五 倉敷市内寺社の郡大工若葉

旧児島湾西岸よりも少し西で、児島湾から北西に倉敷川をさかのぼると倉敷の町である。先に記したように郡大工の建築である「井上家住宅」や誓願寺は町の中心にある。あらためて、誓願寺に眼を向けると、町並みの中を通る往還の道に面した門の真正面に本堂向拝の虹梁に彫った若葉がよく見え、その絵様は「削り出し型若葉」に違いない。

倉敷市内では、棟札から郡大工と判明している寺社で最も古く、今も建物が残るのは日吉の山王春日神社である。寛文八（一六六八）年建築の本殿がそれであり、倉敷の町並からは西にあたり、現在は町の郊外住宅地帯と言える場所である。小型の建物ではあるが、風格を感じさせる社殿で、虹梁や海老虹梁などの若葉は、確かに郡大工の絵様である。

倉敷の町並みの北東、山陽自動車道倉敷インターのすぐ東の丘陵西麓に生坂八幡神社・水門神社がある。そこ

に残る貞享二（一六八五）年の棟札には郡大工奥山次郎兵衛があるが、この建物はすでになく、現在は塩飽大工（註）による八幡神社本殿元禄十二（一六九九）年と郡大工井上又四郎による水門神社本殿元文三（一七三八）年の二社殿が一つ弊殿の奥に相接して並んでいる。共に小型の社殿で華奢な虹梁、海老虹梁ながら、両者それぞれ固有の絵様の若葉を持ち、大工の系統に従った型をみせる。ここは、郡大工の絵様と他所塩飽大工の絵様の違いを同じ場所で見えてくる事例である。

以上、四と五で棟札から郡大工と判っている倉敷市内の寺社について、若葉の絵様を点検した。

六 倉敷の町と大工

倉敷の町並みの中では、「井上家住宅」の北に接した鶴形山南麓の本栄寺本堂は、近來の修理のとき発見された棟札から十八世紀も後半に入って間もない宝暦十四（一七六四）年の建築と判明している。同棟札にみえる棟梁の安井平兵衛吉明、小工の安井小四郎直本・高島七右衛門布篤・高島伊兵衛胤名は、どこの大工かの記載はないが、名前から郡大工と推定できる。ここでも、本堂の

向拝と門の梁に「削り出し型若葉」を観察した。こうした郡大工は、誓願寺と「井上家住宅」でみた関係と同様に倉敷の町家建築にもかかわっていた可能性が大きいと考えてよいだろう。十八世紀の前半から半ばには、寺社建築のほかに、郡大工がもともとの仕事としていた岡山城下の町家建築以外に、倉敷の町場の作事にも進出していたことが推察できるのである。

ここまでに、倉敷川畔伝統的建造物群選定地区内の誓願寺と本栄寺で郡大工の若葉の絵様をみたが、同地区内の鶴形山山上の阿智神社と観龍寺の建築の若葉の絵様を観察すると、郡大工のものとみられる事例は全く認められなかった。この両寺社では、郡大工が棟梁であったことはなく、別流派の大工によったと思われる。図3には倉敷の町とその周辺でみた郡大工、塩飽大工及び倉敷在地大工の若葉の絵様を示した。

ところで、本栄寺棟札には、先に郡大工と推定した者たちのほかに、棟梁斎藤儀八信久と同姓の小工斎藤安兵衛の名がある。これも棟札では、どこの大工かが判らないが、本栄寺建築の十二年前の宝暦二（一七五二）年、同寺の裏山にあたる鶴形山上の先に記した阿智神社随神門



郡大工の若葉，倉敷本町本栄寺



郡大工の若葉，日吉山王春日神社



塩飽大工の若葉，生坂八幡神社本殿



倉敷大工の若葉，阿智神社随神門

図3 倉敷市内の若葉文様

棟札に、大工当村藤作兵衛信重、斎藤儀八信久がみえる。これで郡大工と名を連ねていた本栄寺の棟梁の一人斎藤儀八が倉敷村の大工と判明し、阿智神社のもう一人の大工藤作兵衛信重が斎藤作兵衛の誤記であれば、儀八信久の一代前の人物かと推察でき、本栄寺の小工斎藤安兵衛も一門の倉敷大工であろう。阿智神社随神門や本栄寺の倉敷村大工は、倉敷の町並み建物の整備が進み始めたころと思われる十七世紀中頃までに、台頭してきた倉敷の在地大工の実態を示しているのだと考えてよいだろう。

また、本栄寺棟札は、小工として名前から郡大工と推定した三名と倉敷村大工と思われる一名のほかに、四名の名を記している。この中にも、倉敷在地の者が含まれている可能性は高い。阿智神社随神門の棟札にも、先に記した二名の棟梁大工のほか、小工として当村大工三名、妹尾、笹沖、浜村各一名がみえる。これらからも、阿智神社随神門や本栄寺のころには、寺社以外の倉敷の町並にかかわっていた大工も村内や近傍の村大工が多くなっていたことが推察できる。

さらに、国指定重文となっている「大橋家住宅」でも建築時の大工の名が判っている。これにもふれておこう。

同住宅は、一九九一年から一九九五年にかけて国費補助による大修理が行われ、主屋は柱材に残る墨書や建築時の諸経費支払いを詳細に記した「普請覚」から、寛政九（二七九七）年上棟と知られている^⑧。「普請覚」には大工に支払った賃金などが丹念に記述され、十指をはるかに超える大工の名が幾度にもわたって出てくる。そのうちで、棟上げの日の祝儀などから棟梁大工だったと推定できるのが、安兵衛と義八である。

本栄寺や阿智神社随神門と大橋家の建築年代にはかなりの差があるが、安兵衛や義八が襲名されていれば、両者の大工が一系列の倉敷大工である可能性が出てくると思う。大橋家「普請覚」にある他の大工も倉敷と近傍の村の者が多かったと思われる、十八世紀終末には村方在住の大工が町家建築の主役の位置を占めていたのであろう。

七 倉敷市の近世寺社棟札にみる大工

『倉敷の棟札集成』^②で、藤原好二氏が大工の居住地別に表示しているうち、本稿にかかわる十七世紀後半と十八世紀に限って見ると、各居住地大工たちが棟梁としてかかわった寺社建物は、倉敷市内全体では、塩飽大工^⑦

が最も多く三五、次にそれぞれの地元大工が二七である。郡大工は一二であるが、氏名から推定した棟梁大工が井上家を含めて三例加わる。続いて、用吉大工が⁽⁹⁾一〇で、これは全て大塚氏を名乗り、下二万金峯寺と福田般若寺以外は由加蓮台寺と由加神社である。

倉敷市内の神社棟札で見る限り、塩飽大工、地元村方大工、用吉大工は十九世紀にも引き続き名前がみえるのに対し、郡大工は天明八(二七八八)年の早沖住吉神社を最後として姿を消している。倉敷市内では活躍が少なかった邑久大工も、岡山県内全体では塩飽大工などと同様の動向を示したとされるから、郡大工が、その点では特異だったのであろう。郡大工は神社の建築よりも、岡山城下などの町家の仕事に力を注ぐようになっていたと推察される。

註

(1) 「井上家住宅」は平成二十四年から五年計画で解体修理中。平成二十五年十一月二十七日付の山陽新聞で、主屋の壁に貼ってあった墨書木板発見報道。十二月七・八両日に現地説明会、墨書木板も公開。

(2) 藤原好二『倉敷の棟札集成』(倉敷市文化財総合調査報告第七

集、倉敷市教育委員会、二〇一〇年。

(3) 奈良国立文化財研究所編『岡山市の近世寺社建築』、岡山市教育委員会、一九九六年の藤田盟児「掌善寺」の項。

(4) 岡山市教育委員会文化財課が調査した資料を根本修氏から御示教いただいた。

(5) 藤田盟児「岡山市の寺社建築―大工集団の分類による―」『岡山市の近世寺社建築』岡山市教育委員会、一九九六年所収。

(6) 根本修「邑久大工の歴史」『岡山市の近世寺社建築』岡山市教育委員会、一九九六年所収。

(7) 香川県の塩飽諸島在住大工、船大工のほかにも家大工で出稼ぎするものが多かったといわれ、その人数が千人にものぼったときがあるという。岡山県南部の民家もその対象になっていた。

註(6) 書には、邑久大工と共に岡山県の寺社建築についての分布図がある。

(8) 財団法人文化財建造物保存技術協会『重要文化財大橋家住宅保存修理工事報告書』、重要文化財大橋家住宅保存修理委員会、一九九五年。

(9) 用吉(もちよし) 玉野市用吉(旧児島郡庄内村)、常山東南麓、元は児島湾南岸の集落。南西にある由加の蓮台寺、由加神社の建築に当たった大工の在在地であった。

(まかべ ただひこ 倉敷考古館学術顧問)

倉敷市域における武術流派戸田流の系譜とその特徴

足立賢 二

一 はじめに

本稿の目的は、倉敷市域に弘流した戸田流の系譜関係を整理することにある。具体的には、関係諸資料の整理と師範家の聞き取り結果に基づき、系譜関係を明確化してその特徴を把握するとともに、県下の戸田流との比較を通じて当該流派の全国的な位置づけを検討する。

『倉敷市史』では戸田流伝承者の一人、木村利兵衛を「地方柔道の先達」として紹介し、その宝暦四年（一七五四）の妙見宮への奉額は柔術の事例では県内最古とされるから、戸田流は市域の武術流派として最古の可能性があるが、その実態は不明確である。戸田流の事蹟の検討は市域の武術流派の実態解明にも重要な意義を有すると考える。本稿は以上の観点から出発した。

二 戸田流の系譜とその実態（技法構成）

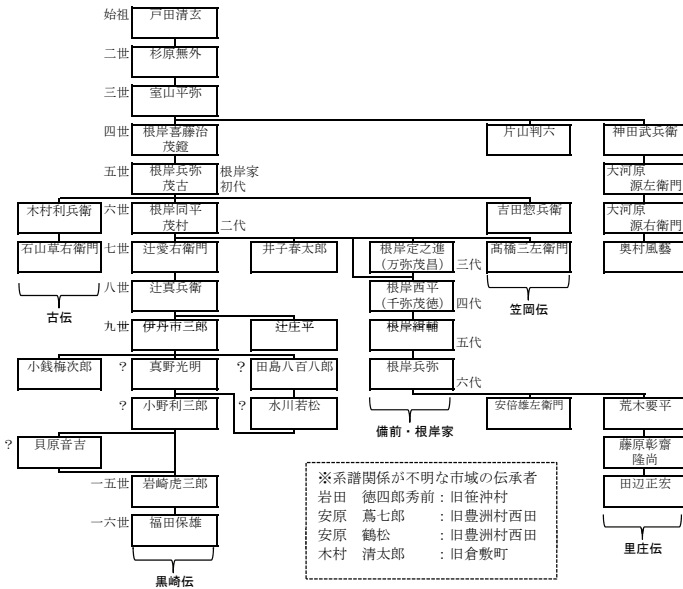
一、戸田流の系譜

諸資料から系譜関係を整理すると、県下の戸田流は根岸家の継承者と関係する流れとそれ以外とに大別できる（表1）。市域の戸田流は前者に該当し、江戸期に倉敷で実践された流れ（古伝とする）と、備中箕島を経て福島・黒崎に流入した流れ（黒崎伝とする）とに区分できる。

（二）歴代相伝者の詳細（共通する系譜…始祖～五世）

市域の戸田流は、始祖～五世まで共通の系譜を有する。始祖戸田清玄は黒崎伝の伝書では「京都北面武士御高家」とある（表2…巻の2）。一方、黒崎伝一六世の福田保雄は始祖を戸田信正とし、信正は佐々木家の支族で豊

表1 岡山県下の戸田流の系譜



臣家に仕えたのち加賀前田家に召し抱えられ、武功により千三百石を得て戸田越後守を名乗ったとしており、伝書の記載との関係性が希薄である。

二世杉原無外、三世室山平弥に関する伝承はないが、室山家の「先祖書」^⑤によれば、元禄一三年（一七〇〇）伊木将監に仕えた室山元慶（？）（一七五二）の父に「室山平弥」の名が見え、平弥は讃州三好氏の末で故あつて岡山に住して剣術師範をなし、嫡男玄慶と共に「居合棒柔術」を指南したとの記載があるから、この平弥を三世と考えよう。なお、巷談「根岸兵弥出世の綺譚」で「根岸兵弥」の棒術の師は「村山玄慶」とされており、「室山」と「村山」の近似は示唆的である。

四世以降の根岸家の伝承者に関しては、「先祖由緒書」^⑦に詳しい。四世根岸喜藤次茂鑑は、初め羽原姓。先祖は備後福山領主阿部伊予守に仕えたがのち浪人、幼年の子兵弥と共に笠岡に居住したとされる。五世根岸兵弥茂古（一七〇三―一七八〇）は、明和二年（一七六五）周匝池田家に召し出され、池田長義・長玄の戸田流居合柔術指南役を務めた。七六歳で没したらしい。^⑧

(二)「古伝」の系譜

『倉敷市史』記載の系統を本稿では古伝とする。六世木村利兵衛（？―一七八二）が旧倉敷村に導入・実践し

表2 黒崎伝の伝書

巻の1:「根岸家体術創業説」延享元年丙寅9月2日 根岸兵弥茂古、「戸田流柔目録」座合5ヶ条・立合25ヶ条と続き、昭和27年9月吉日 岩崎虎三郎から福田保雄殿宛 巻の2:「起請文之事」誓文4ヶ条+罰文、「定」8ヶ条と続き、京都北面武士御高家 戸田清玄・備前岡山 根岸兵弥・備中箕島 辻愛右衛門・全 辻愛平・真野光明・備中福岡 水川若松・全 小野利三郎・備中黒崎 岩崎虎三郎、昭和27年9月吉日 福田保雄殿宛 巻の3:「戸田流柄留目録」「免状」と続き、戸田清玄・杉原無外・室山平弥・根岸喜藤治・根岸兵弥・根岸同平・辻愛右衛門・辻愛平・伊丹市三郎・真野光明・小野利三郎 田島八百八郎・水川若松・小野利三郎、取立人 貝原晋吉、昭和27年9月吉日 岩崎虎三郎から福田保雄殿宛 巻の4:「免状」戸田清玄・杉原無外・室山平弥・根岸喜藤治・根岸兵弥・根岸同平・辻愛右衛門・辻真平・伊丹市三郎・真野光明、明治28年1月吉日 取立人小野利三郎から岩崎虎三郎殿宛、続いて昭和29年2月吉日 福田保雄殿宛 巻の5:「根岸家体術創業説」延享元年丙寅9月2日 根岸兵弥茂古・「柔目録」「本棒」「半棒」「捕手」「柄留」(その他)と続き、戸田清玄・杉原無外・室山平弥・根岸喜藤治・根岸兵弥・根岸同平・辻愛右衛門・辻真平・伊丹市三郎・田島八百八郎・水川若松・小野利三郎、明治28年1月吉日 岩崎虎三郎殿宛、続いて昭和29年2月吉日 福田保雄殿宛
--

た。^⑨ 同書は木村の後を石山・辻とし最終的に小野利三郎に至る系譜を記載するが、裏付ける資料を現段階では確認できない。

(三)「黒崎伝」の系譜

六世を根岸同平
茂村(一七三一)一七八九)とし黒崎で伝承された流れである。同平茂村の「先祖由緒書」によれば安永九年(一七八〇)兵弥茂古の跡目を相続、御指南役として活躍したとある。⁽¹⁰⁾

七世辻愛右衛門・八世辻真兵衛は共に備中箕島の人で、八世は天保二年

(一八三二)に妙見宮に奉額したらしい。⁽¹¹⁾ 九世伊丹市三郎は福島の人とある。

九世以降の系譜は、『倉敷市史』『岡山県柔道史』『武芸流派大辞典』で一致せずやや複雑である。⁽¹²⁾ 伝書には、伊丹以降を真野光明・小野利三郎とする巻(表2:巻の4)と、伊丹以降を田島八百八郎・水川若松とする巻(表2:巻の5)とがあり、さらに伊丹以降を真野・小野・田島・水川・小野とする巻(表2:巻の3)も存在する。ここで、「村落の武術」では、複数の流派を継承した場合その系譜的関係を合して伝書に記載する例が指摘されていることを踏まえると、小野の名前が重複している点から、伊丹から分岐した別の流れを小野が統合した可能性を指摘出来るよう。なお、巻の3は小野と次代岩崎の間に、「取立人 貝原」を記載するが、貝原の名が他の巻に出てこないことから、貝原はいわゆる中間教授層であり、貝原門下の岩崎がのちに大先生である小野の門下として相伝者に名を連ねたことを想定できよう。

さて、真野・田島、また水川・小野についてはよくわかっていない。水川・小野共に福島の人とされるから、この世代から市域に活動の中心が移ったと考えてよく、小野

に続く一五世岩崎虎三郎は黒崎の人だから、これより活動の中心は黒崎地域に移動したことを把握できる。

一六世福田保雄（一九一九～一九九一）は、昭和十一年（一九三六）二月岩崎に入門、昭和二十八年（一九五三）二月に免許を得た。諱は清明。倉敷市役所勤務の傍ら戸田流玄明館を開設、詩吟剣舞師範としても後進に教伝した。県内各地の演武会に出席、連島・籠取神社の奉納額（昭和四〇年（一九六五）に戸田流宗家として名を残している。福田は特に岡山大学古武道部の学生らと交流しており、福田を知る人の間では「話のおもしろい先生だった」と現在でも慕われている。ところで、継承世代数については福田は自らを一六世と称するが、継承順序については明確でない。今後引き続き検討したい。

二、流儀の実態（技法構成）

市域の戸田流の実態（技法構成）は、不明な部分が多い。黒崎伝の伝書によれば、同系統が保持した技法種目（本数）は、徒手体術として柔（座合五・立合二五）、柄留（座合七・立合一五）捕手（座合六・立合二四）、拳法（座合五・立合二三）、武器術として本棒（一二）半棒（一二）居合（居

合五・中段五・極意七）その他（当身・早縄など）である。筆者の聞き取りに対し、一六世福田門下として修行経験のある矢尾清治氏は「まずは拳法体術から始まり、武器術へ進んだ。逆手による痛い業が多かった」と述べた。なお、棒術の手解きを受けた福田の令孫である福田彰浩氏のご教示からは戸田流の棒術が逆手の打ちを多用したことを把握でき、順手を用いる一般的な古武道の棒術と異なる技法群の存在を想定できる。

興味深いのは「起請文」（表2、巻の2）である。これは、卷子に「起請文之事」として誓文四ヶ条、罰文を記載したのち、「定」として八ヶ条を記し、伝承者名、差出人、日付と続き、「右十二ヶ条相守、御執心不浅、拙者御同前二相叶、弟子譲り稽古場共可相免者也」の文言が記載され、弟子・福田保雄殿宛となる。これを、五世根岸同平から分岐した笠岡伝の嘉永七年（一八五四）の一紙の「起請文」⁽¹⁵⁾と比べると、「起請文」の誓文・罰文共に文言は一致するが、「定」は記載されない。また、本事例は門下二名が連署、師宛に提出する形式である。以上からは、弟子から師への誓約として機能していた起請文が、のちに師から弟子への認証の要件の一つとしても利用された

可能性を指摘出来よう。なお黒崎伝の「定」には、「稽古の際小児の同道を禁止する」などの規定があり、修行開始年齢の実態検討上重要な視点を提供する。武芸起請文の検討と共に今後の課題とする。

三 考察

一、全国の戸田流と岡山県周辺の戸田流との関係性

戸田流は富田流の門派の一として著名な武芸流派である⁽¹⁷⁾。富田流は越前朝倉氏の臣富田九郎左衛門を祖とし、一族の富田勢源らによって広まったとされ、数ある門下として著名なのが鐘巻自斉であり、鐘巻流からは佐々木小次郎の敵流、伊藤一刀斎の一刀流などが派生したとされる。しかし、戸田流と富田流との関係性についてはよくわかっておらず、特に戸田清玄と富田勢源との関係については江戸期以来多くの議論があつて、同一人物なのか否か未だにはつきりしていない⁽¹⁸⁾。

岡山県周辺に弘流した戸田流に関する記録で管見に触れるうち最古の事例は、寛政二年（一七九〇）に岡山藩士三上左大夫が著した『撃剣叢談』である⁽¹⁹⁾。これは一七六〇（一七九〇）年における剣術流派の実態を記した

ものと考えられ、四世の根岸兵弥茂古が活躍した期間と重なるから、当時の戸田流を身近に観察した人物の記載として重要な資料である。同書には「今三備に行われる戸田流」という記載があり、「鐘巻自斉弟に戸田清玄と云う者有り」とする。清玄は「豊臣殿下のころ」の人で、「京都將軍の末に鳴る」（富田）勢源と混ずる人多し」とし⁽²¹⁾、戸田清玄と富田勢源は別人であるとの見解をとる。また、「江戸」や「肥前小城」の戸田流の「末流」と推定しつつも、「清玄門人杉原無外」が「居合棒を工夫し」、この居合より出ているから「昔の清玄流の太刀とは異なる」とする⁽²²⁾。従つて、四世根岸兵弥茂古の活動時期において、三備の戸田流は独自路線をとるローカルな流派として把握されていたことを理解できる。以上を踏まえれば、杉原無外との接点を確認できない現存する日本古武道協会加盟の各流派（青森県弘前市の富田流剣術、東京の戸田派武甲流、群馬の気楽流⁽²³⁾）との関係性は薄いと判断すべきであろう。なお、『撃剣叢談』で紹介される戸田流江戸の師戸田三太夫は、これまでの研究から鏡心明智流の開祖桃井八郎左衛門直由の師とされているから、市域の戸田流は鏡心明智流と関係があるとの表現も可能かもしれ

ない。

二、県下の戸田流の特徴と市域の戸田流の特徴

(一) 言説上の特徴とその背景

戸田流に関する言説の特徴の第一は、諸記録と時期的に整合しない事例が多いことである。例えば、「根岸茂吉」の養子になった「羽原茂村」が文政一三年（一八三〇）に一ノ宮へ奉額したらしいとの記載や、根岸兵弥を安永六年（一七七七）に没したとしつつも幕末のころの人とし、笹野一方（笹野一方と思料される）の息子と試合してケガをしたのがもとで死んだといわれるとする記載などは、諸記録と時期的に一致しない。

特徴の第二は、県下の著述者の言説が時期的に変化していることである。例えば江戸期『撃剣叢談』の言説は、始祖戸田清玄を「鐘巻自齊の弟」とするものだった。一方、昭和前半の言説はこれと相違する。郷土史の大先達渡辺知水は、清玄は芸州釜ヶ峯の戸田一族出身で、後に加賀前田家に仕えた「元和三勇士」の一人「戸田新八郎」と関係するとの言説を展開した。⁽²⁸⁾ 柔道史の先達金光弥一兵衛も『豪雄言行録』や『日本武術流祖録』を挙げ渡辺と

同趣旨の言説を記載している。⁽²⁹⁾ 昭和後半以降の言説は前半のものから更に変化している。例えば広沢澄郎は戸田清玄と戦国時代越後の富田勢源とを同一視しているし、⁽³⁰⁾ 水沢霞子は『広辞苑』や『万有百科事典』を根拠としつつ勢源と清玄とを一連の人物として紹介している。⁽³¹⁾ 即ち、江戸期・昭和前半・昭和後半以降の言説は明らかに異なる。

⁽³²⁾ 昭和前半の渡辺の言説は、講談本の内容とよく似ており、また金光の言説も市井に流布した書籍に基づくものだから、講談の内容や市井に流布した書籍の内容が両者の言説に影響を及ぼした可能性は高いだろう。同様に、昭和後半以降の言説も当該期中市井に流布した一般的な風説・記載を参考にしたものと把握できよう。

以上からは県下の戸田流の言説が伝承者の事蹟と時期を混同しつつ形成され、さらに市井に流布する風説の影響を受け変化していることを考慮できるだろう。

(二) 市域の戸田流における技法構成の特徴

筆者が存在を把握した県下の戸田流の伝書としては、①元禄八年（一六九五）の二巻、⁽³³⁾ ②明和七年（一七七〇）の

二卷、③寛政一〇年（二七九八）の二卷がある。いずれも「免状」「居合目録」の二巻構成だから、これが流派の基盤伝書だったと考えてよいだろう。

次に、六世を根岸同平とするのが④嘉永年間（二八四八～一八五三）の笠岡の伝書群と⑤黒崎伝の伝書群である。

④の詳細は不明だが、水沢の記載³⁶からは「柔」「柄留」「棒」の各目録が⑤と共通することを把握でき、両者は「柔」「棒」を重視した系統として理解できよう。なお、⑤には「免状」と共に居合に関する型名が「柄留目録」に存在しており、④・⑤系統も「免状」「居合目録」を基盤伝書として踏襲しつつ、別の伝書群（及び技法群）が付加されたものと想定できる。

但し、同じ居合でも伝承内容には違いがある。③の「居合目録」と⑤の「柄留目録」の該当部分とを比較すると、③の「居合目録」で「居合」「中段」「居合兵法」「極意」「慎之大事」に区分し記載されている型名のうち、「居合兵法」「慎之大事」の区分とその型名を⑤では確認できない。この③「居合兵法」の区分の型名「明月・心鏡・間変・不留・無二」は『撃剣叢談』において「小太刀の名」として紹介される「明月・心鏡・間変・無留・無二」とほ

ば一致しているから、黒崎伝では居合の内容（具体的には小太刀技法）が減少している傾向を把握できる。

以上を踏まえると、黒崎伝は棒・柔を重視する方向へ変化し、居合が少ない系統として把握できよう。

（三）特徴形成の背景に関する一考察

稽古種目が変化し、柔術への傾斜が見られるのは、県下の戸田流の一般的傾向らしい。例えば伝書①～⑤のうち、共通して内容を把握できる①②③⑤の「免状」の冒頭部分を観察すると、①では「戸田流棒竹刀年来御執心」、②③では「戸田流居合年来御執心」⑤では「戸田流柔年来御執心」（表2・巻の4）また「戸田流柔道年来御執心」（表2・巻の3）とあって、「棒竹刀」↓「居合」↓「柔（道）」と経年的に種目名が変化していることを理解できる。また、この指南種目の変化は歴代伝承者の事蹟上も確認できる。三世室山平弥は「居合棒柔術など忠親殿へ指南」と「先祖書」に記載してあるが、五世根岸兵弥（根岸家初代）以降根岸家の伝承者は一貫して指南種目を「居合柔術」と「先祖由緒書」に記載している。ここからは、五世以降種目上居合柔術に傾斜したことを把握できよう。

また、特に柔術への傾斜は、伝承者の好み以外の背景を考慮出来そうである。例えば「先祖由緒書」に記載された「(於御後園) 流儀稽古御上覧」に注目すると、「御上覧」は兵弥(根岸家初代)・兵弥(根岸家六代、五代緋輔の弟で始め教のち兵弥と変名)まで度々記載されているが、緋輔が当主だった天保二年(一八三一)以降種目名が記載され、その内訳は緋輔二回のうち、「柔術」二回、兵弥(六代)六回のうち、「居合」一回、「居合柔術」一回、「柔術」四回とあって、「柔術御上覧」が優勢であり、柔術が選好されたことを把握できる。

柔術が何故選好されたかについては今後の課題としたいが、特に武士身分にあって柔術が一八世紀後半以降に幕閣・諸侯や幕府の要職にある者に好まれたこと(38)を勘案すると、根岸家が仕官した周匝池田家周辺では、身近にアクセスできる流派で豊富に柔術の形を含むものが戸田流だけだった可能性もあって、そのことが戸田流伝承者にとって自らの代表的種目を柔術とする方向へ傾斜させた要因の一つとなった可能性がある。

以上を踏まえると、市域の戸田流、特に黒崎伝にあっては、初期の「居合棒」の工夫を踏まえながらも、各系

統の戸田流と同じく「柔術」への傾斜を強め、それが伝書にも反映されたものと考慮出来よう。

なお、居合の低調な実践と棒術の活発な実践の組合せは、非武士身分を担い手とする流派で多く観察される(帯刀規制の影響の可能性がある)。市域の戸田流の事例もこの身分差による可能性を考慮できる。今後検討したい。

四 まとめ

市域の戸田流が活動の中心地を移しながら盛んに実践されつつも昭和の終わりと共に活動がなくなっただけなことを系譜の検討により把握し、併せて流儀の由緒に関する県下の言説の推移を確認した。各系統との比較からは、市域の戸田流が棒や柔を重要視した一方で居合特に小太刀の実践が低調だったことを指摘でき、技法構成が時期的に変化している実態を理解できた。本稿の弱点は、修行者の親族関係や市域の他の武術流派との関係性などを検討出来ない点にある。今後の課題としたい。

注

(1) 永山卯三郎編著『倉敷市史』第十冊(倉敷市、一九七四年)、

七七四頁。

- (2) 金光弥一兵衛『岡山県柔道史』(同人、一九五八年)、五七頁。
なお、阿智神社への奉納額の一つとして井上賢一がこの額の存在に言及している(井上賢一「阿智神社考」(『倉子城』創刊号、一九六九年)、二三頁)。

- (3) 福田彰浩氏蔵。

- (4) 福田保雄「戸田流」(岡山県居合道連盟『岡山県古武道大会』(同人、一九六八年)、一二頁)。

- (5) 池田家文庫(先祖書)室山栢次郎(D3・2575、リールNaTDC・285)。以下本文中に「先祖書」と表記するのは全て当該史料である。

- (6) 大工の息子根岸兵弥の悲恋と出世譚が紹介されている。小橋基夫『岡山巷談』(岡山新聞社、一九五三年)、一七七―一八〇頁。

- (7) 池田家文庫(先祖由緒書御奉公之品書上)根岸武夫(D3・1971、リールNaTDC・216)。以下本文中に「先祖由緒書」とするのは全て当該資料である。同書では、初代・根岸兵弥、二代・根岸同平(養子・初代甥)、三代・根岸定之進、四代・根岸西平(后平と改名、三代弟)、五代・根岸緝輔(養子・井子源治弟)、六代・根岸教(兵弥と改名、五代弟)、七代・根岸武夫(養子・五代所縁)とある。

- (8) 七六歳で没したとの記載は高見章夫・花土文太郎『岡山県人名辞書』(岡山県人名辞書発行所、一九一八年)、二八三頁によった。なお、同書では安永六年(一七七七)没と記載するが、本稿では「先祖由緒書」の記載に従い、初代兵弥の没年を安永九年(一七八〇)とした。

- (9) 永山前掲注(1)書、七七三―七七四頁。

- (10) 岡山城南の妙福寺の墓石には、本姓は浦辺、万弥茂昌、千弥

茂徳の二子をなしたとあったらしい(岡山書芸会編『帯苔』第一集(渡辺頼母、一九四一年)、二一―二二頁)。本稿では武芸上覧の記録(神原邦男編『御後園諸事留帳 中巻』(吉備人出版、二〇〇五年)など)を踏まえ根岸家三代・定之進を万弥茂昌、四代西平を千弥茂徳と同一人物と考える。

- (11) 金光前掲注(2)書、五七頁。

- (12) 金光前掲注(2)書、七六頁、永山前掲注(1)書、七七四頁、綿谷雪・山田忠史編『増補改訂 武芸流派大辞典』(東京コピー出版部、一九七八年、六三七―六三九頁)。

- (13) 榎本「北信濃における無雙直傳流の伝承について―江戸時代村落の武術と『境界性』―」(『スポーツ史研究』第七号、一九九四年)、三一頁。

- (14) 武芸の中間教授層に関しては西山松之助『家元の研究』(校倉書房、一九五九年)、五三三―五三四頁に詳しい。なお、榎本は「(現在において)取立と称した武術家が史料に表れるのは村落部のみである」としている(榎本前掲注(13)論文、三三頁)。

- (15) 水沢霞子「笠岡にもあった戸田流秘伝の巻」(『高梁川』第七〇号、二〇一二年)、二〇五頁。

- (16) 「相弟子ノ外小兒トモ稽古之節同道無用之事」とある。

- (17) 例えば『広辞苑』にも掲載されている。

- (18) 例えば、同一説を採るものに、岡田の論がある(岡田一男「奥州に於ける富田流(富田流)」(『武道学研究』第六卷一号、一二―一三頁)。なお、富田清源と戸田清玄とに関する諸説については富永が論点を整理している(富永堅吾『剣道五百年史』(復刻新版)(島津書房、一九九六年)、一二〇―一二四頁)。

- (19) 天保一四年(一八四三)源徳修著とされてきたが(吉丸一

- 昌「緒言及び改題」(国書刊行会編『武術叢書』(国書刊行会、一九一五年)、二頁)、長尾により三上の著作であることが明らかとされ(長尾進「一八世紀における剣術の変質過程に関する研究―『撃劍叢談』の分析を中心に」(『明治大学人文科学研究所紀要』第四五冊、一九九九年、一二一～一二三頁)、これは通説の訂正として高く評価されている(榎本鐘司「武道学研究入門―戦後における武道学の人文科学的研究の視点から」(『現代スポーツ評論』二二号、二〇〇九年)、一二六頁)。
- (20) 長尾前掲注(19) 論文、一二六頁。
- (21) 「撃劍叢談」(国書刊行会編『武術叢書』(国書刊行会、一九一五年)、一八七頁。
- (22) 国書刊行会編前掲注(21) 書、一八七～一八八頁。
- (23) 「當田流剣術」(戸田派武甲流薙刀術「氣楽流柔術」(<http://www.riftonkobudokyoukai.org/matialsarts/>、八月一日閲覧)。
- (24) 幕末の剣術流派として著名で、門下に土佐の武市半平太や岡田以蔵など幕末の志士多数が存在する。
- (25) 綿谷・山田前掲注(12) 書、六三九・二二五～二二六頁。
- (26) 金光前掲注(2) 書、七六頁。
- (27) 広沢澄郎「笠岡武芸控」(『笠岡史談』二号、一九六九年)、二～三頁。安永六年(一七七七)を幕末とするのは無理がある。また、篠野一方(一八二〇～一八五〇)本人と根岸家六代の根岸兵弥(？～一八五〇)が争っており、広沢記載は初代兵弥と六代兵弥とを混同したものとして把握できよう。なお、篠野に關しては高見・花土前掲注(8) 書、一七九頁、六代根岸兵弥は「先祖由緒書」を参考にした。
- (28) 岡山帯苔会編前掲注(10) 書、二一～二二頁。
- (29) 金光前掲注(2) 書、七六頁。
- (30) 広沢前掲注(27) 論文、二頁。
- (31) 水沢前掲注(15) 論文、二〇三頁。
- (32) 例えば、村瀬元代口演・野村文七速記『元和三勇士』(大原武雄、一八九一年)など。ここでは田原藤太秀郷より出で、安芸・金ヶ峰に数代居住の郷士で、剣術七流を合した戸田六郎左衛門星眼の子を戸田新八郎とする。
- (33) 守田正明『岡山県古武道史(巻)』(文武館、一九九九年)、三三頁掲載の「免状之事」「居合目録」(元禄八年(一六九五))。守田は発給者を門山判六とするが、本稿では片山判六と判読した。
- (34) キヌタ文庫所蔵の「免状之事」「居合目録」(明和七年(一七七〇)) <http://goshanoshio.ocnk.net/product/152> 八月一日閲覧。発給者は根岸兵弥茂司。
- (35) 「免状之事」「居合目録」(寛政一〇年(一七九八)) 岡山県立図書館蔵。発給者は奥村風藝。
- (36) 水沢前掲注(15) 論文、二〇五～二〇六頁。
- (37) 国書刊行会編前掲注(21) 書、一八八頁。
- (38) 菊本智之「鈴木家『神武柔道秘録』と水野忠通著述『柔道秘録』にみる起倒流柔道の発展過程に関する一考察」(『武道学研究』四一卷、二〇〇八年)、No. Supplement 九頁。
- 〔付記〕 成稿に当たり、ご協力頂いた各氏に感謝します。福田彰浩氏、矢尾清治氏、岡山大学古武道部OBの皆さん。
(あだち けんじ 宝塚医療大学保健医療学部講師)

史料紹介

林孚一の履歴と功績について

―林家の新出の史料の分析を通して―

土岐 隆 信

はじめに

倉敷市阿知に平成二四年（二〇一二）に開館した林源十郎商店^①は新しい観光施設としてにぎわっている。この中に明暦三年（一六五七）創業の現在の株式会社エバリスの前身である林源十郎商店の歴史などを紹介する記念室が開設されている。この開設に当たって、長期間使用されていなかった木造三階建ての本館及び蔵の整理を平成二一年春より行った。その時に、林製薬株式会社として営業していた時代に製造していた医薬品や長年使用された薬筆筒などのほかに、林家のお祝い事について書かれたもの「禎祥實記」等五冊とアメリカの蒸気船来航等の風説書、似顔絵を多くの不用品とされて残置されたもの

の中から発見した。また、林孚一宛の手紙七三通を関係者宅で発見した。これまで、林家が所有、管理していた古文書、書画などは平成一六年～一七年に倉敷市及び倉敷市立美術館に、またキリスト教関係の資料や石井十

次関係の手

紙等は平成

一七年に同

志社大学人

文科学研究

所、その他

の絵などは

平成一六年

に大原美術



林孚一の肖像画

館などに寄贈されていたので、古文書などが残っていることは全く想定していなかった。林孚一⁽²⁾の功績については、明治維新前の尊王の志士への援助、倉敷県の成立の頃の岡山藩の横暴・悪政に対しての活躍⁽³⁾、初代窪屋郡長としての土木・教育等の振興、続倉敷義倉の創設など幅広い。この度発見した史料を説明することにより、今までの歴史書などに書かれてきた林孚一の履歴や功績など、また林家の長年の動向、倉敷地域や各地での幅広い交友関係などを確認することができると史料される。

発見された史料について

今回発見された史料は、林孚一が幕末の倉敷で、誰とどのように関連を持っていたかを知ることができるものであった。以下、簡単であるがそれぞれの史料について紹介していく。

(一) 禎祥實記(2冊)

これは林家のお祝い事について記録したものであり、二冊存在する。一冊は文久元年(一八六二)から明治二十三年(一八九〇)までの間、もう一冊は明治二十三年から大正九年(一九二〇)まで記帳されている。六〇年間にわ



禎祥實記

たる林家に係る結婚や出産などのお祝い事の内容、お祝いの膳などの献立、お祝いをもらった人の名前、品物などが詳細に記録されている。この「禎祥實記」には、林孚一が明治一七年(一八八四)に宮内省から表彰されたことについてと、その表彰状の写しが記帳されている。この文面を見ると、

岡山県下備中國倉敷村 林孚一

維新前後国事ニ盡力且篤行ノ聞ヘモ

有之奇特之至リニ付金百圓下賜候事

明治十七年三月十四日

宮内省

とあり、注目される。当時の宮内卿は尊王攘夷派として活躍した公卿の徳大寺実則(西園寺公望の実兄)である。この文面から推察するに、林孚一が尊王思想を持ち、史

料の「林孚一履歴概略」に書かれているように禁門の変での大澤逸平や水戸藩士を援助したことなどが、明治政府に評価され、このように明治一七年と年月が経過しているにもかかわらず林孚一に對し、感謝の気持ちを表したのではないだろうか。

(二)「祝儀盛衰雜書」

最初のページには、林家代々の記録として「年々記」二冊、「永用記」一冊を長帳としたことが書かれている。この三冊がどのものをさしているのかは不明である。これには文政一〇年（一八二七）から文久元年（一八六一）までの間の婚礼・出産・菖蒲の節句・元服などのお祝い事の貰い物や料理の献立のほか湯原温泉⁽⁴⁾に行ったこと、嘉永六年（一八五三）の浦賀沖へのアメリカの蒸気船四艘の来航、長崎へのロシア船・イギリス船の来航と寄付の要請、また京の御所からの出火⁽⁵⁾（嘉永大火）、大坂大地震（嘉永七年）、安政二年江戸地震についても書かれている。この帳面に書かれていることと、今回別に発見されている風説書と似顔絵との関連がいかなるものか。そして、この帳面に萬延元年（一八六〇）四月に懷徳に家督を譲り孚一と改めたことも記帳されている。

(三)「先凶□」（題名は完全に判読できず）

これには安永四年（一七七五）から嘉永四年（一八五二）までの間の林家の葬儀、法要などの内容が書かれている。初めに当家元祖半右衛門由義から九世源介懷徳、易安妻までの没年月日と法名が書かれており、朱字で明治五年（一八七二）の太陽暦に変わったことによる日付が各人に記入されている。この後に安永四年（一七七五）から嘉永四年（一八五二）までの間の葬儀の内容、法名等が具体的に記帳されている。

(四)「追遠紀事」

嘉永四年から明治二五年（一八九二）までの間の林家の葬儀、法要などが記帳されている。最後のところに明治二五年九月一三日の林孚一の死去に伴う九月一五日の神式で執り行われた葬儀次第や速水寛堂の詩、掲載された新聞記事の写し、葬儀への参列者やお供えの品などが逐一記帳されている。また、林孚一の生涯の経歴、叙位の上申や功績など、五日祭についても詳しく記帳されている。この林孚一の葬儀以降のことは書かれてなく、これで記帳は終わっている。この林孚一について書かれたことの内容の分析を行うことができれば、林孚一及び

十一代林源十郎の交友関係なども詳しく判明することと思われる。また、林孚一は真木和泉守の遺書などを持ち長州に赴こうとする大澤逸平の潜伏を助けた。元治元年（一八六四）の天狗党の乱で敗れ、そして京都本圀寺で幕兵に敗れた水戸の藩士を助けるため、松本正忠（備前岡山藩家老伊木氏に仕える、後に大審院判事）に金を託した。高畑孝藏、児島徳藏の二人は長期にわたり備中に潜伏したことが上記の「追遠紀事」中の林孚一の経歴に書かれている。

この五冊の記録帳に記帳されている年代は次のとおりである。

「禎祥實記」

文久元年（一八六一）—明治二三年（一八九〇）、

明治二三年（一八九〇）—大正九年（一九二〇）

「祝儀盛衰雜書」

文政十年（一二二七）—文久元年（一八六一）

「先凶□」

安永四年（一七七五）—嘉永四年（一八五二）

「追遠紀事」

嘉永四年（一八五二）—明治二五年（一八九二）

この五冊の書かれた年代を比較してみると、「祝儀盛衰雜書」に「禎祥實記」二冊が続くものと考えたと年代的には合致する。また「先凶□」の続きに「追遠紀事」が続くと考えられる。お祝い事の関係については文政一〇年（一八二七）から大正九年（一九二〇）までの九三年間、不祝儀については安永四年（一七七五）から明治二五年（一八九二）までの一十七年間が記帳されている。これらの全体を通してみると江戸中期から大正時代にかけてのおおよそ一五〇年間の林孚一を始めとする林家の様子や当時のお祝い事、葬儀等の風習やお祝いの品物、祝いの席の献立の内容等、またアメリカの蒸気船来航時のことなどについて多くが記録されている。しかしながら、尊王に関することや維新に関する動きや人物などについては全く記帳されていない。

（五）ペリー、ロシア船の来航状況の風説書と似顔絵

ペリーやロシア船の来航についての状況が書かれたものは全国各地に残されているが、林家所蔵のものには、アメリカの蒸気船来航時の状況、諸藩の海岸や海上での防備の布陣やロシア船の来航などが書かれた風説書一冊と一枚の彩色された士官の像似顔絵が一緒に保管されて

いる。似顔絵には外国人の顔が描かれた右上部に「参将某」と書かれていることや大きな黄色の肩章をつけている士官の服装から、ペリー艦隊の参謀として活躍したアダムス参謀長（中佐）と思われる。この風説書を各地に伝わっているものと較べるにより伝わった経緯も判明するかも知れない。また、「祝儀盛衰雑書」に書かれている内容との比較について検討が必要と思料される。また、この風説書・似顔絵の入手経路について、林孚一の尊王の志士との交友関係との関連など考えられるのではないだろうか。

（六）林孚一宛の手紙

この度発見された林孚一宛の手紙をみると、緒方洪



参将某の似顔絵

庵^⑥や山田方谷をはじめとして、多くの文人墨客等から送られてきている。また、倉敷市所蔵の林家資料のな

かにも天誅組や長州藩に関するものがある。これらを見ると林孚一は尊王の志士と呼ばれた人達など多方面の交友関係を持っていたと考えられる。林源十郎商店記念室で管理している七三通の手紙のうちで尊王攘夷派に属すと思料される差出人は、

- | | | |
|---------|---------|--------|
| ① 西村敬蔵 | ② 江馬天江 | ③ 植田有年 |
| ④ 山本鴻堂 | ⑤ 日柳三舟 | ⑥ 河野鉄兜 |
| ⑦ 鈴木重胤 | ⑧ 池村久兵衛 | ⑨ 松本正忠 |
| ⑩ 品川弥二郎 | ⑪ 成田秋佩 | |

などが見られるが、これらの手紙の内容については解説されてなく、今後の課題である。

おわりに

林孚一は和歌を良^⑦くし、書幅が多く残されており、また、「春秋日記」^⑧（文久二年（一八六二）—元治二年（一八六五））、「二番春秋雑記」^⑨（慶應二年（一八六六）—明治六年（一八七三））及び「梧蔭居日記」^⑩（明治三年—明治五年）が残されている。これらの史料を解析することにより、林孚一の功績、当時の世相や林家の動向などを推し図ることができる。林孚一は王政復古の目的が達せられて以来復古公事につい

ては一切語っていないようである。明治三年から亡くなるまで梧蔭居日記をつけているが、明治二年以前の記録などはまだ十分解明されておらず、林孚一と森田節齋、鈴木重胤や尊王の志士たちとの交遊、行動など詳しいことは一部の残された日記、古文書や手紙等で推測されるのみであり今後解明を進めたい。

註

- (1) この建物は、昭和九年（一九三四）に建築の木造三階建ての本館と、当主の昭和一〇年に建築の住宅と、離れ・蔵から成り立っている。この本館二階に「林源十郎商店記念室」が開設されている。この経緯等については『倉敷の歴史』第二三号「聞き書き倉敷の歴史」林源十郎商店記念室づくりにあらずさわって」に報告している。
- (2) ①上田昌三郎編『備中倉敷林家 孚一と源十郎の肖像』（私家本、三分冊）（二〇〇五～二〇〇七）。
- ②金光万録『日本薬業家名士伝 前編』（一八九三）三七～四二頁。
- ③備中史談会編『林孚一・鳴井熊山・立石孫一郎・森田節齋・佐藤正持伝』備中史談会（一九四三）。
- ④木山巖太郎『倉子城史談』太田烏城館（一九一八）一二四頁、一五八～一五九頁。
- ⑤『倉敷市史』（第一〇冊）名著出版（一九七三）七一二頁。
- (3) 井上賢一「倉敷県成立当時の実情」『倉敷春秋』第六号 秋季

号 倉敷春秋発行所（一九七二）。

- (4) 倉敷市所蔵林家資料「湯原日記」一―三―一〇。
 - (5) 鈴木栄樹「近世京都の火災と復興―嘉永7年の大火と安政内裏造営期の京都―」立命館大学・神奈川大学21世紀COEプログラム ジョイント・ワークショップ報告書『歴史災害と都市―京都・東京を中心に―』（二〇〇七）。
 - (6) 緒方富雄『緒方洪庵傳』岩波書店（一九四二）一八五、一八六頁「壬戌旅行日記」に大坂屋を訪ねたことが書かれており、帰坂後の礼状が林孚一に出されている。
 - (7) 『倉敷市史』（第五冊）名著出版（一九七三）一五二～一五三頁。
 - (8) 倉敷市所蔵林家資料一六―一「春秋日記」、一六―一二「二番春秋雜記」。
 - (9) 倉敷市所蔵林家資料一四三～一四九「梧蔭居日記」全七冊。
 - (10) ①小林久磨雄『尊皇人 森田節齋』合同新聞社出版部（一九四三）一〇三～一〇五頁。
 - ②佐藤麻美「林家資料『是枝柳右衛門書状』と寺田屋事件」『倉敷の歴史』第一八号 倉敷市（二〇〇八）八六～八七頁。
 - ③『新修倉敷市史』第四卷近世（下）（二〇〇三）八二五～八二六頁。
- 史料 林孚一の履歴について、「追遠紀事」の中に、逝去の日時と簡単な履歴が書かれたもの、「履歴概略」として詳しく書かれているもの及び「奉職履歴」として明治三年郡中議事掛から明治二三年の叙位まで書かれたもの三編がある。ここに、「履歴概略」の

みを記載する。

林孚一履歴概略

一孚一ハ、備前國児島郡木目村石井傳藏ノ三男ニシテ幼トキ父ヲ喪ヒ、九歳ノ時、備中窪屋郡倉敷村同族某ニ養ハル、十九歳ノトキ同郡同村林源助死シテ、嗣ナキヲ以テ其家ヲ継ク、家世ノ業ヲ以テ業トス、當時家資極テ微弱ナリシモ、爾來勉家務ニ従事、漸ク家聲ヲ興ス

一天保八年、凶荒加フルニ惡疫流行飢餓ニ陥リ、及病死スル者甚多シ、此時家事未タ豊ナリト云フニ非ラサルモ財ヲ抛チ、米穀、薪炭及藥品等ヲ施シ且藥品ヲ醫師ニ送り、貧民ノ惡疫ニ罹ルモノヲ施療セシムル等、力ノ限り施與シタリ、當時時人之ヲ稱譽セリ

一嘉永癸丑^(六年)以來、天下騒然勤王攘夷ノ説起ルヤ、首トシテ勤王ノ大義ヲ唱エ、當時勤王ノ聞エアル有志者ト交ハラサルコトナシ、且有志者ノ當國ヲ通過スルモノ必ス訪ハサルナク、其事業計畫ヲ為メ、或ハ旅費ノ缺スル者等ニ金錢ヲ貸與シタルコト少カラス、之レカ為メ殆ト資産ヲ傾ケタリ

一大和ノ儒者森田節齋ノ倉敷ニ寓スルヤ、孚一百事之レカ事務ヲ擔任ス、殊ニ節齋トハ刎頸ノ交ヲ為ス、故ニ該門ニ遊フ者知己ナラサルハナシ

(當時、森田節齋ハ勤王家ノ聞エ高ク、故ニ有志者多ク此門ニ遊フ、現任元老院議員柴原等亦タ其一人ナリ)

一孚一常ニ皇室ノ式微ヲ慨歎シテ止マサリシカ、文久^(三年)

癸亥二月、鈴木重胤^(江戸人、國學者)ト共ニ京都ニ到リ、

^(侍)内待所ヨリ紫宸殿ヲ拜スルノ榮ヲ得テ、愈王政回復セ

サル可カラサルノ志念ヲ深クセリ、此時藤本鐵石、轟^(彦)

武兵衛、河上玄斎等、勤王ノ諸士モ亦京都ニ會シ、特

ニ謀議スルコトアラントスルニ遭ヒ、之レト接シタル

ニ、其論或ハ討幕ヲ主張シ、或ハ攘夷ヲ急務トシ、談

論過激ナルヲ以テ輕舉事ヲ誤ルヲ恐レ、三月國ニ歸エ

リ、家ニ居テ專ラ王政回復ノ事ヲ計畫セリ

一島田泰夫^(現任内務書記官)、醫ヲ以テ倉敷ニ寓スル廿餘年、

其交際頗ル親密、常ニ諸藩ノ志士ヲ潜伏セシメ、勤王

ノ事ニ付、陰ニ之レカ計畫ヲ為タルコト多シ、後慶應

二年ヨリ島田ハ京師ニ出テ、純ラ王政回復ノ事ニ尽力

セリ、孚一ハ家ニ在ツテ常ニ氣脈ヲ通シ、種々ノ謀議

ヲ為セリ

一元治元年京師ノ役山崎天王山ニテ自殺シタル真木和泉

守保臣ノ遺書并ニ松平大膳大夫公へ奉ルノ書ヲ懷ニシテ、長州ニ走ラントスル大澤逸平（大和ノ人、真木同志）、道塞ツ

テ走ル能ワサルヲ以テ来リ投ス、森田節齋、島田泰夫

及孚一等相謀リ、之レヲ潜伏スルコト年餘後、終ニ上

田有年（備中人勤王家）ト共ニ長州ニ達スルコトヲ得タリ

一諸藩ノ浪士、京都本國寺ニ聚ルモノ五百余名、水戸藩

モ亦内乱ノ為メ数多ノ壮士、大平築波ノ諸山ニ戦ヒ脱

走シタルモノ、皆本國寺ニ會シ、大ニ為ス所アラント

ス時ニ、幕府ノ攻撃ニ逢ヒ、四方ニ散乱ス、松本正忠

（現任判事）此間ニ奔走ス、孚一同志ト謀リ、金若干ヲ松

本ニ托シ、水戸藩士数名ヲ延ク、高畑孝藏、児寫德藏、

二人終ニ備中ニ潜伏スル、数年東西ニ奔走シ氣脈ヲ諸

國ノ志士ニ通ス、王政維新ノ年、王師ノ先鋒トシテ松

本正忠ノ軍事ヲ督スルニ當リ、二人與ツケ力アリ

一大政維新ノ春、岡山藩朝命ヲ奉シ、二備、美作ヲ鎮撫

ス時ニ、松山藩末タ帰順セス、岡山藩ノ國老伊木若狭

先鋒トシテ之レヲ攻メントス、松本正忠軍事ヲ督シ兵

ヲ募ル急ナリ事ヲ孚一ニ托ス、孚一東奔西走シテ數十

名ノ壮士ヲ募ル、偶松山藩帰順シ事平ク

一孚一幕政ノ頃、勤王ノ大義ヲ唱へ、其事ニ奔走セシハ

人ノ知ル所ニシテ、屢嫌疑ヲ蒙ムリタルモ、幸ニ緋線（下上）ノ患ヲ免レタルハ、平常温厚ニシテ過激ノ挙動ヲ為サ、ルノ致ス所ナリ

一維新創始ノトキ、岡山藩其藩地ナル備前國児寫郡小串村關ヲ設ケ、出入ノ船舶ニ重税ヲ課シ、特ニ人民ノ往来ヲ妨害シ、人民ノ疾苦甚シ、孚一單身京都ニ到リ、太政官ニ上書シ、岡山藩ノ亡状ヲ訴へ、且ツ中國ニ鎮臺ヲ置カレンコトヲ請フ、官公用人土倉某ニ命シ、直チニ關門ヲ徹セシム、且ツ其請ヲ許シ、鷲尾待從（侍）ヲ以テ直チニ國ニ帰ル「鎮撫使ノ事後故アツテ止ヤメラレタリ」

一明治二年、初テ倉敷縣ヲ置カル

此時左ノ賞詞ヲ蒙ル

此賞詞在前、右平生心得方云々ノ分

一維新ノ後、已ニ勤王ノ素志ヲ遂ケシヨリ復タ公事ヲ語ラス、常ニ家居シテ世俗ニ交リ、時世ノ事ハ知ラサル者ノ如シ、時ニ政府百事洋風ニ模擬セラル、ヲ以テ、不平ヲ鳴スノ徒屢来リテ孚一ニ迫リ、一社ヲ結ヒ、窃ニ時弊ヲ矯正セント謀ル、孚一答曰、吾嘗テ王室ノ式微ヲ慨歎シ、聊カ王事ニ奔走セシニ、已ニ王政維新ノ

今日ニ遭遇セリ、吾望ミ達セリ、時世ノ得失ハ吾輩ノ論スル所ニ非ラスト拒絶シテ應セス、彼徒孚一ヲ罵詈シテ卑怯無氣力ナリトシ、復タ来ラス、無幾彼黨國事犯ヲ以テ、青森縣ノ獄ニ繋カル、其順逆ヲ辨スルコト如此

一 仝三年、伊勢氏華（現任宮内省御用掛）、倉敷縣ニ知事タルヤ發スルノ月、近藤芳樹ニ問フ、倉敷縣下信任スヘキモノアリヤト、芳樹曰、林孚一ト云フ者アリ、正直温厚ノ士ナリト、又京都ニ出テ加藤幽齋備中ニ問フ、亦答フルニ孚一ヲ以テス（以上ハ伊勢氏華氏カ親シタ人ニ語ル所）、故ニ、來縣ノ日ヨリ深ク信用セラレタリ

一 明治三年、高松藩吏黨ヲ結ビ、執政松壽洪右衛門ヲ殺害シ、竊ニ不軌ヲ謀ル、松壽ノ同士揚行蔵外三名遁レテ來ル、吏黨ノ追捕急ナリ、孚一其情ヲ知り、潜伏セシムルコト一百有余日、後チ彈正臺ヘ告訴シ、照幡大忠（蘇武兵衛後改名）ノ裁判ニテ、行蔵等四人白日春天ヲ仰クノ身トナリ、國ニ歸リ姦徒等皆刑ニ處セラル

一 維新後ハ勤王ノ素志モ達シタレハ、純ハラ鄉黨ノ風俗ヲ改良シ、窮民ヲ救助スルコトニ意ヲ注キタリ、天明年間、備中倉敷ニ岡雲臥ナルモノアリ、發起創立シテ

義倉ヲ起シ、儲穀ヲ為シ、救民ノ法ヲ設ケタリシモ、多ク星霜ヲ經テ儲蓄殆ント尽ク、孚一之レヲ憂ヘ、首唱シテ金錢ヲ儲蓄シ、續義倉ヲ興ス、有志爭テ金ヲ投シ、此挙ヲ賛ケ積テ数千円ニ到リ、年々其息ヲ以テ窮民ヲ救フニ余アリ、又家ニ棄兒三人ヲ養育シタリ、如此故ニ、尤モ鄉人ノ敬愛スル所トナル

一 孚一、倉敷縣ノ時、郡中議事掛、勸業掛、郡中頭取助勤、庄屋助勤等ヲ拜命ス、（明治五年）壬申三月、第一大區、第二大區戸長ニ命セラル、倉敷廢縣後、其職ヲ辞ス、明治七年、小田縣（リ脱カ）ヨ堤防浚川仕法掛拜命、後チ區長ニ任セラル、八年小田廢縣後、岡山縣ヨリ更ニ西十五大區ノ區長ニ任セラレ、勸農掛、學區取締等ヲ兼務セシメラル、十一年九月、郡制改正ノ時、岡山縣窪屋郡長ニ任セラル、十三年十二月、年ノ老タルヲ以テ辭職ノ事ヲ請願ス、允サレス、十四年十二月、再ヒ職ヲ辞ス、又許サレス、十五年十二月、三タヒ其職ヲ辞シテ止マス、官此ニ於テ其請ヲ容レ、本官ヲ免セラレタリ、其職ニアルノ日ヤ、人民ニ接スルニ誠実ヲ以テシ、数年間実ニ一日ノ如シ故ヲ以、部民亦タ之レヲ慕フ、赤子ノ慈母ニ於ケル如ク、已ニ十三年十二月、職ヲ辞スルコト

郡民ノ耳ニ達スルヤ、戸長ハ、戸長総代ヲ以テ之レヲ止メラレンコトヲ縣令ヘ請願セリ、郡民ハ更ニ郡中惣代ヲ撰シテ同一計畫ヲ為ントセシモ、偶官允サレストノ指令ヲ聞キ、欣然此挙ヲ止メタリ、十四年、辭職ノ時、亦同シ、以テ其德望ノ一斑ヲ知ルニ足ル、當時郡治ヲ語ルモノ、先ツ指ヲ窪屋ニ屈セサルハナシ

一 孚一、本年齡七十有三（文化八^{（文化八）}年生）、尚矍鑠トシテ家居セリ

〔付記〕 本稿の執筆にあたり、ご指導頂きました岡山県立博物館学芸課主幹内池英樹氏に厚くお礼申し上げます。

（とき たかのぶ 株式会社エバルス）

倉敷市所蔵備中国浅口郡乙島村守屋家文書

山本 太郎

はじめに

倉敷市に寄贈された守屋家文書について述べる前に、まず同家が所在した備中国浅口郡乙島村について概観する。寛永十五年（一六三八）の「備中国絵図」（寛永古図）に見るように、乙島は独立した島であった（高二〇〇石一斗）が、万治二年（一六五九）に完成した玉島新田により、乙島は島でなくなった。元禄十六年（一七〇三）の「浅口郡乙島村指出」によると、高八六四石余、土地は赤土・砂地に真土が混ざっている。溜池が三九ある。人数は一一一六人いる。田は稲、畑は稗・大豆・木綿・蕎麦・麦・菜大根・粟を作っている。海辺の村なので船が四〇艘ある。元禄年間までに大幅な耕地の増加があったこと

が分かる。玉島新田が開発された十七世紀中ごろに乙島村でも大規模な新田開発が行われたことによると考えられる。天保九年（一八三八）の「浅口郡乙島村明細帳」によると、高九〇〇石余、耕地面積が一一四町余。農業の外に、男は自村磯辺と亀島・児島郡の磯辺まで海草・藻貝・蛤を取りに行き、女は布木綿織、糸紡ぎをしている。人数は二五四八人である。船は五五艘ある。領有は、寛永古図では成羽藩領であるが、寛永十六年（一六三九）から松山藩領、元禄七年（一六九四）から一時期を除いて幕府領である。^{（1）}

明治元年（一八六八）倉敷県に属し、同四年に深津県、同五年に小田県、同八年に岡山県に属した。明治三十五年十月一日に乙島村は玉島町・柏崎村と合併して新しい

玉島町になった⁽²⁾。玉島町は昭和二十七年（一九五二）一日に市制を施行し玉島市になった。玉島市はその後長尾町・黒崎町等を合併し、昭和四十二年二月一日、倉敷市・児島市と合併して新しい倉敷市になった。

一 守屋家文書の倉敷市への寄贈の経緯と整理

浅口郡乙島村庄屋などを勤めた守屋家伝来の文書の大部分は昭和四年（一九二九）に九州帝国大学に送られた。その経緯を新聞記事により見ると、九州帝国大学の長沼教授⁽³⁾は昭和四年四月二十四、二十五日の両日、玉島町に出張のうえ松岡玉島高等女学校長及び同校花田一重教諭の案内で同町大字乙島守屋弘太氏・同町大字阿賀崎菊池健一郎氏の両家の古文書について研究したが、守屋家の記録は非常に豊富で今回同教授が発見した新史料は学界の驚異とすべきものがあつたとされる。残部の資料については後日研究することにし、長沼教授は四月二十五日にいったん帰ったが、六月十日から再び玉島町後^{ごのう}俣^まに投宿し、玉島の海運資料を蒐集していた。乙島守屋家文書は大部で資料として有益なので、守屋弘太家に対し九州帝国大学図書館に譲り受けた旨を切望し、同



乙島守屋家旧宅（昭和27年）

た。「守屋氏今回の美挙は学界に貢献する所が至大である」と新聞は報じている⁽⁴⁾。

九州帝国大学図書館に送られた乙島守屋家文書は、九州大学九州文化史研究所関係職員によって整理され、昭和三十七年九月付で同研究所から目録が発行された。総点数は約七二〇点である。現在は九州大学附属図書館付設記録資料館九州文化史資料部門が所蔵している。

家から寄贈することとなった。長沼教授は九州帝国大学図書館員牛江氏・玉島高女花田教諭とともに受領し発送した。全部で十六^{こおり}梱、千二百斤（約七二〇kg）の大部冊であつ

倉敷市では、『新修倉敷市史』編さん事業を行うにあたり、地域の文書調査を行ったが、平成二年度～三年度に整理・撮影した乙島の滝澤家文書の中には、戦前に九州帝国大学の乙島守屋家文書の宗門帳等を書き写したもののや、もともと守屋家文書と考えられる検地帳、八幡宮・養父母宮関係、年貢免状・皆済目録等の原文書があった。

九州大学九州文化史研究所所蔵乙島守屋家文書については幕領研究会が昭和五十四年（一九七九）に、岡山県史編纂室が昭和五十八年にマイクロフィルム撮影を行った。倉敷市史研究会近世部会からも乙島守屋家文書の撮影の要望が出されたことにより、市史編さん室（当時）職員が出張してマイクロフィルム撮影を行った。平成四年（一九九二）二月十八日～二十一日、六月二十二日～二十五日、平成五年三月八日～十一日、平成十四年二月二十五日～二十七日の四回に分けて九州大学九州文化史研究施設で撮影した。近世部会員が同行することもあった。マイクロフィルムは一三本、撮影点数は五〇一点、コマ数は一五、八七三コマに及んだ。これらのマイクロフィルムは電子化しており、現在歴史資料整備室で閲覧することができる。⁽⁶⁾



守屋家文書の調査（平成2年10月2日）

乙島の守屋家には、九州帝国大学へ寄贈した残りの古文書があり、研究者への貸し出しなどをしていたようである。⁽⁷⁾岡山県史編纂室が昭和六十一年（一九八六）七月一日～四日に守屋修二家文書を調査し、一部マイクロ撮影もされていた。平成二年十月二日、市史編さん室（当時）の職員が守屋修二氏宅を訪問し、長持二棹に収納された古文書を閲覧した。倉敷市史研究会近世部会長の別府信吾氏と近世部会から守屋修二家文書の倉敷市への寄贈の

要望が出されたことにより、市史編さん室が守屋修二氏に文書の寄贈をお願いしたところ御快諾いただき、平成九年六月五日に文書を受け取り、六月九日に守屋修二氏から寄附申込書をいただいた。

文書のカード作成は、倉敷市史研究会

近世部会が史料集中調査という形で、岡山大学文学部・教育学部の学生の協力を得て平成九年九月二十七日、三十日、平成十年四月三日、五日に行った。一部残った分は市史編さん室が引き続いて行った。そして、平成十年十二月二十五日に、市史編さん室が「守屋家文書仮目録」を発行した。点数は約二六〇〇点である。その後、業者委託によりマイクロフィルム撮影を行った。マイクロフィルムは二〇本、コマ数は二一、七四九コマに及んだ。これらのマイクロフィルムは電子化しており、現在歴史資料整備室で閲覧することができる。また簡略な文書目録を歴史資料整備室のホームページで公開している。平成二十六年十一月二十六日、守屋修氏（修二氏の御子息）から新たに一箱の文書を寄贈された。

二 守屋家について

図1に守屋家の系図を示した。「守屋家由来書⁽⁸⁾」によると、乙島村は往古海中一円の離島だったが、近江浪人守屋四郎右衛門重吉が離島へ渡り百姓になって開発し、隣郷からだんだん百姓を引付け、氏神養父母明神・八幡宮両社や末社等を悉く建て、地徳を寄附し村中惣百

姓の氏神にさせたとある。承応三年（一六五四）六月十三日、先祖から祭ってきた産宮牛王大菩神の祭りにつき、本家総領の佐平次・分家次男の弥次兵衛・分家三男の五兵衛⁽⁹⁾が寄り合い、神前で次のことを申し固めた。

①家の先祖伊勢守からこの所へ浪人して来たり、乙島を開発して以来代々家が伝わったが、これまで分家もしなかった。しかし当年に至り兄弟兩人が分家する。兄弟むつまじく永年子孫相続を相互に願う。

②産宮牛王大菩神は氏神なので、例年六月十三日、十一月十三日の祭日には子孫分家までも本家へ寄り合い祭礼を執り行う。祭日に神前へ寄り合わず、初穂も備えない者は一家中申し合わせ血脈を切り勘当する。

③縁談取引は、本家をはじめ兄弟中が熟談し納得のうえ行う。一同不得心の縁談は行わない。一統不承知の縁意のため家出他国する者があれば一家中申し合わせ血脈を切り勘当する。

④墓所は屋敷の後山根にあったが、四郎右衛門（六世）代に、小家に釈迦堂を建てた。それからはその場所が家の墓所に決まった。分家する者で本家に対し不

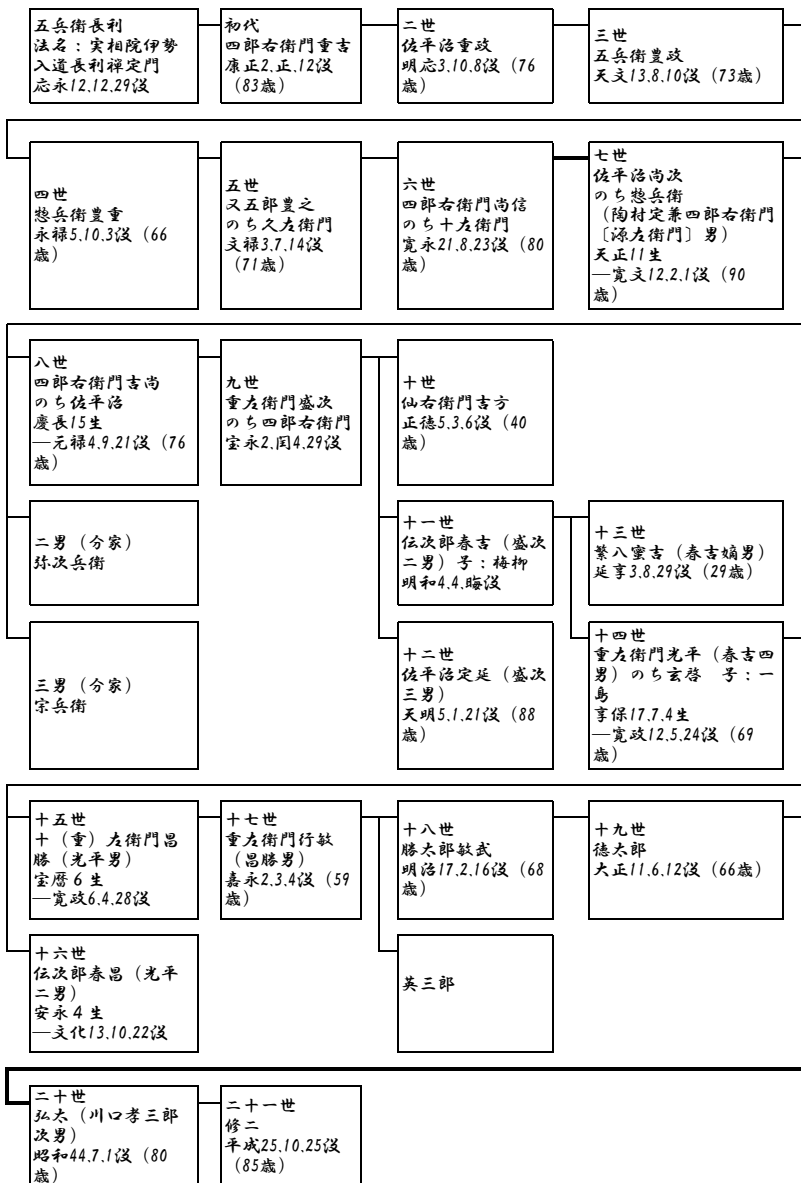


図1 守屋家系図

注：〔守屋家系図〕「永代過去帳」（守屋修氏所蔵）、守屋家墓碑、倉敷市所蔵守屋家文書B-30、G-5-71-35-2、I-1-14、などより作成。=は養子関係。

義を働くか前書の趣旨を用いない者は血縁を切る証拠にその小家を用いさせない。

⑤ 本家は大切な家筋なので、決して血筋が絶えないようにする。本家に相続する子孫がないときは分家の中から本家へ近い血筋の者を戻して相続させる。

⑥ 何事によらず一家中相談し不和にならないよう相互に氏神へ誓い、和合長久を祈る。

この史料によると、①では伊勢守が乙島を開発したようにも読めるが、史料の最後の部分では近江浪人の守屋四郎右衛門重吉（初代）が乙島に渡って開発したとある。また「戸島神社調」^⑩によると、近江国島本（現、滋賀県彦根市島居本町）の領主守屋太郎橋重利の末流守屋伊勢守橋豊正（三世か）が天文年間（一五三一―一五五五）に乙島に移住したとする。四郎右衛門尚信（六世）から乙島村に住居したとする史料もある^⑪。このように、守屋家が乙島に移住した時期は史料によって異なっているが、祖先は近江国出身という点は一致している。「戸島神社調」によると、守屋伊勢守橋豊正が乙島へ移住の際、多賀大社（現、滋賀県犬上郡多賀町）を勧請して鎮守としたが、それを村人が氏神として尊信するに至り、寛文九年



現在の守屋家墓地（玉島乙島）

（二六六九）に養父母山上に社宇を創立して遷宮し、社名を養父母大明神としたという。明治四年（一八七二）、養父母大明神は乙島村の八幡宮を合併して戸島神社と改称した^⑫。

寛永二十年（二六四三）の「乙島村家付人付牛共」^⑬によると、乙島村の竈数六二軒（家数七二軒）、人数三一五人である。六二軒の内訳は、庄屋一軒・寺二軒・組頭二軒・内子一八軒・下人一二軒・有き一軒・水のみ三軒とあり、残りの二三軒が本百姓であろう。その中で庄屋惣兵衛（六十二歳）一家は二〇人いる。惣兵衛の男子は長男左平次（三十五歳）、二男竹松（二十歳）、三男熊介（十二歳）の三人であるが、前述のように承応三年に竹松が弥次兵衛、熊介が五兵衛として分家したと考えられる。惣兵衛一家には下男・下女が^⑭一〇人お

り、二〇人の半数は奉公人である。家は三間に七間で、ほかに九尺に三間の牛屋、二間に三間の御蔵があり、牛が三疋いる。そのほか、惣兵衛の下人が五軒あり、人数は一九人いる。「慶安四年卯算用帳 乙島村」⁽¹⁷⁾によると、慶安四年（一六五二）には左平治が五四石三斗二合を所持している。村高は正保二年（一六四五）同三年の正保郷帳では二〇〇石余であるから、村高の二七％を一家が所持していることになる。分家後の承応三年（一六五四）十一月の「御年貢算用帳 乙島村」⁽¹⁸⁾では、長男左平次が一七石八合、二男弥二兵衛は一六石五斗八升三合、三男五兵衛は二〇石七斗九升三合を所持している。承応三年十二月の「浅口郡之内乙島村家付人付牛共」⁽¹⁹⁾によると、左平次一家は一人（左平次・女房・女子四人・下男三人・下女二人）で、三間に七間の家のほかに、二間に三間の御蔵、九尺に三間の蔵、九尺に三間の牛屋があり、牛が三疋いる。弥二兵衛一家は五人（弥次兵衛・女房・男子二人・下男一人）で、二間半に五間の家のほかに九尺に三間の牛屋があり、牛が一疋いる。五兵衛一家は四人（五兵衛・女房・親・下男）で、二間半に五間の家のほかに九尺に三間の牛屋があり、牛が一疋いる。そのほか、左平次の下人が五軒

あり、人数は一五人いる。これを見ると、三人とも田畑は同じように配分されているが、下男・下女は長男左平次が多く所持し、下人は左平治のみに付属している。親は長男が独立すると二男・三男と共に居住し、更に二男が独立すると三男と共に居住する形式をとっていた。⁽²⁰⁾また、原田誠司によると、庄屋惣兵衛家は近世初期には一つの家で村民全体の約二割程度を常に占め、乙島村の年貢を個人請するような土豪的性格の家であった。近世前期における乙島村は、村の構成が一軒の土豪百姓と多数の小百姓から成ることでの時代の一般的特徴を示す村落であった。⁽²¹⁾

西松山川の右岸河口部に形成された附州とその先の海面干潟を新田に開発することを、乙島村庄屋重左衛門⁽²²⁾（二世）が寛政年間に目論んだが病死した。以降その子の重左衛門（二七世）、孫の勝太郎（二八世）が引継ぎ、自然とのたたかい、近郷の村々とのたたかい、村人とのたたかい、銀主とのたたかい、など多くの困難を克服し、慶応三年（一八六七）新開普請が成就し、最終的に明治五年（一八七二）八月に検地が行われた。乙島新田開発にかけた守屋家三代の約八〇年におよぶ努力が、一応の実を

結ぶことになったのである⁽²³⁾。現在玉島乙島のカノ割公園に「守屋庄屋遺徳顕彰之碑」が建てられている。

三 倉敷市所蔵守屋家文書の概要

倉敷市所蔵守屋家文書のうち、年代が書かれているもので最も古いものは、天文十八年（一五四九）と書かれた大島彦十郎に宛てた通頼の感状であるが、これは字体や紙質などから見て、明らかに後世の写しである。次に古いものは承応三年（一六五四）六月十三日の日付がある先述の「守屋家由来書上」であるが、これも文書の初めの部分の書き方から考えて後世の写しと思われる。また同

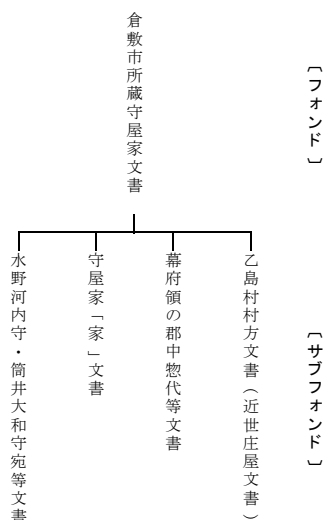


図2 倉敷市所蔵守屋家文書の基礎構造

年十月八日付の米の受取書⁽²⁴⁾があり、これが現在のところ作成年代として最も古いものと思われる。年代が書かれているもので作成年代の最も新しいものは昭和三十三年（一九五八）のものである⁽²⁵⁾。

倉敷市所蔵守屋家文書の基礎構造を理解するためには、近世から現代に至る守屋家の「家」およびその構成員の機能と活動を、それぞれの時代の当該地域の支配や行政のあり方の中で歴史的に追跡していく作業が必要になるが、現段階では少なくとも次のような点が重要である⁽²⁶⁾と思われる。

第一に、近世の村行政との関わりでは、成羽藩山崎氏治下でも庄屋を勤めていたが、七世左平次（惣兵衛）が寛永十六年（一六三九）に水谷侯から乙島村庄屋役を命じられ、以来代々庄屋を勤めてきた⁽²⁷⁾。庄屋文書としては、村明細・土地・年貢・宗門・寺社・船・普請関係などの文書がある。

第二に、幕府領の中間支配機構との関わりでは、郡中惣代を勤めたことがあり、文政十一年（一八二八）十一月に守屋重左衛門（一七世）が郡中惣代として倉敷に出勤した日記がある⁽²⁸⁾。

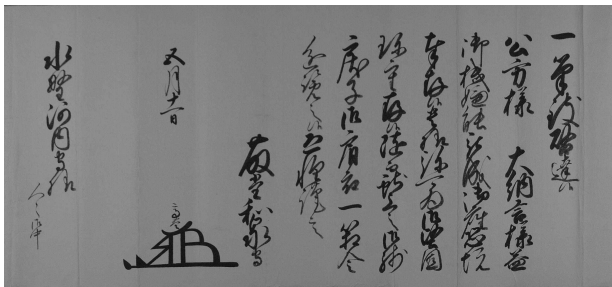
第三に、守屋家の「家」文書として、守屋家の人物宛書状などがある。

第四に、水野河内守や筒井大和守宛書状などが約三五〇点ある。これらの文書はほとんど年代が記されていないが、関連文書の中で延享二年（一七四五）、同四年、宝暦十年（一七六〇）、同十一年などの年代が記されているものが一部あり、おおむね延享～宝暦期のものと推定できる。

水野忠富^{たによし}は享保十一年（一七二六）小姓組番頭となり、河内守に叙任した。その後書院番頭、大番頭、留守居を経て寛延二年（一七四九）から宝暦八年まで御側衆を勤めた。知行五七〇〇石^{（32）}。筒井忠雄^{ただお}は駿府の町奉行などを経て寛延元年（一七四八）小普請組支配、宝暦七年に大目付に進み、大和守に叙任した。明和六年（一七六九）死去した。知行一五〇〇石。大和守に叙任する前は筒井内蔵と称した^{（33）}。このことから、水野河内守宛書状は御側衆などを勤める水野忠富宛、筒井大和守宛書状は大目付を勤める筒井忠雄宛と考えられる。筒井内蔵宛書状もあるが、これは大和守に叙任される以前の時期のものであろう。

写真の「水野河内守宛藤堂和泉守高豊書状」^{（34）}は、津藩

主である藤堂高豊が御側衆を勤める水野河内守宛に、將軍に献上した残りの戻子^{もじ}肩衣一箱を進呈するという内容である。ほかには、参勤交代で在所に帰った藩主からの拝領物の礼状などがある。このように水野河内守宛の書状は、御側衆という役職に伴うものである。筒井大和守



水野河内守宛藤堂和泉守書状

宛書状は、同じく大目付を勤める池田筑後守からの書状など、大目付という役職に伴うものである。

これらの書状がなぜ守屋家文書に含まれているのかは興味のあるところであるが現時点では分からない。

そのほか特徴あるものとしては、二冊の漂流記録がある。一冊は「天明元年辛巳十月 南紀船中華漂流記」^{（35）}であり、もう

一冊は「巴旦漂流記」⁽³⁶⁾である。前者は紀州日高郡御坊村の船が中国福州の海辺へ漂流した事件の記録、後者は神力丸漂流事件を記したもので、後者は倉地克直氏により紹介された⁽³⁷⁾。また、倉敷代官の司法面での引き継ぎ書を安政四年（一八五七）に守屋家が書き写した「備中国支配公事出入其外取計何一件」があり、倉敷代官の司法面での権限が分る⁽³⁸⁾。

守屋家というひとつの家を出所にもつ文書群は、いかなる組織体の管理・運営に関わる行為の所産かという観点から、現段階では図2のように大きく分けて、1乙島村村方文書（近世庄屋文書）、2幕府領の郡中惣代等文書、3守屋家「家」文書、4水野河内守・筒井大和守宛等文書の、四つの文書群の複合体としてとらえることができる。

記録史料学上、守屋家文書の全体は同一出所の文書群という意味で「フォンド」と呼ばれるが、それに対して四つの文書群は、フォンド内の組織区分にもとづく副次的分割単位という意味で、「サブフォンド」と呼ばれる。各「サブフォンド」の内部構造を把握することがこれらの課題となる。

四 関連史料の所在

前述したように、九州大学記録資料館には乙島守屋家文書が約七二〇〇点ある。1乙島村村方文書（近世庄屋文書）、2幕府領の郡中惣代等文書、3守屋家「家」文書、のほか、乙島村庄屋重左衛門（二七世）が讃岐国小豆島のうち草加部村の兼帯庄屋を勤めたので草加部村の文書があり、全体の内容は非常に豊富である。特に、「家付人付牛共」⁽³⁹⁾は近世前期農村の社会構成や役家の研究の素材に使用されてきた。また、前述のように、滝澤家文書



家付人付牛共（九州大学附属図書館付設記録資料館所蔵乙島守屋家文書）

には守屋家文書の原文書や筆写史料があった。

おわりに

前述のように守屋家は、乙島が島であった時期に渡って開発したとき、近世前期には土豪の百姓であり、また代々乙島村庄屋を勤めたことか

ら、地域の中で中核的な存在の家である。そのため、守屋家文書は質量ともに非常に豊富で、研究素材として重要である。

今後は、守屋家文書について、倉敷市所蔵のものと九州大学記録資料館所蔵のもの等を総合して、史料群の構造の詳細な分析を行うことが課題である。

註

- (1) 『新修倉敷市史』第九卷(倉敷市、一九九四年)近世編九・一〇号、一三二八頁、『新修倉敷市史』第四卷(倉敷市、二〇〇〇年)六三八頁など。
- (2) 倉敷市所蔵旧玉島町議事録4—1—8「明治三十五年度町会議事録 玉島町役場」。
- (3) 長沼賢海(一八八三—一九八〇)。新潟県生まれ。一九〇七年(明治四十)東京帝国大学文科大學史学科卒業。一九二〇年(大正九)広島高等師範学校教授。一九二四年(大正十三)九州帝国大学法文学部国史学科教授。一九三七年(昭和十二)同法文学部長。(『日本史研究者辞典』吉川弘文館、一九九九年)
- (4) 「山陽新報」昭和四年四月二十七日、六月十四日、六月十六日。
- (5) 九州大学附属図書館の図書原簿によると、昭和四年十月、九州帝国大学図書館購入となっていることである(九州大学附属図書館付設記録資料館 梶嶋政司氏の御教示による)。
- (6) 九州大学附属図書館付設記録資料館の承諾を得ている。ただし出版掲載にあたっては許可申請が必要である。

- (7) 倉敷市所蔵守屋家文書「古文書・古地図貸出覧」。
- (8) 倉敷市所蔵守屋家文書G—5—71—35—7。
- (9) 八世佐平次とその兄弟と考えられる。(守屋家系図)(守屋修氏所蔵)では三男の名は宗兵衛となっている。
- (10) 滝澤家文書II—20。
- (11) 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書六七九〇。
- (12) 乙島村氏宮をめぐる諸勢力の複雑な展開については、『新修倉敷市史』第三卷第五章第三節四「神社と村人」(別府信吾執筆部分)に詳しい。なお、この部分は別府信吾「岡山藩の寺社と史料」(岩田書院、二〇一三年)に改稿して収載された。
- (13) 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書六五三二。
- (14) 原田誠司「近世前期の村落と役家—備中浅口郡乙島村の事例—」『近世瀬戸内農村の研究』(溪水社、一九八八年)によると、内子とは血縁分家が一軒前の家になるまでの一定期間それと呼ばれるものであり、寛永二十年ころ役家制が村にかぶさった時、本役数を減らして夫役負担の軽減を図るために村の側でつくられたものである。
- (15) 安藤精一「近世初期農村社会の構成—備中国浅口郡乙島村の場合—」『近世農村社会の研究』(清文堂出版、一九八四年)によると、下人とは住込みではなく、独立家屋を有し、主家への隷属度は強く譜代的な性格を有するものであった。
- (16) 下男・下女は主家に住込みで年季的な奉公をするものである(前掲安藤論文)。
- (17) 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書二五三九。
- (18) 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書二五四五。
- (19) 九州大学記録資料館所蔵乙島守屋家文書六五四四。
- (20) 前掲原田論文によると、近世前期の乙島村では、末子相続形

態を保持していた。

(21) 前掲原田論文。

(22) 十五世十左衛門は、墓碑では十左衛門だが、史料によっては重左衛門とも表記される。ここでは典拠史料が重左衛門と表記されているのでそれに従った。

(23) 乙島新田の開発経緯については、『新修倉敷市史』第三巻第四章第三節四「乙島新田」(倉地克直執筆部分)に詳しい。

(24) 倉敷市所蔵守屋家文書G-5-71-35-3。『新修倉敷市史』第九巻古代・中世編第三六六号にこの感状が掲載されている。また、畑和良は「細川通董の野州家相統とその背景」『倉敷の歴史』第二二号(倉敷市、二〇二二年)でこの感状について解説している。

(25) 倉敷市所蔵守屋家文書G-1-9-4。

(26) 倉敷市所蔵守屋家文書I-3-8-4。

(27) 安藤正人『記録史料学と現代アーカイブズの科学をめざして』(吉川弘文館、一九九八年)の分析手法に依拠している。

(28) 前掲原田論文。

(29) 『浅口郡誌』(名著出版、一九七二年) 六五八頁。

(30) ただし守屋家本家が庄屋役を切れ目なく勤めたのではなく、分家や外の家が勤めることもあった。例えば、享保十九年(一七三四)に伝次郎(一世)が病気のため庄屋を退役し、息子たちが幼少のため、阿賀崎村へ別家していた弟の佐平治(二世)が庄屋になったが、百姓と出入ができ、延享三年(一七四六)に退役した。出入の後、庄屋は二組になり、一組は阿賀崎新田村から喜三右衛門が立入庄屋を勤め、もう一組は乙島村文右衛門が勤めた。草高八八三石余の村が、文右衛門構(三五五石余毛附)と喜三右衛門構(四八九石余毛附)に分裂

したのである。文右衛門退役後は民右衛門が勤め、喜三右衛門病死後は阿賀崎新田村太兵衛が勤めた。後に再び合一した(倉敷市所蔵守屋家文書D-65。『浅口郡誌』六五八頁)。

(31) 倉敷市所蔵守屋家文書B-50。

(32) 『寛政重修諸家譜』巻第三百三十九。『江戸幕府役職武鑑編年集成』(東洋書林、一九九七年)。

(33) 『寛政重修諸家譜』巻第千九十八。『江戸幕府役職武鑑編年集成』(東洋書林、一九九七年)。

(34) 倉敷市所蔵守屋家文書G-7-2。形態は折紙である。

(35) 倉敷市所蔵守屋家文書B-29。

(36) 倉敷市所蔵守屋家文書B-55。

(37) 倉地克直「漂流体験への関心―守屋家文書「巴旦漂流記」について」『倉敷の歴史』第九号(倉敷市、一九九九年)

(38) 倉敷市所蔵守屋家文書B-76。『新修倉敷市史』第四巻第一章第一節四「代官の仕事」(定兼学執筆部分)で解説されている。

(39) 前掲の安藤精一や原田誠司の研究がある。

〔付記〕 守屋家文書の紹介にあたり、種々御教示を賜りました守屋修・優子夫妻及び九州大学記録資料館の梶嶋政司氏に厚くお礼申し上げます。

(やまと) たろう 倉敷市総務局総務部総務課課長主幹

展示会記録

平成二十六年度資料展示会

倉敷ゆかりの人々の手紙

一 展示会の概要

平成二十六年六月三日（水）より五日（金）まで、倉敷市真備支所二階二〇三会議室において平成二十六年度資料展示会「倉敷ゆかりの人々の手紙」を開催した。倉敷市総務課歴史資料整備室（以下、整備室と略す）では、昨年度から新たな事業として資料展示会を開催している。

この事業の目的は、整備室所蔵（寄託・借用資料を含む）資料を展示することで、より多くの市民に資料に触れてもらう場を提供することであり、また、同時に市民に歴史への関心を高めてもらい、整備室利用の促進にもつなげていこうというものである。

本展示会では書簡二五点を展示し、関連行事として整備室の書庫を案内する「歴史資料整備室見学ツアー」を

一日一回行った。また、午前、午後の日二回「展示解説タイム」を設け整備室職員が二〇分程度資料の説明を行った。三日間の延来観者数は一七八人、ツアー参加者は七三人であった。

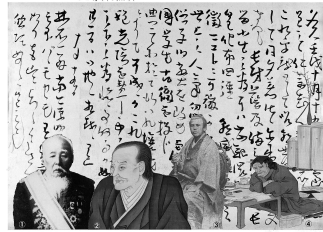
二 展示の構成

展示会で展示した資料は文末の目録の通りである。整備室が所蔵、保管する数多くの書簡の中から取り上げたのは、発信者または受信者が倉敷在住の人物、あるいは倉敷にゆかりのある人物であり、かつ歴史上に名を残す著名な人物たちの書簡である。¹⁾

テーマを著名人の書簡に絞ったのは、これまでの資料整理の段階で多くの著名人の書簡が確認されており、それらの中には非常に貴重な物も含まれるため、ぜひこれらの資料を公開したいと考えたためであり、また、私的な文書である手紙を読むことで、より深くその人物像に迫ることができるのではないかと考えたからである。

資料は文書群別に展示した。著名人の書簡を多く含むのは林家資料（倉敷市所蔵）であり、本展示会企画の端緒となったのもこの文書群であったが、東大橋家文書

平成26年度資料展示会
倉敷ゆかりの人々の手紙
 平成26年4月3日(火)・4日(水)・5日(木)
 会場:倉敷市役所真鍮支所2階203会議室
 時間:午前10時～午後5時
 入場料:無料



★★間接行事★★
 倉敷市役所真鍮支所2階203会議室
 4月3日(火) 午前10時～午後5時
 4月4日(水) 午前10時～午後5時
 4月5日(木) 午前10時～午後5時
 入場料:無料
 問い合わせ先
 倉敷市役所真鍮支所 資料課 倉敷市役所真鍮支所3階
 〒710-1890 倉敷市真鍮町1141番地1
 TEL:086-941-1111 FAX:086-941-1112

図1 展示会チラシ

(倉敷市所蔵)・大橋紀寛家文书などからも様々な人物が認められた書簡を選択

状の中で鶴の絵に触れていることや、端木が鶴の絵を得意とし多くの鶴の絵を残していることなどからあわせて展示したものである。

三 主な展示資料

前述のように、展示資料には史料的价值が非常に高い書簡が含まれる。たとえば「松原四郎右衛門・布施三益あて池田由孝書状」(平山家文書【1】)には大石良雄の実母・松寿院の事が記されている。松寿院は天城池田家二代目当主であった池田由孝の姉・熊子で、この書状から松寿院が天城に里帰りしていた様子がうかがわれる。

資料の傍には資料解説キャプション、人物紹介キャプションを配し、さら肖像がある人物は、可能な範囲で写真も添えた。書状の多くは横継紙で展示台上の場所をとるため、資料解説文(釈文)のキャプションは置かず、昨年度同様にA4判の紙に印刷し、自由に持ち帰っていただく方法をとった。また、資料に登場する二九人の生没年表を作成し、入場者に配布した。

このほか、一点のみであるが古文書以外の資料として慶雲斎筆「鶴之図」(林家資料一五―三三 掛軸)を展示した。これは「井上三郎右衛門・おもとあて慶雲書状」【3】(二内の数字は展示番号)の関連資料で、井上端木(慶雲)が書

「大橋平右衛門あて石坂堅壮書状」(東大橋家文書)【4】は、医師・石坂堅壮が倉敷村庄屋・大橋平右衛門(正直)に生麦事件の様子を伝えている。その内容は江戸から来た飛脚が道中目撃したもので、非常に詳細であり、鎗で脇腹を突かれたイギリス人が傷口から出た内臓を押さえているながら逃げていく描写が非常に生々しい。大橋紀寛家文書にも幕末の風聞、風説書の類がまとまって見られるが、この時期村の有力者たちは様々なルートから江戸や上方での出来事、諸外国渡来の情報を得ていたと思われる

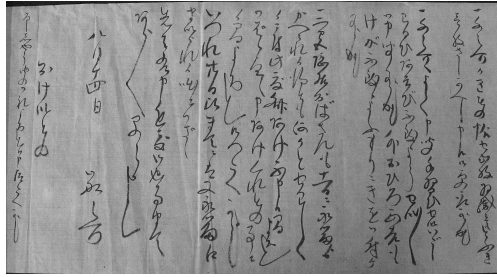


写真2 おけいあて敬之介書状(部分)

る。

「おけい宛敬之介書状」

(東大橋家文書)【5】は、

倉敷・浅尾陣屋襲撃事件
の首謀者の一人・大橋敬

之助(立石孫一郎)⁹⁾が妻の

慶に宛てた手紙である。

当時敬之助は作州二宮村

の立石家に長逗留してい

たようで、用件を伝える

とともに、妊娠中の妻を

気遣って書状を認めてい

る。文中で敬之助は「近頃頭痛で困っているそうだが、

妊娠中なので用心第一にするように。出産の節は急いで

帰って世話をするから、くれぐれも心配しないよう。そ

れまでも用事があれば連絡をしなさい。何時でも帰る

から安心するように」と、体調がすぐれない妻に優しい

言葉をかけている。また、子供たちについても「悪い遊

びをさせず手習いに精を出させるように。怪我をさせな

いように」と記すなど、夫・父親としての素顔を見せて

いる。

下津井屋事件¹⁰⁾、倉敷代官所襲撃、浅尾陣屋乗っ取りな

ど、幕末の大事件を起こした「立石孫一郎」は、その人

となりを「矯々たる気象」¹¹⁾、「卓犖不羈、細行を事とせ

ず」¹²⁾と評されるように、一般的には粗野で荒々しいイメー

ジを持たれているのではあるまいか。しかし、この資料

はそうした既成概念を覆すものであった。文字は女性宛

のためか仮名が多用されており、しかも優しく美しい筆

跡である。大橋敬之助の意外な一面を見せてくれるこの

書状は、多くの来場者に特別な印象を与えたようである。

林家資料には、林孚一宛¹³⁾、または孚一が収集したと思

われる著名人の書簡が多く残されている。「宛名不詳鈴木

木重胤書状」¹⁴⁾は、林孚一周辺の人物に鈴木木重胤が

玉島から送ったもので、「(前略)当年ニ至り世上之人気

忽ニ一変し、陋儒俗輩旧弊を改め、虚詞浮文之国学生古

微を投じ、尊王之典こゝに於て行ハレ、攘夷之議この時

ニよりて可成候か(後略)」など、国学者・重胤の思想が

読み取れる。「林孚一あて嘉太郎書状」¹⁷⁾は尊攘の志

士・嘉太郎(岡元太郎)¹⁵⁾の書状で、水戸天狗党の武田耕雲

斎¹⁶⁾が上京したとの情報を得た嘉太郎が「それが事実なら



写真3 真中治介あて滝沢篁民書状（部分）

自分も京へ上りたい」と
孚一に借用金返済延期を
願っている。

「佐藤理三郎あて滝沢
太郎興邦書状」〔19〕は、

晩年倉敷村に滞在し、当
地で没した勤王画家・佐
藤正持（理三郎）に曲亭
馬琴の孫・太郎が送った
書状である。『南総里見
八犬伝』などの著作で知
られる戯作者・曲亭馬琴
は正持と交流があり、こ
の書状は太郎が祖父の意
を受けて認めたと思われ
る。書状には「八年前か

ら目が見えなくなり、歩

行も困難である」といった馬琴の近況や、「帰国の節に
は正持の作品『皇朝画史』の稿本を拝見したいと馬琴が
言っている」などの事柄が綴られている。正持は林孚一

や石坂堅壯の庇護を受けて倉敷で制作を続けていたの
で、パトロンであった林家にこの書状が伝えられたもの
と思われる。なお、この書状に関連し「真中治介あて滝
沢篁民書状」〔20〕も参考資料として展示した。篁民は
馬琴の別号で、真中治介は馬琴の親戚である。すでにあ
まり目が見えなくなっていた馬琴が認めたこの書状は解
読困難であるが、書中で正持の事にも触れており、馬琴
の自筆であることから取り上げた。

これら林家の資料は勤王の志士たちを援助したとされ
る林孚一の活動の一端がうかがわれるものであり、貴重
な資料と言えるだろう。

紙数の関係で資料すべてを紹介することはできない
が、先に紹介した〔5〕と共に来場者から「最も印象に
残った資料」との声が多かった「北条あて圭書状」〔18〕
を最後に紹介したい。

これは、幕末の志士・桂小五郎が北條瀬兵衛に送った
書状である。北條瀬兵衛は阿武郡椿村（現山口県萩市）に
生まれた長州藩士で、後に伊勢氏華と改名（以下氏華と表
記）。維新後は奈良府判事、倉敷県知事、宮内省御用掛
などを務めた人物である。^{〔19〕}

桂の書状の内容を意識すると以下の通りである。

「面倒をかけるが別紙を寺島に届けてほしい。もし乗船していたなら佐々木に渡して見てもらうよう伝えてほしい。私の近況は、明日そちらへ下る時山から聞いてほしい。宍翁にもそのようにご伝言願う」。

書中の寺島（忠三郎）、佐々木（男也）、時山（直八）、宍

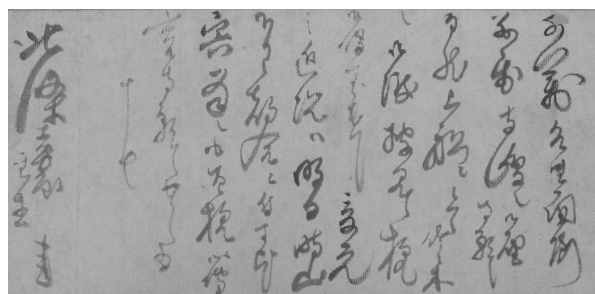


写真4 北條あて圭書状

翁（宍戸真濃）はいずれも長州藩士である。日付が十七日とあるのみで年記はなく、これだけでは何が書かれているのか分からない。しかし、文中に見える寺島宛ての「別紙」らしき書状が存在し、その内容の整合性から、この書状は元治元年（二八六四）六月五日に起こった池田屋事件後に桂が認めたものである

と推測される。

別紙には「ご承知の通り、この節伏水^{（見）}辺りも一段と面倒な事情なので、道を変えて通行すべきでる。あれこ

れ申し上げたい事情もあるが細かくは書き難いので、ひとまず明日時山が下坂するのをお待ち合いなされたい。佐々木氏も上坂の由だ

が、潜伏は一層困難であろうから、軽はずみに動くべきではない」などと記されており、多くの志士たちが斬殺、捕縛された事件後の警戒ぶりがうかがわれる。

署名の「圭」は桂の木扁を取ったもので、他人の目に触れるのを憚り、実名での署名を避けたのであろう。他にも「木」「木圭」「允」など様々な署名があり、寺島宛ての書状は「花都良」としている。

伊勢氏華はこの書状を受け取った頃、大坂藩邸の留守



写真5 桂小五郎書状の解説を聞く来場者

居役であり、上方で活動する志士たちの支援にあたっていた。明治二年（一八八七）に倉敷県権知事（後に県知事）として倉敷へ赴任し、同四年まで在任した。氏華と交遊のあった大橋直諒も「高潔な人物」と高く評価し、さらには優れた文化人でもあった氏華は、倉敷において様々な識者と交友を深めた。そのうちの一人が林孚一である。

氏華は倉敷にやって来る前から孚一が信用できる人物であるとの評を聞いており、着任当初から孚一を信頼して諸事相談したという。⁽²⁴⁾共に当時の倉敷を代表する文化人でもあった二人の交友は深く、その関係から桂の書状が氏華から孚一に渡され、林家所蔵資料として今日に伝えられたのであろう。

先に述べた通り林家資料は、幕末・維新の倉敷を知るうえで欠かせないものとなっている。今後の更なる研究が期待される場所である。

おわりに

今回の展示資料は、著名な人物の書状ということもあって、展示会直前に新聞社の取材が入った。緒方洪庵

【16】、桂小五郎【18】、滝沢篁民【20】らを中心とする書状が、毎日新聞（五月十六日付）、読売新聞（五月二十日付）、山陽新聞（五月三十日付）、朝日新聞（六月三日付）の各紙面で報道され、あわせて展示会開催の案内記事ともなったため、市内はもとより、市外からの来場者の増加や、幅広い年齢層の来場につながったと思われる。

御協力いただいたアンケートの回答や、来観者の直接の御意見から、展示内容はおおむね好評であったと受け止めている。「倉敷市がこれだけ良い資料を持っていたとは知らなかった」「歴史の中の人物が身近に感じられた」「当時の空気に触れることができた」など、企画の目的にかなった反応があったのは喜ばしいことであった。

特に解説タイムは「よりよく資料について知ることができた」「手紙の時代背景がよく分かった」「その手紙の重要性や面白味が分かった」との声が多く、整備室見学ツアーに関しても、参加者から「整理・保存を実際に見て改めて資料の重要性を感じた」「膨大な資料がよく整理・保存されている」といった感想を聞くことができた。さらに、ご来場くださった資料の寄贈者からは「寄贈し

た資料がこのような有効に活用されて嬉しい」とのお声もいただいた。

しかし、その一方で「もっと詳しい資料の解説書がほしい」「釈文に改行の印を入れ、読みやすくしてほしい」「解説の時間をもう少し長くしてほしい」「展示期間を長くしてほしい」「ツアーの人数を制限すべき」などの御指摘もあった。こうした様々な御意見を参考に、次の企画をさらに充実させたいと考えている。

註

(1) 展示資料のうち尾崎家文書【21】のみは受発信者ともに著名人ではないが、なるべく市域各地区のものを取り上げたいと考え児島地区からは日露戦争に関わるこの書簡を展示した。

(2) 井上端木（二七六八～一八四〇）。宮崎屋井上家十世。九世井上素堂の子。和歌・絵画・能楽・雅楽など幅広い芸事に通じた文化人で鶴の絵を得意としたことでも知られる。京都へ出た後は小原姓を名乗り、慶雲、慶雲斎などとも号した（『宮崎屋系譜考』『倉敷市史』第六冊二七一頁（名著出版一九七三年））。

(3) この書状については畑和良「倉敷市所蔵岡山藩家老天城池田家家臣平山家文書」『倉敷の歴史』第二十三号（倉敷市二〇一三年）ですで紹介されている。

(4) 池田由孝（一六四一～一六九六）。岡山藩家老天城池田家の祖・池田由成の三男として生まれ、二代目当主となる。同母の姉（松

寿院）は赤穂の大石良昭の正室で良雄の実母である。（『倉敷市史』第七冊 一一七頁（名著出版一九七三年））。

(5) 石坂堅壮（一八一四～一八九九）。蘭方医。三日月藩士船曳五七郎の子に生まれ足守藩医・石坂桑龜に入門、養子となる。倉敷村で開業し林孚一、伊勢氏華、大橋平右衛門らと交遊。（『倉敷市史』第五冊 二七二～二七八頁（名著出版一九七三年））。

(6) 大橋平右衛門氏正直（一八一〇～一八八七）。中島屋大橋家五世当主。年寄・庄屋格を経て文久元年（一八六一）倉敷村庄屋となる。（山本太郎『備中国窪屋郡倉敷村大橋紀寛家文書』『倉敷の歴史』第二十二号（倉敷市二〇一二年））。

(7) 文久二年（一八六二）九月十四日、通行中の島津久光の行列を乱したとして、イギリス商人らが生麦村（現横浜市）において鹿兒島藩士に殺傷された事件。賠償金問題などから後に薩英戦争を引き起こした。（『日本史広辞典』一六二八頁（山川出版社一九九七年））。

(8) 大橋紀寛家文書Ⅱ―二五―A～K。なお、この文書を用いての論考に吉田雅恵「幕末における民衆的情報伝達ルートについての一考察―備中倉敷村庄屋文書を中心として―」（『岡山県史研究』第十号（岡山県一九八八年））がある。

(9) 立石孫一郎（一八三三～一八六六）。幕末の志士。旧名大橋敬之助。佐用郡上月村（現兵庫県佐用町）の大谷家に生まれ、母の実家作州二宮村（現津山市）の立石家の養子になるが、翌年倉敷村の大橋平右衛門正直の養子となって長女・慶を娶った。後に長州第二奇兵隊に入隊し、慶応二年（一八六六）、脱走兵を率いて倉敷・浅尾陣屋襲撃事件を起こし熊毛郡浅江村（現山口県光市）で謀殺された。（『新修倉敷市史』4近世（下）七六六～七九二頁（倉敷市二〇〇三年））。

- (10) 元治元年（一八六四）、物価高騰に乗じた米の買い占めに
り一部の商人が巨利を得ようとしていると誹謗する小前らの訴
えに端を発し、同年十二月下津井屋が襲撃され殺害放火された
事件。襲撃には敬之助が加わっていたとされる。この後敬之助
は出奔し長州奇兵隊へ入った。（『新修倉敷市史』4近世下
七六九～七七六頁〈倉敷市 二〇〇三年〉）。
- (11) 木山巖太郎『倉子城史談』一二三頁一九一八年。
- (12) 『林孚一・鴨井熊山・立石孫一郎・森田節斎・佐藤正持略伝』
三～五頁 備中史談会 一九四三年（林家資料一―一一）。
- (13) 林孚一（一八一―一八九二）。倉敷村の薬種商・大坂屋当主。
幕末には尊攘運動を庇護。維新後は窪屋郡長を務め様々な治績
をあげた。（『倉敷市史』第五冊 二五九～二六一頁〈名著出版
一九七三年〉）。
- (14) 鈴木重胤（一八二―一八六三）。国学者。淡路国仁井村（現
兵庫県淡路市）の庄屋の家に生まれ、平田篤胤（没後門人）や
大國隆正の門で学んだ。旅の途次しばしば倉敷を訪れている。
（同前―四三頁）。
- (15) 岡元太郎（一八三六―一八六五）。幕末の志士。岡山藩中老・
土肥典膳の家臣。山中嘉太郎とも名乗った。逃亡中林孚一の元
へ寄留したという。作州土居村で自決。（『岡山県歴史人物事典』
二四二頁〈山陽新聞社 一九九四年〉）。
- (16) 武田耕雲斎（一八〇四―一八六五）。水戸藩士。元治元年
（一八六四）に起こった水戸藩士尊攘派による騒乱「天狗党の乱」
の首謀者。（新版『角川日本史辞典』〈角川書店一九九六年〉）。
- (17) 佐藤正持（一八〇九―一八五七）。日本画家。江戸麻布に生
まれ春樹南湖、谷文晁らに絵画を学ぶ。晩年倉敷村の石坂堅壮
宅に寄留し林孚一の庇護のもと『皇朝画史』の制作に励んだ
- がその途中病没し誓願寺に葬られた。（『倉敷市史』第十冊
三四四～三四五頁〈名著出版一九七四年〉）。
- (18) 同右。
- (19) 森脇正之編 倉敷文庫4『倉敷人物二百選』二四頁（倉敷文
庫刊行会 一九七八年）。
- (20) 「寺島忠三郎宛書翰」『木戸孝允文書』第二〈巻四〉二三（木
戸公伝記編纂所版 一九〇三年）。
- (21) 「樋口謙之亮宛書翰」同前文書一七、「岡義右衛門宛書翰」同
前七、「六戸九郎兵衛・北条瀬兵衛宛書翰」同前二一など。
- (22) 大橋直諒（一八四九―一九二二）。中島屋大橋家六代目当主。
倉敷県・小田県の役人を務め、倉敷紡績、倉敷大橋銀行の設
立、伯備線敷設などに功績を残した。（山本太郎「備中国窪屋
郡倉敷村大橋紀寛家文書」『倉敷の歴史』第二十二号〈倉敷市
二〇一二年〉）。
- (23) 直諒は氏華の事を「伊勢氏ハ倉敷在任ノ当時ヨリ格別ノ親
交ハアツタガ（中略）即チ今頃ノ政治家ノ様ニ法律ヤ規則ヤ理
屈ニ偏乾燥無味ノ人トハ異ツテ詩ニ歌ニ絵画モヤレバ茶事モ精
シイ総テ風雅ノ道ニ長ケ、而モ人格高潔ノ人デアッタ」と評し
ている。（『新修倉敷市史』11史料近代（上）五八八頁〈倉敷市
一九九七年〉）。
- (24) 年月日未詳「林孚一翁逸事」（林家資料一―一一二）。
（文責は大島千鶴〈倉敷市総務課歴史資料整備室〉）

展示資料目録

平成26年度資料展示会 倉敷ゆかりの人々の手紙

平成26年6月3日(火)～6月5日(木)

No.	展示資料名	文書群名	史料番号	年月日	形態
1	松原四郎右衛門・布施三益あて池田由孝書状	平山家文書	44	年未詳11日	横切紙
2	井上五蔵あて香川木工書状	井上典彦家文書	2-19-A-3	年未詳6月7日	横切紙
3	井上三郎右衛門・おみとあて慶雲書状		9-19-B-9	年未詳7月7日	横継紙
4	大橋平右衛門あて石坂堅壮書状	東大橋家文書	29-34-11	(文久2年)	横継紙
5	おけい宛敬之介書状		29-12-68	年未詳8月14日	横継紙
6	大橋高之あて衣笠豪谷書状		9-95	年未詳8月9日	横継紙
7	大橋高之あて犬養源三郎葉書		40-569-7	明治21年9月7日	葉書
8	大橋高之あて西穀一書状		40-271-12-6	明治31年1月4日	横継紙
9	大橋平右衛門あて難波立愿書状	大橋紀寛家文書	別2-9-17	年未詳7月5日	横継紙
10	大橋平右衛門あて小磯錠助書状		XIX-16-A-2-7	慶應2年12月1日	横継紙
11	大橋平右衛門あて三島毅書状		箱18 19-3	大正2年6月15日	横継紙
12	大橋平右衛門あて原敬書状		IX-2-1	大正4年9月16日	横継紙
13	小野善太郎あて小野本太郎書状	小野家文書	別1-17-1-1	年未詳2月18日	横継紙
14	宛名不詳・鈴木重胤書状	林家資料	15-25	文久2年10月19日	掛軸
15	林孚一あて節翁書状		17-4-32	年未詳12月31日	縦紙
16	石坂堅壮あて緒方洪庵書状		15-28	年未詳4月7日	掛軸
17	林孚一あて嘉太郎書状		15-33	年未詳12月6日	掛軸
18	北条あて圭書状		17-4-43	年未詳17日	横継紙
19	佐藤理三郎あて滝沢太郎興邦書状		17-4-10	年未詳7月8日	横継紙
20	真中治介あて滝沢篁民書状 ※参考展示		17-4-19	年未詳2月7日	横継紙
21	尾崎あて石井国三郎書状	尾崎家文書	12-122-15	明治38年9月15日	横継紙
22	水沢郁太郎あて犬養毅書状	水沢家文書	1-29	明治42年2月13日	横継紙
23	永山卯三郎あて徳富猪一郎葉書	永山卯三郎宛	159	昭和20年.5月29日	葉書
24	永山卯三郎あて重森三玲書状	書簡	399	昭和15年11月21日	便箋
25	難波晴太郎あて星島二郎書状	難波家文書	24-8	昭和30年1月25日	便箋

平成25年度歴史資料講座

歴史資料整備室では平成24年度に引き続き、倉敷地域の歴史や歴史資料についての理解を深め、歴史資料整備室の活動を広く知ってもらうため、歴史資料講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。

毎回、熱心な受講者から講座の内容等に関連する質問が出されました。アンケートでも、「講師の説明が上手である」「続編をお願いしたい」「新しい知識を得ることができた」「話の内容が筋道立ててあったので分かり易い」「もっと回数を増やしてほしい」「今後とも地域に存在する歴史資料を基にした講座開催を希望する」など、様々な意見が寄せられました。

【会場】 ライフパーク倉敷視聴覚ホール及び中ホール



■第1回目 幕末の倉敷村と玉島港

開催日時：10月26日（土）14：00～16：00
講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）
参加人数：59人

■第2回目 岡田藩主の領内巡見と領民

開催日時：11月23日（祝）14：00～16：00
講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）
参加人数：45人

■第3回目 野崎家文書にみる松平春嶽二通の密書

開催日時：12月1日（土）14：00～16：00
講師：太田健一（中国学園大学非常勤講師）
参加人数：46人

■第4回目 古代備中の人と生活

開催日時：1月25日（土）14：00～16：00
講師：今津勝紀（岡山大学教授）
参加人数：57人

■第5回目 わたしのまちの、伝統行事～美観地区界隈の各地の祭礼～

開催日時：2月22日（土）14：00～16：00
講師：吉原 睦（文化財保護課）
参加人数：34人

平成26年度古文書解読講座

歴史資料整備室では、所蔵の古文書を活用し、「くずし字」を解読するために必要な知識を初心者の方にも分かりやすく解説するとともに、倉敷の歴史について学んでいただくため、平成25年度に引き続き古文書解読講座を開催しました。ライフパーク倉敷市民学習センターと共同開催し、会場はライフパーク倉敷で行いました。30人を募集し、全4回の講座を実施しました。

アンケートでは、「先生がわかりやすく説明してくださり、辞書の引き方もやさしく教えてください」「内容が面白かった」「テーマと史料が適切である」「今後もこの講座を続けてください」「もう少し実習のような時間があればおもしろい」など、様々な意見が寄せられました。



【会場】 ライフパーク倉敷特別会議室

■第1回目 古文書とは何か？、元号や干支、江戸時代以前の人々の名前、大字

開催日時：7月3日（木）14：00～15：30

講師：立石智章（総務課歴史資料整備室）

使用文書：水澤家文書、守屋家文書、平山家文書

参加人数：27人

■第2回目 練習用解読史料の選び方、近世古文書の特徴、くずし字辞典の引き方

開催日時：7月17日（木）14：00～15：30

講師：大島千鶴（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書（倉敷村）、大橋紀寛家文書、守屋家文書

参加人数：27人

■第3回目 寺請証文—候文の慣用語と言い回しに触れる—

開催日時：7月31日（木）14：00～15：30

講師：別府信吾（郷土史家）

使用文書：佐藤實家文書

参加人数：27人

■第4回目 名代官の古文書

開催日時：8月7日（木）14：00～15：30

講師：山本太郎（総務課歴史資料整備室）

使用文書：小野家文書（倉敷村）

参加人数：25人

新刊紹介

倉敷市編著『倉敷市蔵 薄田泣菫宛書簡集 作家編』

(八木書店 二〇一四年三月)

浅口郡大江連島村(現倉敷市連島町)に生まれた薄田泣菫は明治後期の詩壇を代表する詩人であり、随筆家、ジャーナリストとしても知られる。薄田泣菫文庫は、ご遺族から倉敷市へ寄贈された約一七〇〇点の泣菫関係の資料で、研究プロジェクトチームにより調査研究が進められている。本書はその成果の一部が書簡集として上梓されたもので、収録されているのは芥川龍之介、菊池寛、国木田独步など近代日本文壇を代表する作家三八名の一七八通の書簡である。私信であるがゆえに見えてくる、書き手の人柄や動向、人間関係、作品が生まれた経緯、文壇の動きなどを知ることができるのはもちろんのこと、書簡そのものが文芸作品として味わえるのも本書の魅力といえよう。巻末には研究者による解説文もあり、書簡の書かれた背景などが分かりやすくなっている。

※お問合せは書店、八木書店(TEL 03・3291・2961)まで。定価九、八〇〇円(税抜)。

『川田甕江資料集 四』

(川田甕江資料を読む会 二〇一四年五月)

川田甕江資料を読む会は、倉敷市に寄贈され玉島図書館が保管する川田甕江資料を解説しようとする会であり、三宅昭三代表が呼びかけられて平成十七年十月に発足した。代表をはじめ会員の方々は解説の努力を重ねられ、これまで資料集を第三集まで刊行されてきたが、このほど第四集を上梓された。

第四集は、『川田剛探索書 全』と『川田甕江日記』(文久三年九月～元治元年四月)からなる。これまでに刊行された資料集と同じく、ていねいな解説文とその読みが記され、さらに綿密な注がつけられており、非常に手堅く信頼しうる内容に仕上がっている。読み進めると、老中に任ぜられた松山藩主板倉勝静の家臣として、常時諮問にあずかる立場になった川田甕江の広く豊かな人脈と、当時の政治の動きの一端を窺うことができる。既刊の第一集～第三集も、充実した内容に仕上がっており、会員の熱意と努力が窺われる。

※お問合せは川田甕江資料を読む会(TEL 086・445・0974)まで。

大森久雄『倉敷伝建地区の歩み』

(備中倉敷学 二〇一四年一〇月)

大森久雄氏は、高校教諭のかたわら、地方史の調査研究や自治体史編さん事業、部落問題研究、市民運動、町並み保存などに熱心に取り組んでこられた。倉敷市にも大森家文書をはじめ多くの資料を寄贈された。

備中倉敷学は、備中倉敷地方の歴史と文化を学び、文化の向上に資することを目的とする会で、平成十七年十月に第一回を開催して以来、平成二十六年末までに一〇九回の講演会を開いてきた。大森氏は備中倉敷学にも発足当初から顧問として協力してこられた。

本書は、大森氏が倉敷伝建地区の歩みを、項目別の通史にまとめたもので、備中倉敷学から発行された。簡潔な文章で、従来は常識とされてきた伝聞や言い伝えに対しても正確な論述をされている。文化史に特に目を向けられている。

大森久雄氏は、平成二十六年十一月十六日に逝去された。温かい御人柄と多大な御功績に深く敬意を表したい。

※お問合せは備中倉敷学（観龍寺内）（TEL 086・422・

0357）まで。頒価一、〇〇〇円（税込）

『倉敷・総社今昔写真集』

(樹林舎 二〇一四年一〇月)

「今昔写真集」シリーズの一冊。収録範囲は、倉敷・総社両市と早島町。四つの章、十二本のコラムに分けて写真とキャプションが配されている。扱われている写真は、主として昭和三十年代から四十年代にかけての風景や出来事などにまつわるもの。

当該期の倉敷市域は、水島地域の大規模開発により、その後の経済成長の基盤が形成された。一方、倉敷市伝統美観保存条例の公布（昭和四十三年）を経て、美観地区界隈が県下随一の観光地へと躍進したのもこの頃である。従って、我々にとつて馴染みの倉敷が形成されるに至る転換期の記録を集めた一書と評価することができ。

本書最大の特色は、「今昔」の名が示すように、古写真と現況写真を対比しながら観賞できること。今を生きる我々が、何を過去から引き継ぎ何を失ったかを知り、いかに未来を切り拓いてゆくかを考えるための縁よすがともなり得よう。

※お問合せは樹林舎（TEL 052・801・3144）まで。

定価九、二五〇円（税抜）。

■『倉敷の歴史』第二十六号投稿要領

『倉敷の歴史』への投稿を募集します。第二十六号への投稿は、左記の要領に沿って御応募ください。

一 部門

- ① 論文 倉敷市域に関する歴史研究
- ② ノート 倉敷市域の歴史研究の中間時点での報告
- ③ 史料紹介 倉敷市域の歴史に関する諸史料の紹介
- ④ 郷土史家紹介 倉敷市域の歴史に関する郷土史家の紹介
- ⑤ アラカルト 倉敷市域の歴史に関する話題

二 分量

各部門の分量の限度は次のとおりです。

- ① 論文 一五頁程度（上限一八頁）
 - ② ノート 八頁程度（上限一〇頁）
 - ③ 史料紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ④ 郷土史家紹介 八頁程度（上限一〇頁）
 - ⑤ アラカルト 二頁程度（上限 三頁）
- いずれも、註・表・図・写真などを含めての分量です。

三 書式・用紙

原稿用紙は、専用のものを倉敷市総務課歴史資料整備室まで請求してください。

ワープロソフトの場合は、A4判の用紙を縦に使い、一行二五字×二〇行×二段に縦書きで印字してください。印刷原稿とともに電子データ（ワード・エクセルファイル）を提出してください。

なお、本誌の頁単位の組版は、次のとおりです。

本文（13級） 一行二五字×二〇行×二段（縦書）
註（11級） 一行三〇字×二七行×二段（縦書）

四 投稿の手順

平成二十七年五月三十一日までに予定掲載部門、予定題目、予定頁数、要旨（二〇〇字〜四〇〇字、アラカルトは一〇〇字〜二〇〇字）を倉敷市総務課歴史資料整備室宛にお送りください。倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会で執筆の承認・不承認の協議を行います。原稿締切は平成二十七年十月三十一日です（翌年三月発行）。原稿は完全原稿で投稿してください。校正時の修正は御遠慮願います。

五 採否

提出原稿の採否や掲載の順序などについては、審査

歴史資料整備室日誌（抄）

二〇一四年

のうえ決定します。不採用になったり、書き直しをお願いしたりすることがあります。また、予算の制約に伴う全体の頁数の制約のため、必ずしも掲載できない場合がございますので、あらかじめ御了承ください。

六 校正 初校は、執筆者に校正していただきます。 七 備考

原稿は市民向けの内容で、未発表のものに限ります。他との二重投稿はお控えください。図、表などはおおまかな掲載場所を指定してください。註は、末尾にまとめて通し番号で付してください。刊行物には刊行年を明記してください。写真・図版等の掲載許可は執筆者の責任でお取りください。投稿された原稿や写真などは、原則としてお返ししませんので、各自で控えを御用意ください。掲載原稿の転載は、原則として刊行後一年は御遠慮ください。また、転載にあたっては倉敷市の承認を得てください。

八 送り先 〒七一〇―一三九八 倉敷市真備町箭田一 一四一番地一 倉敷市総務局総務部総務課歴史資料整備室宛

◆ 平成25年度

（平成26年）

- 1・25 第4回歴史資料講座
- 2・22 第5回歴史資料講座
- 3・17 第21回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 3・31 『倉敷の歴史』第24号発行
- ◆ 平成26年度
- 4・2～4 倉敷市所蔵東大橋家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- 5・28 第22回倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会会議
- 6・3～5 資料展示会
- 6・16 『倉敷の歴史』第25号編集会議
- 7・3 第1回古文書解説講座
- 7・17 第2回古文書解説講座
- 7・31 第3回古文書解説講座
- 8・7 第4回古文書解説講座
- 8・28～31 倉敷市所蔵東大橋家文書・大橋紀寛家文書整理（岡山大学文学部日本史研究室）
- 10・25 第1回歴史資料講座
- 11・6～7 中国四国地区文書館等職員連絡会議参加（香川県）
- 11・13～14 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会参加（福岡県）
- 11・22 第2回歴史資料講座
- 12・15 『倉敷の歴史』第25号編集会議
- 12・20 第3回歴史資料講座

研究誌『倉敷の歴史』 1～25号（以下続刊。年1回発行）

本誌は、倉敷市における歴史資料の研究成果を市民に還元し、若手研究者などによる市域に関する研究発表の場を設けることを目的に、1991年に創刊されました。倉敷市域の歴史にかかわる古代から現代までの様々なテーマについて、各方面から論文や随筆を寄せていただき、毎年1冊ずつ発行しています。

【頒布・販売中のバックナンバー一覧】

巻号	発行年月	価格
第12号	2002年 3 月	無償頒布
第14号	2004年 3 月	無償頒布
第15号	2005年 3 月	無償頒布
第16号	2006年 3 月	1 部500円にて販売
第18号	2008年 3 月	1 部700円にて販売
第19号	2009年 3 月	1 部800円にて販売
第20号	2010年 3 月	1 部900円にて販売
第21号	2011年 3 月	1 部900円にて販売
第22号	2012年 3 月	1 部900円にて販売
第23号	2013年 3 月	1 部900円にて販売
第24号	2014年 3 月	1 部900円にて販売

※ 各号の詳しい内容については、歴史資料整備室に来室の上で実物を御確認ください。
または、歴史資料整備室ホームページ（<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>）で公開中の目次を御参照ください。上記の一覧は、2015年3月時点で頒布・販売用の在庫があるものを示しています。在庫切れの際は御容赦ください。

【頒布・販売場所】

倉敷市真備支所3階の総務課歴史資料整備室にて頒布・販売しております。御来室の上でお求めください。御来室が難しい場合は、郵送も可能です（要送料・代金先払い）。郵送による入手を希望される場合は、電話（086 - 698 - 8151）またはEメール（hisedit@city.kurashiki.okayama.jp）にてお問い合わせください。入金手続き等について御案内します。なお、最新刊（第25号）については、倉敷市役所本庁の総務課でも取り扱っております。

編集後記

▽『倉敷の歴史』第二十五号をお届けいたします。御執筆いただいた方々には、短期間での御執筆本当にありがとうございます。また、貴重な資料の掲載を御許可いただいた方々にも厚くお礼申し上げます。『倉敷の歴史』も二十五号を迎えました。四半世紀の間継続して発行できたのは、愛読していただいております市民の皆様方の御支援・御鞭撻のおかげと、厚くお礼申し上げます。今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

▽本号には、論文四編、ノート二編、聞き書き倉敷の歴史一編、史料紹介一編、史料群紹介一編、アラカルト一編、展示会記録一編、報告二編を収録しました。力作ぞろいですので、ぜひ御一読されることをお勧めします。

▽平成二十六年年度には、総務課歴史資料整備室では、六月に資料展示会「倉敷ゆかりの人々の手紙」を開催し、事前に新聞報道がなされたこともあり、多くの皆様に御来観いただきました。アンケートを実施したところ、高い満足度を得ました。また、七・八月に古文書解読講座を四回実施し、十月から二月まで毎月歴史資料

講座を実施しました。これらは「展示会記録」「報告」で紹介しています。これらの市民参加ができる事業は、市民の皆様方の声を反映し、今後ますます充実させるよう努力します。

▽倉敷市総務課歴史資料整備室のホームページを開設しています。事業概要、利用案内、刊行物、主な所蔵歴史資料などについて紹介しています。所蔵する歴史資料の目録をホームページ上で公開することを開始しており、今後順次増やしていく予定です。調査・研究の際、事前の検索用に御活用ください。

▽『倉敷の歴史』は、倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会が編集しています。編集実務は総務課歴史資料整備室にて行いました。

▽倉敷市へ多くの資料を寄贈いただくなど多大な貢献をされた大森久雄氏が平成二十六年十一月十六日に逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

▽『倉敷の歴史』第二十五号では、今まで執筆されたことがない新しい執筆者が参加しておられます。第二十六号でも、新しい応募者をお待ちしています。投稿要領にもとづいてふるって御応募ください。

（山本・立石・大島）

倉敷の歴史

第25号

・本誌上で寄稿者の責任において述べられた意見および事実の説明は、倉敷市・倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会としての見解を示すものではありません。

平成27年3月31日

編集 倉敷市文書館（アーカイブズ）研究会
発行 倉敷市
総務局 総務部 総務課

〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1 総務課歴史資料整備室
電話 086-698-8151
E-mail : hisedit@city.kurashiki.okayama.jp

<http://www.city.kurashiki.okayama.jp/1438.htm>